

令和 8 年度

小国町地域防災計画書

(一般災害対策編)

小国町防災会議

沿革	制定・改正日	改正の主な内容
	平成24年 6月 1日	作成（東日本大震災の教訓を反映による全面改正）
	平成25年 6月 3日	修正（熊本広域大水害の検証報告を反映）
	平成26年 6月 2日	修正（災害対策基本法の改正）
	平成27年 6月 3日	修正（土砂災害防止法改正反映）
	平成28年 6月 1日	修正（熊本地震の教訓を反映）
	平成29年 6月 1日	修正（ 〃 ）
	平成30年 6月 1日	修正（ 〃 ）
	令和元年 6月 4日	修正（ 〃 ）
	令和 2年 6月 5日	修正（防災基本計画修正の反映）
	令和 3年 6月 3日	修正（災害対策基本法の改正、R2.7月豪雨災害の教訓等を反映）
	令和 4年 6月 2日	修正（防災基本計画修正の反映）
	令和 5年 5月 31日	修正（防災基本計画修正の反映）
	令和 6年 5月 30日	修正（防災基本計画修正の反映）
	令和 7年 5月 30日	修正（防災基本計画修正の反映）
	令和 8年 5月 25日	修正（防災基本計画修正の反映）

目次

第1章 総 則

第1節	目 的	4
第2節	防災に関し関係機関の処理すべき事務または業務	4
第3節	小国町の災害要因と被害状況	7
第4節	小国町の気象災害の特性	9

第2章 災害予防計画

第1節	水害・土砂災害予防計画	10
第2節	建築物等災害予防計画	14
第3節	火災予防計画	15
第4節	災害危険地域指定計画	19
第5節	気象観測施設等整備計画	21
第6節	防災業務施設整備計画	22
第7節	災害備蓄物資・資機材整備・調達計画	25
第8節	地域防災力強化計画	27
第9節	自主防災組織育成計画	29
第10節	防災知識普及計画	32
第11節	防災訓練計画	37
第12節	避難収容計画	39
第13節	避難行動要支援者等支援計画	45
第14節	医療保健計画	50
第15節	災害ボランティア計画	52
第16節	防災関係機関等における業務継続計画	54

第17節	受援計画	5 5
第18節	復興事前準備計画	5 6
第19節	公共施設等災害予防計画	5 6

第3章 災害応急対策計画

第1節	組織計画	6 1
第2節	職員配置計画	6 4
第3節	応援要請計画	6 6
第4節	自衛隊災害派遣要請計画	7 0
第5節	災害予警報伝達計画	7 1
第6節	通信設備利用計画	7 5
第7節	情報収集・共有及び被害報告取扱計画	7 6
第8節	広報計画	7 9
第9節	水防計画	8 1
第10節	消防計画	8 1
第11節	避難収容対策計画	8 3
第12節	救出計画	9 4
第13節	行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画	9 6
第14節	医療救護計画	9 7
第15節	食料調達・供給計画	9 9
第16節	給水計画	1 0 0
第17節	生活必需品供給計画	1 0 0
第18節	住宅応急対策計画	1 0 2
第19節	交通対策計画	1 0 4
第20節	交通規制計画	1 0 5
第21節	輸送計画	1 0 8
第22節	民間団体活用計画	1 0 9
第23節	労務供給計画	1 1 0
第24節	保健衛生（防疫）計画	1 1 1
第25節	災害ボランティア連携計画	1 1 2
第26節	廃棄物処理計画	1 1 3
第27節	文教対策計画	1 1 6
第28節	障害物除去計画	1 1 7
第29節	公共施設応急工事計画	1 1 8
第30節	農林水産応急対策計画	1 2 0
第31節	電力施設応急対策計画	1 2 0
第32節	ガス施設応急対策計画	1 2 1
第33章	建築物・宅地等応急対策計画	1 2 2

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興の基本方向	1 2 3
第2節 施設災害復旧計画	1 2 3
第3節 その他の災害復旧計画	1 2 5
第4節 災害応急融資計画	1 2 6
第5節 生業資金等貸与計画	1 2 6
第6節 被災者自立支援対策計画	1 2 7
第7節 復興計画	1 2 7

資料編

災害危険箇所河川の部【第2章第4節資料】	1 3 0
土石流危険渓流箇所【第2章第4節資料】	1 3 0
崩壊土砂流出危険箇所【第2章第4節資料】	1 3 2
地すべり危険箇所【第2章第4節資料】	1 3 3
急傾斜崩壊危険箇所【第2章第4節資料】	1 3 4
山腹崩壊危険箇所【第2章第4節資料】	1 3 4
道路危険箇所【第2章第4節資料】	1 3 5
浸水想定区域・土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設 【第2章第1節3(3)資料】	1 3 6
小国町内危険箇所【第2章第4節資料】	1 3 7
土石流危険渓流【第2章第4節資料】	1 4 0
急傾斜地崩壊危険箇所【第2章第4節資料】	1 4 2
小国町災害点検危険箇所【第2章第4節資料】	1 4 6
災害対応資機材・水防資材【第2章第6, 7節資料】	1 5 0
救助物資等備蓄品【第2章第8節資料】	1 5 1
指定避難路【第2章第11節資料】	1 5 2
自衛隊災害派遣要請依頼書【第3章第4節4資料】	1 5 3
J-ALERT（全国瞬時警報システム）の概要【第3章第5節資料】	1 5 4
小国町災害待機要領	1 5 5

別 冊

小国町避難指示等の発令判断基準（平成24年4月策定）

小国町避難所運営マニュアル（平成30年6月策定）：全部改定

第1章 総 則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法第 223 号）第42 条の規定に基づき、小国町において、防災に関し県及び各防災関係機関を通じて必要な体制を確立するとともに、防災行政を総合的かつ、計画的に推進することにより小国町の保全、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 防災に関し関係機関の処理すべき事務または業務

県、町及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに町内のその他防災上重要な公共機関は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

機 関 名	事 務 ま た は 業 務
熊 本 県	1 熊本県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4 水防その他の応急処置 5 被災者に対する救助及び救護措置 6 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通等の対策 7 その他県の所掌事務についての防災対策 8 市町村の災害事務または業務の実施についての援助及び調整
小 国 町	1 小国町防災会議に関する事務 2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4 消防、水防その他の応急措置 5 被災者に対する救助及び救護措置 6 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策 7 その他町の所掌事務についての防災対策 8 町内における公共的団体及び住民防災組織の育成指導
自 衛 隊	1 天災地変、その他の災害に際して航空機あるいは地上からの情報の収集・伝達及び人命又は財産の保護（人員の救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の応急啓開、応急の医療、防疫、給水、炊飯、入浴支援等）

機 関 名		事 務 ま た は 業 務
指 定 地 方 行 政 機 関	九州財務局	1 被災地に対する財政融資資金地方資金の融資に関すること 2 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示 3 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会 4 九州財務局が所掌する国有財産の無償貸付等
	九州農政局	1 農業に関する防災、災害応急対策及び災害復旧に関する指導調整並びに助成 2 農地、農業用施設に関する防災及び災害復旧対策 3 農地の保全に係る海岸保全施設等の災害復旧対策 4 応急用食料（米穀）の調達・供給対策 5 主要食糧の需給対策
	九州森林管理局	1 国有林野等の森林治水事業等及び防災管理 2 災害応急用材の需給対策
	九州経済産業局	1 災害時における物資の供給及び価格の安定対策 2 被災商工業者に対する金融、税制及び労務に関すること
	九州総合通信局	1 非常の場合の有線電気通信及び無線通信の監理
	熊本労働局	1 工場及び事業所等における労働災害防止対策
	九州管区警察局	1 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関するこ 2 広域的な交通規制の指導調整に関すること 3 災害時における他管区警察局との連携に関すること 4 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること 5 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること 6 災害時における警察通信の運用に関すること 7 津波予報の伝達に関すること
	福岡管区气象台 熊本地方气象台	1 台風や大雨、高潮、高波に関する観測施設を整備すること 2 防災知識の普及に努めること 3 気象・地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る・水象等に関する) 警報・注意報及び情報を発表・伝達すること 4 災害発生時における気象・地象・水象等に関する観測資料を提供すること
	九州運輸局 熊本運輸支局	1 災害時における陸上・水上輸送の調整及び指導 2 災害時における自動車運送事業者に対する運送命令 3 災害時における関係機関と輸送荷受機関との連絡調整
	九州地方整備局	1 直轄公共土木施設の設備と防災管理に関すること 2 直轄河川の水防に関すること 3 港湾海岸災害対策に関すること 4 高潮、津波災害等の予防に関する港湾海岸計画 5 緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する申し合わせに基づく適切な緊急対応の実施 6 その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと

機 関 名		事 務 ま た は 業 務
指 定 公 共 機 関 ・ 指 定 地 方 公 共 機 関	西日本電信電話株式会社（熊本支店）	1 電気通信施設の防災対策 2 災害時における非常・緊急通話の調整及び気象予警報の伝達
	郵便事業株式会社 （九州支社）	1 災害時における郵便業務運営の確保 2 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 （1）災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 （2）被災者が差し出す郵便物の料金免除 （3）被災地あて救助用郵便物等の料金免除 （4）被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 3 災害時における郵便局窓口業務の確保
	日本銀行 （熊本支店）	1 災害時における金融対策。すなわち預貯金、り災関係手形および災害関係融資等に関する臨時の措置につき、現地金融機関の指導を行うほか、金融機関の所要現金の確保、損傷銀行券の引き替えその他必要と認められる適宜の措置を講ずる。
	日本赤十字社 （熊本県支部）	1 災害時における医療、助産及び死体処理の実施 2 災害援助等の奉仕者の連絡調整 3 義えん金品、救援物資の募集配分
	日本放送協会及び 放送報道関係	1 気象予警報、災害情報等の災害広報対策
	自動車運送機関 （社団法人熊本県トラック協会、社団法人熊本県バス協会、社団法人熊本県タクシー協会）	1 災害時における自動車等による人員及び救助物資等の輸送確保
	電力供給機関 （九州電力）	1 電力施設の保全、保安対策 2 災害時における電力供給確保
	ガス供給機関 （LPガス協会）	1 ガス施設の保全、保安対策 2 災害時におけるガス供給の確保
そ の 他 防 災 上 重 要 な 公 共 的 団 体	熊本県医師会 熊本県看護協会	1 災害時における医療、助産等の救護
	病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練並びに被災時における収容者保護 2 災害時における負傷者等の医療、助産救助
	社会福祉施設 経営者	1 避難施設の整備と避難等の訓練 2 被災時における収容者保護
	農業協同組合 森林組合	1 農林水産関係の被害調査または協力 2 農作物、林水産物等の災害応急対策についての指導 3 被災農林水産家に対する融資、またはそのあっせん並びに飼料、肥料等の確保、またはあっせん
	金融機関	1 被災事業者に対する資金融資及びその他の緊急措置

機 関 名		事 務 ま た は 業 務
そ の 他 防 災 上 重 要 な 公 共 的 団 体	商 工 会	1 商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、及びあっせん等についての協力 2 災害時における物価安定についての協力、徹底 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん被災事業者に対する資金融資及びその他の緊急措置
	学 校 法 人	1 避難施設の整備及び避難訓練 2 被災時における教育対策
	危険物施設及び高圧ガス、火薬類等の管理者	1 安全管理の徹底 2 防災施設の整備

第3節 小国町の災害要因と被害状況

1. 災害要因

小国町は、九州のほぼ中央、熊本県の最北端、阿蘇外輪山の外側にあり筑後川の上流に位置している。東西北部を大分県、南部を南小国町と隣接し、東西18km南北11km総面積136.72km²で総面積の78%は山林が占めた農山村地域である。

自然は九州山脈の屋根に位置しているため変化がはげしく、夏は涼しく冬は厳しい高冷地帯（平均気温13℃）であり、雨も多く年間降雨量は2,300mmで、南東部から北西部に町全体が傾斜しており、急峻な地形の中で小国郷を流域とした、いくつもの支流が筑後川に合流しながら本町北西部に集中するようになっている。

このような地理的条件などから西側から温かい湿った空気が流入しやすく、流入したその空気は九州山地等の斜面に当たり上昇気流を発生させ、この地域に大雨をもたらす。平成24年7月に発生した熊本広域大水害では、このシステムによって阿蘇外輪山周辺で次から次に積乱雲を発生させる、バック・ビルディング現象により24時間で500mmを超える大雨を引き起こした。小国町にはこのような地形効果により定常的に大雨の降りやすい地理的環境にある。

また、台風に関しては、台風が九州の西岸に接近して北上または西岸に上陸後九州を縦断する場合に暴風・大雨に特に注意が必要である。

本町における気象災害は、以上の気象特性要因、その他の諸要因が重なって起こるものである。

さらに、本町では火山噴火に伴う地震等による災害も発生している。活火山である阿蘇山は、過去に巨大地震である貞観地震（869年、震源：三陸沖）の前後で活動が活発化した経緯がある。

平成28年4月14日と16日には、布田川奈久断層を震源としたマグニチュード7.3、震源地の益城町を中心に震度7を2回記録する平成28年熊本地震が発生し、小国町でも震度5強を記録し公共施設・家屋等の被害が発生した。

2. 被害状況

本町における災害は、戦後は昭和28年及び平成5年の大水害により尊い人命や貴重な財産が失われている。最近では、平成3年の台風第19号や平成11年の台風第18号による強風災害、平成17年の集中豪雨により湧蓋山山腹崩壊で発生した土石流災害及び令和2年7月の梅雨前線による豪雨災害などが発生している。

昭和28年の九州北部地方の大水害は、6月25日～28日にかけて降り続いた豪雨のため北里地区を中心に大洪水が発生し、本町では死者・行方不明者53名、重軽傷者167名の人的被害を始め、流失・全半壊家屋453戸に上り、被害総額は当時の金額で55億円（九州北部全体では死者・行方不明563名、重軽傷1,500余名、被害総額は820数億円）に達する甚大な被害となった。

平成3年の台風19号では9月27日夕方より風雨が強まり、翌日未明まで吹き荒れ、特に人工林における災害では多くの風倒木が発生し、緊急を要する危険箇所は町内117箇所に及び、二次災害を危惧する状況で、平成4年5月より自衛隊が出動派遣され、1ヶ月かけて5地区の風倒木処理が延べ2万人超におよぶ隊員により行なわれた。

平成5年の豪雨災害では、6月18日から降り始めた豪雨により、翌日早朝より杖立地区では自主避難が開始され、避難完了後に民家等10軒を呑み込む土砂災害が発生した。この時、一家3人が一時帰宅しており、その土砂に呑み込まれたが、内1名が30時間ぶりに奇跡的に救出されたものの、残りの2名の尊い人命を失った。しかし、平成3年の災害を教訓として、平成4年に町内全域で自主防災組織が組織されていたため、多くの町民が避難しており、もし自主防災組織がなかったら、その被害は計り知れないものとなっていたと思われる。

平成17年の豪雨災害では、7月10日から降り始めた豪雨は、未明にかけて湧蓋山麓を中心に時間雨量80mmを超える雨量を観測し、小国町を象徴する湧蓋山の山腹が無数崩壊し、下流域に甚大な被害をもたらした。特に、北里地区を中心に河川の氾濫、床上浸水、田畑の冠水、橋梁の流失等が発生した。しかし、平成11年の台風災害以降、町内の山腹にスリットダムが設置されたことにより、多くの流木や土砂が食い止められ、その被害はより甚大なものとはならなかったことが確認されている。平成24年には、阿蘇地方を中心に土砂災害により死者23名、行方不明者2名を出す被害を出した熊本広域大水害が発生している。また、令和2年7月豪雨災害では、停滞した梅雨前線の影響により、県南地域を中心に河川の氾濫や土砂災害等の甚大な被害が発生し、死者65名、行方不明者2名を出す被害が発生した。小国町においても、時間雨量95mmを観測するなど、記録的な豪雨となっており、町内各地で土砂災害や浸水等の被害が発生し、幸いにも人的被害はなかったものの、全壊3棟、大規模半壊8棟、半壊21棟、一部損壊：20棟の住家被害が発生している。（令和4年3月31日時点）

一方、県内の記録では、明治以降の火山による人的被害は、明治5年、昭和7年、昭和28年、昭和33年6月24日（死者12名・負傷者28名）、昭和54年9月6日（死者3名・負傷者11名）に発生している。また、ガス観測体制の整備や火口立ち入り規制の実施により平成9年11月の死者2名を最後に人的被害は発生していない。

また、地震による被害は、平成28年熊本地震により熊本県内で死者274名、負傷者2,739名の人的被害と家屋の全壊8,657棟、半壊34,489棟、被害総額3.8兆円の被害があり、小国町でも負傷者6名の人的被害、家屋の大規模半壊1棟、一部損壊約135棟の被害があった。

過去には、明治22年金峰山付近を震源とした地震により、県内で死者20名、負傷者52名の人的被害があった。また、明治27、28年の阿蘇山西麓の地震、昭和3～4年の小国地方での地震の群発があった。近年では昭和50年の阿蘇北部での地震の群発（負傷者20名、被害額6億4千万円）等による被害があった。

火災による被害は、平成28年10月に発生した殿町地区大規模火災では、老朽化した木造の商店・住家が壁一枚で隣接し短時間の間に延焼し全焼13棟、半焼1棟、部分焼3棟、ぼや1棟、焼損面積3,364㎡と大規模なものとなった。

第4節 小国町の気象災害の特性

小国町における気象災害を原因別に見ると、梅雨前線によるものが最も多く、次いで台風、梅雨期以外の低気圧・前線、火山噴火による降灰や地震となっている。時期的には6月から9月の間が最も多い。

過去の大きな災害には、水害、風害などがあり、小国町の地理的・地形的条件も深く関わっている。

第2章 災害予防計画

第1節 水害・土砂災害予防計画

1. 治山対策

(1) 荒廃地復旧対策

小国町の林野面積は約10,700ha(国有林を含む)で町の総面積13,672haの約78%を占め、その内民有林が10,306haで総面積の75%を占めている。

森林は水源のかん養、土砂崩壊・土砂流出の防止、自然環境の保全、公衆の保健などの多面的機能を有し、町土保全上も重要な地位を占めている。治山事業は森林法、地すべり等防止法に基づくもので、このような森林を造成、維持することにより、山地災害の未然防止などを図っているが、流域保全と局所防災の見地から事業の実施に当たっては砂防、河川事業と連携を保ち、町民の生命財産等の保全を図る方針である。

本町は、急峻な地形が多く、梅雨・台風などの集中豪雨により山地災害発生の危険性が極めて高く、これまでも甚大な災害が起こった。町内には山地災害危険地が多数あり、治山事業では、山地災害危険地の整備を重点的に国及び県にお願いしているところである。

(2) 保安林整備対策

山地における森林の存在は、それによって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用が山地の降雨を地中に浸透させ、降雨直後の地表流下量を減少させることにより河川流量の急激な増加を抑える機能があり、また林木の根系の物理的作用によって表土の流失または崩壊の発生を防止する等、洪水調節機能、渇水緩和機能および浸蝕防止機能等に優れた効果をもっている。しかし、これらの森林が過失や災害によって破壊された場合、また地味劣悪のため粗悪な林相を呈している場合には、放置すれば前記の諸保安機能が低下し又は喪失して国土の荒廃をまねくおそれがある。

これらに対して、質的向上を図るため防災施設を整備しながら改植、補植および下刈り施肥等を実施して、健全な保安林を育成することにより、森林の水資源のかん養機能と土砂の流出および土砂の崩壊防止等の維持増進を図ることとしている。

(3) 山地災害の原因と対策

本町の災害の主なるものは水害であり、昭和28年6月26日の大災害、昭和57年の豪雨災害、平成3年9月の台風第19号災害、平成5年の豪雨災害、台風第13号災害、平成11年の台風第18号災害等により山地が崩壊し、土石流となって流下して人家、農地などに甚大な被害をもたらした。豪雨による山地崩壊の主たる原因は、次のようなものがある。

- ① 無林地状態による山地の浸蝕作用が進み、野溪が発達して起こる山崩れ
- ② 雨水が山腹の地下表層に浸透し、表層土の重さを増加して起こる崩落
- ③ 表層の下部に不透水層があって、雨水の浸透が行われず、不透水層にそって滑落して起こる山崩れ
- ④ 無林地状態の脆弱にして不安定な山地地盤の崩落
- ⑤ 溪流の浸蝕が進み、両岸山腹が不安定となって起こる山崩れ
- ⑥ 不安定な地下水層に雨水が浸透して、その斜面にそって起こる滑落

山地災害危険地については、森林整備保全事業計画等に基づき、山脚固定のための谷止工、溪床勾配安定のための堰堤工事を施行するとともに災害に強い森林を造成し、山地崩壊を未然に防止する。

2. 土砂災害対策

(1) 土石流対策

本町は、町の土地の約8割が山地や丘陵地となっており、豪雨の際には、土砂や流木が一時に土石流となって下流に流送され、人命や人家、耕地、鉄道その他公共施設等に甚大な被害を及ぼすおそれがある。本町において土石流の発生の危険性があり人家に被害を及ぼす恐れのある土石流危険渓流の数は、52渓流（平成11年から平成13年にかけての土石流危険渓流及び土石流危険区域調査：平成15年3月公表）となっている。

阿蘇地域では平成24年7月12日の熊本広域大水害では、死者及び行方不明者25名を出す甚大な被害となった。

県では、「砂防法（明治30年法律第29号）」に基づき、渓流の流出土砂量、災害の状況、流域の地質状況及び経済効果等を検討して砂防指定地に指定し（令和7年12月31日現在2,005箇所、12,016ha）、指定地内における行為の制限を行うとともに、国と連携し土石流対策施設の整備を推進している。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という）に基づき、土石流の発生の危険性があり人家に被害を及ぼすおそれのある5,988箇所を土砂災害警戒区域（土石流）に指定し（令和7年12月31日現在）、警戒避難体制の整備の支援及び危険区域への新規住宅等の立地抑制を図っている。

なお、土砂災害に対する警戒避難に関する基準はレベル4 土砂災害危険警報のとおりである。

(2) 地すべり防止対策

砂防地すべりについては、「地すべり等防止法」に基づき、地すべり防止区域の指定を受けたものは、次の4地区である。【寺尾野地区17ha・はげの湯地区35ha・室原地区30ha・名原地区20ha】地すべり防止区域3地区は地すべり活動が顕著な区域を対象として重点的に地すべり防止対策を推進するとともに地すべりに関する防災知識の普及、警戒避難体制の整備の支援等ソフト面の対策についても整備促進を図る。

(3) 山崩れ等防止対策

山崩れ発生の危険度の高い箇所が点在しているので、山脚固定用谷止工、土石流発生防止用堰堤、山腹緑化工、基礎工その他を施行し、山地の崩落を未然に防止する計画である。

農地のうち、急傾斜地帯に造成された火山灰地帯の畑地等は降雨に対して弱く、耕地の流失、崩壊はもとより、これらに伴い下流の人家にまでも影響を及ぼす可能性がある。これらに対する防災対策として急傾斜対策の農地保全事業を実施する。

(4) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策

最近における災害の中で、集中豪雨による急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）が全国各地で多発し、公共建物、病院、人家密集地等に重大な被害を及ぼしている。

なお、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、小国町防災会議

は、小国町地域防災計画において当該警戒区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとし、町長は、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

なお、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）に対する警戒避難に関する基準は、レベル4土砂災害危険警戒報及び土砂災害警戒避難基準（土砂災害危険度情報）のとおりである。

（５）がけ地近接等危険住宅移転対策及び土砂災害危険住宅移転促進事業

本町においては、毎年のように集中豪雨等によるがけ崩れ災害が発生し、そこに住む人々の生命及び財産に重大な被害をもたらしている。このため、がけ地の崩壊、土石流、地すべり、津波、高潮、出水等の恐れがある危険住宅の移転を促進することにより、住民の生命の安全を確保するため、がけ地近接等危険住宅移転事業制度に基づき、危険住宅の除却に要する経費及び危険住宅に代わる住宅の建設（購入）に要する経費についてその一部を補助及び利子補給するものである。

平成27年度から、土砂災害危険住宅移転促進事業に新たに取り組み土砂災害から住民の生命及び財産を守るため、土砂災害特別警戒区域に居住する方が警戒区域外に移転をする場合、住宅除去費、移転経費、住宅建設・購入費、移転先のリフォーム費等を推進している。

（６）住民の早期避難対策（予防的避難の推進）

平成24年7月に発生した熊本広域大水害では、未明からの記録的豪雨により、県内各所で河川の氾濫や土砂災害が発生し、甚大な被害が発生した。とりわけ、「これまでに経験のないような大雨」を記録した阿蘇地域では、深夜に住民が避難行動を執ることは現実的に困難であり、仮に避難を行ったとしても、かえって被災が懸念される状況であったことが、その後の検証結果から明らかになった。

平成26年8月の広島市の土砂災害でも、夜中の3時台に記録的豪雨が襲い避難勧告の遅れから多くの死傷者を出すことになった。これらの災害を通して得られた教訓は、「空振り」を恐れず、危険が切迫する前に早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効である、という「予防的避難」の考えである。

町は、住民の「いのち」を最優先するという考えのもと、令和2年7月豪雨を踏まえ、大雨等が予想される際の「予防的避難」の徹底により、災害から住民を守るとともに、住民の防災意識の高揚に努めていくものとする。

町及び県は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の発生危険箇所等について調査を行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するようハザードマップ（最大規模の洪水（L2）に対応したもの）、防災マップ、タイムラインや風水害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に提供し、地域の水害・土砂災害リスクや災害時に取るべき行動について普及啓発を行うものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

町は、Web版ハザードマップの公開、リアルハザードマップの設置など、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこ

と等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(7) 土砂災害の警戒避難体制

町は、避難指示等の発令基準や情報収集及び伝達体制（別冊「小国町避難指示等の発令基準」参照）の整備を行う。

また、避難所の開設・運営（別冊「小国町避難所運営マニュアル」参照）の整備や、避難行動支援者関連施設、在宅の避難行動要支援者に対する情報及び伝達体制の整備を進め、避難行動要支援者情報の共有を図るよう努める。

3. 治水対策

(1) 本町河川の概要

本町の河川は、九州のほぼ中央部を縦貫する九州山地を分水嶺として有明海に注ぐ筑後川水系である。これらの河川整備については、国、県、町が分担しそれぞれが直接管轄をしており、お互いが連携しながら優先度の高いものから社会資本整備重点計画に沿って重点的に改修事業を実施している。また、気候変動による水害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組みだけでなく、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国〔国土交通大臣〕及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で行う治水「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

(2) 事業の内容

本町は、地域的特異性もあり、台風や豪雨に見舞われることが多く、近年は、局地的集中豪雨による災害も甚大で、その度に尊い人命、財産が失われている。町ではこれらの災害から町民の生命財産を守るため災害復旧事業を実施している。

(3) 水防法に基づく対応

国及び県は水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、洪水予報河川又は水位周知河川に指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

また、国及び県が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、水防関係者との密接な連携体制を構築するものとする。

また県は、洪水予報河川又は、水位周知河川に指定されていない「その他の河川」についても、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法を用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努めるとともに、町が行う浸水被害軽減区域の指定などに対し助言を行うものとする。

町は水防法に基づく浸水想定区域の指定があったときは、小国町防災会議は、小国町地域防災計画において次に掲げる事項について定めることとする。

- ・洪水予報等の伝達方法
- ・避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ・浸水想定区域内に、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもので洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地（資料編136ページ）

なお、名称及び所在地を定めたこれらの施設については、町は、町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとし、避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示等を行うものとする。

また、浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められたすべての要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、これを町長に報告するとともに、策定した計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、この結果を町長に報告するものとする。

4. 道路橋梁対策

（1）道路対策

崩土、がけ崩れ等のおそれがある山間地域における道路は、逐次、防災コンクリート擁壁、防護網、法面被覆等により整備を図る。特に、緊急輸送道路等については、大規模災害時においても、その機能を相互に補完できるように多重性（リダンダンシー）の確保に努める。

町は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

（2）橋梁対策

本町道には174の橋梁が架設されており、定期的点検と供用区間内に架設されている橋梁で老朽橋及び荷重条件の変更を含めて防災上・交通上の見地から重要度危険度を検討勘案し順次改築及び補修・補強を図る。

第2節 建築物等災害予防計画

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成16年10月に発生した新潟県中越地震、平成23年3月に発生した東日本大震災、平成28年4月に発生した平成28年熊本地震、令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震の被災状況等に鑑み、町民への建築物の耐震知識の普及を図る。

全国的に毎年、火災によって多くの建築物が焼失し、尊い人命や貴重な財産を失っていることに鑑み、防災関係法令等により建築物の防災対策を促進することにする。また、一般住民を対象として建築物に関連する防災知識の高揚と防災関係法令等の周知徹底を図るため、建築物防災週間を年2回実施する。

一方、平成16年にたびたび接近・上陸した台風により、町内各地で屋根瓦飛散等の膨大な建物災害が発生しており、建築物の耐風対策の啓発も図る。

(1) 防災対策の推進

住宅火災による高齢者の死亡率が一般的に高い現状にあることに加えて、高齢化社会を迎える本町では、住宅用火災警報器設置義務化に伴い、平成22年度に各家庭に配布をした。今後も住宅火災予防に向けた住宅用火災警報器設置・点検・交換に関する啓発等、住宅防火対策の推進に努める。

(2) 既存建築物等の防災対策

①耐震改修促進計画及び同実施計画に基づき耐震診断・改修の促進を図る。

②既存の特殊建築物等については、定期報告制度や防災査察等によって建築物の防災維持に努める。

③建築物の外壁や広告板等の落下による人的被害を未然に防止するため、落下物対策を推進する。

第3節 火災予防計画

1. 大規模火災対策

災害予防

災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

ア 県及び市町村は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

イ 県及び市町村、事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

① 県及び市町村、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、地下街等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

② 県及び市町村、事業者等は、高層建築物等において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努めるものとする。ま

た、消防用設備等の防災設備全般の監視、操作等を行うための総合操作盤の防災センターにおける設置の促進を図るものとする。

イ 建築物の防火管理体制

県及び市町村、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、地下街等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

ウ 建築物の安全対策の推進

- ① 県及び市町村は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進するものとする。
- ② 県及び市町村、事業者等は、高層建築物、地下街等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。
- ③ 県及び市町村は、文化財保護のための施設・設備の整備等の防火対策に努めるものとする。

防災知識の普及

(1) 防災知識の普及

県等は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等を示しながらその危険性を周知するものとする。

(2) 防災関連設備等の普及 市町村は、住民等に対して消火器、避難用補助具等の普及に努めるものとする。

迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 避難の受入れ及び情報提供活動関係 指定緊急避難場所については、市町村は、木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

(2) 施設、設備の応急復旧活動関係 県及び市町村、公共機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

(3) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 消防機関は、大規模災害を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

イ 消防機関を始めとする地方公共団体、国の機関、事業者、地域住民等が相互に連携した訓練を実施するものとする。

災害応急対策

(1) 消火活動 消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うも

のとする。

(2) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

警察機関、道路管理者、国〔海上保安庁〕及び非常災害対策本部は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡をとるものとする。

災害復旧・復興

(1) 計画的復興の進め方

防災まちづくり 県及び市町村は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐災化等、建築物や公共施設の不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。

(2) 被災者等の生活再建等の支援

県及び市町村は、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。

(3) 被災中小企業の復旧その他経済復興の支援

県及び市町村は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

2. 森林火災対策

林野火災予防

(1) 林野火災に強い地域づくり

ア 町は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図るものとする。

イ 町は、消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備等を実施するものとする。

ウ 森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努めるものとする。

(2) 防災活動の促進

ア 防災知識の普及

① 林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する県民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施するものとする。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。

② 県及び市町村は、本県の自然条件等についての県民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努めるものとする。

- ③ 林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進するものとする。

イ 防災活動の環境整備

林野火災の予防活動については、地域住民や林業関係者等の協力が不可欠であるので、町は、住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長するものとする。

(3) 林野火災に対する警戒の強化

ア 入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。

イ 市町村は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。

ウ 町は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。

(4) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、消防機関を始めとする県及び市町村は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。

ア 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

県及び市町村等は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進することとする。

イ 消火活動関係

① 県及び市町村は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、関連する資機材の整備を促進するものとする。

② 県及び市町村は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、資機材等の整備を推進するものとする。

③ 県及び市町村は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。

④ 県及び市町村は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

⑤ 県及び市町村は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。

ウ 応急復旧及び二次災害の防止活動関係

県及び市町村は、林野火災により、流域が荒廃した 地域の下流部における土砂災害等の危

険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録等の施策を推進するものとする。

エ 防災関係機関等の防災訓練の実施

消防機関を始めとする地方公共団体、国の機関、林業関係団体、民間企業及び地域住民等が相互に連携した訓練を実施するものとする。

災害応急対策

発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 地方公共団体の活動体制

県及び被災市町村は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。

イ 事業者の活動体制

林業関係事業者は、消防機関及び警察機関を始めとする県及び市町村との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。

(2) 情報提供活動

ア 要配慮者への配慮

市町村は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。

(3) 応急復旧及び二次災害の防止活動

ア 県及び市町村は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。

イ 県及び市町村は、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

ロ 災害復旧

県及び市町村は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

第4節 災害危険地域指定計画

この計画は、洪水、地すべり等により災害発生のおそれがある地域を指定して、行為規制等の必要な措置を講ずるための現況調査、ならびに危険区域の巡視等災害予防上必要な措置について定めるものである。

1. 災害危険箇所等の把握

災害危険箇所の把握については、近年の急激な土地利用形態の変化に伴い、以前から人の居住し

なかった地域が住宅地になる等により危険箇所となっていることもあり、もれのないように常に現状把握を行うものとする。

2. 災害危険地域の現況

- (1) 河川で危険と思われる小国町災害危険箇所河川の部は資料編に記載のとおりである。
- (2) 土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）の発生により危険と思われる土砂災害危険箇所は、資料編に記載のとおり、土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険箇所、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所である。

なお、これら土砂災害危険箇所以外にも土砂災害が発生する場合もあることから、現状把握に努めるものとする。

- (3) 山腹の崩壊等により危険と思われる小国町災害危険箇所山腹崩壊危険箇所は、資料編に記載のとおりである。
- (4) 道路の落石、崩壊等により危険と思われる小国町災害危険箇所道路危険箇所は、資料編に記載のとおりである。
- (5) その他小国町で危険と思われる箇所については、小国町防災計画において明確にしておくものとする。小国町内危険箇所及び災害点検危険箇所は資料編に記載のとおりである。

3. 実施責任者

河川の災害危険地域の巡視および災害予防上必要な措置については、小国町水防計画の定めるところにより、水防管理団体(市町村長)が行うものとする。

4. 危険区域の巡視等

(1) 水防関係

異常降雨等によって、河川の水位が上昇しているとき、または指定河川について水防警報が発せられたときは、水防管理者は前記危険区域について、河川、海岸および堤防等の巡視を行うものとし、また監視のための水防団員(消防団員)を配置するものとする。

(2) 地すべり関係

本町の地すべり区域は、3地区が砂防地すべりとして、1地域が山地地すべりとして、それぞれ「地すべり等防止法」に基づき指定されている。この地すべり防止区域については、「地すべり等防止法」に基づき管理し、行為規制については、同法及び同法施行令によっている。

また、地すべり防止指定区域の標示については、同法施行規則によって明確に区域の標示をなすとともに、阿蘇地域振興局と連携して、随時パトロールを行うこととする。

5. 土砂災害区域の設定

土砂災害防止法の制定により、熊本県は土石流80箇所、地すべり3箇所、急傾斜地136箇所合計219か所の基礎調査を実施し警戒区域・特別警戒区域の指定を行っている。

なお、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、小国町防災会議は、

小国町地域防災計画において当該警戒区域ごとに定めるものとし、小国町防災会議は、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第5節 気象観測施設等整備計画

1. 気象観測施設の概況

町がリアルタイムに情報収集できる気象観測施設は、熊本地方気象台関係の観測施設を始め、各機関の観測施設があるが、概要は次のとおりである。

- (1) 熊本地方気象台
- (2) 防災関係機関（熊本県・松原ダム管理事務所・小国町）

2. 気象観測施設等の整備

(1) 熊本地方気象台

熊本地方気象台は、集中豪雨等の異常気象を監視し、その状況を把握するため、次により万全を期している。

- ① 熊本地方気象台では、次に示す観測施設の気象観測データと、解析雨量、降水短時間予報等により、台風・集中豪雨等の異常気象の監視を行い、きめ細やかな防災気象情報（警報、注意報、情報など）の的確、迅速な提供を行うことに努めている。

イ. 地域気象観測所

熊本市・阿蘇山・人吉・牛深の4か所に地上気象観測装置を設置し、熊本地方気象台で遠隔監視を行う。

ロ. 地域気象観測所

県内14か所に有線ロボット気象計を設置し、四要素（降水量、気温、風向・風速、相対湿度）の自動観測・自動通報を行う。

ハ. 地域雨量観測所

- ① 県内に8箇所雨量計を設置し、降水量の自動観測・自動通報を行う。
- ② 県内関係機関の気象観測施設の実態を把握し観測網整備計画に資する。
- ③ 関係機関における観測所に対し観測技術指導を行い、観測資料の利用を図る。

(2) 防災関係機関

① 雨量水位等の観測施設

現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量、水位等の観測体制、施設の充実・強化等を図るものとする。

なお、防災関係機関の気象観測施設の設置一覧（町内のみ掲載）は、次のとおりである。

所 属	観測所名	所 在 地	保有観測器	種 目
小 国 町	役 場	宮 原 (役 場)	貯水型自記雨量計	雨 量 観 測
	役 場	中原川(宮原戸角橋)	テレメータ	水 位 観 測
	役 場	志賀瀬川(宮原天神橋)		
	役 場	北里川(北里湯本橋)		
	役 場	縦木川(北里小町橋)		
	役 場	杖立川(上田坂本橋)		
筑後川 ダム統合 管理事務所	中 原	中 原	テレメータ	水位雨量観測
	杖 立	下 城 杖 立		
	万 成	上 田 小 原 田		
熊 本 県	小 国	宮 原 柿 の 木	テレメータ	水位観測
	池 鶴	下 城 池 鶴		
	県田原	下 城 薄 瀬	無 線 テレメータ	雨量観測 土砂災害監視
	南 平	上 田 横 野		
	万 成	上 田 小 原 田		
	西 里	西 里 丸山谷中ノ原		
	岳 湯	西 里 台		
	筑後川	宮 原 (志賀瀬川合流地点)	河川監視カメラ	水位監視

② 熊本県防災・行政情報通信ネットワークシステム

通信衛星を使った熊本県防災・行政情報通信ネットワークを活用し、ファックス通信・映像受信により正確で敏速な情報の収集を行う。

本町では、このシステムを有効に活用するものとする。

第6節 防災業務施設整備計画

災害発生 of 未然防止および被害の拡大を防止するための水防、消防および救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備または推進に関する計画である。

1. 水防施設

水災を防ぎよし、または、被害の軽減を図るためには応急対策の円滑化を期する必要がある。そこで、これらを実施するために必要な水防施設の現況を把握するとともに、逐次これらの整備促進を図るものとする。

(1) 水防資材

小国町の所有する水防資材は資料編に記載のとおりである。

(2) 水防資材および器具の整備方針

水防管理団体(小国町)は、被害の軽減を図るために計画的に機材器具を整備するものとする。

2. 消防設備

小国町における消防施設の現況を把握するとともに、小国町消防力の充実を図るため、消防施設等の整備を次により強力に推進するものとする。

(1) 消防施設等の現況

小国町における消防施設等の現有状況は、令和7年4月1日現在で次のとおりである。

ポ ン プ			無線機		消防水利	
ポンプ 自動車	積載車	小型動力 ポンプ	車載	携帯	消火栓	防火水槽
4	20	24	27	10	267	93

(2) 消防施設等の整備計画

消防施設等を整備するよう強力に推進するものとする。

3. 救助設備

災害が発生し、人命を救助するために必要な救助用具または、り災者を救護するための救護用具等について計画的に整備を進める。

4. 通信設備

(1) 県、市町村、関係機関は、災害時の通信手段について、平時からその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。

ア 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・多重化・耐震化及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保すること。

イ 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。

ウ 画像等の大容量データの通信を可能とするため、ネットワークのデジタル化を推進すること。

エ 非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害及び風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を図ること。

オ 平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的の実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向けて、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。

カ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、国〔総務省〕と事前の調整を実施すること。

キ 通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めること。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統

制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的を実施するよう努めること。

ク 携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。

ケ 被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム(ヘリサット)、固定カメラ等により収集し、迅速かつ的確に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。

コ 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。

サ 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めること。

シ 情報通信手段の施設については、平常時から管理・運用体制を構築しておくこと。

(2) 電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、県及び市町村の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

(3) 県水防テレメータ等無線施設の現況

水防テレメータ無線施設は、県下主要地点に設置された水位、雨量、潮位、風向及び風速観測局の観測データを県庁監視局で収集解析し災害の未然防止に努めている。その他、県庁と国土交通省熊本河川国道事務所間に無線回線を設置し、国土交通省等関係機関との災害時の通信回線として、災害時の通信確保を図っている。

筑後川に河川水位監視カメラが新設され、更に情報収集が強化された。

(4) 防災情報通信計画

平成2年7月2日の集中豪雨は阿蘇中部に大きな災害をもたらした。電話回線の故障により数日間電話が不通状態になり、小国町からは一の宮が中継局になっているため市外電話もパニック状態となり、5分の1の通話率だった。これは回線に電話が殺到した場合、自動的に回線不能が作動するものである。

平成3年9月27日の台風19号は九州から北海道まで吹き荒れ、各地で災害が発生した。風速50メートルの風台風は、電柱を倒し、電話線等各ライフラインを寸断し、情報がストップしてしまい防災活動の遅れを招いた。

平成5年6月18日の阿蘇北部の集中豪雨は、午前6時から正午までに、216ミリの雨量を記録した。山腹崩壊、倒木、道路災害、孤立する集落。特に杖立では土砂崩れにより2名の尊い生命が奪われた。

防災における情報の構築は急務であり、また有線の場合、もし線が切れたら情報はストップしてしまう。災害時の緊急の場合は、無線放送が確実であることを確信した。

防災においては、初期連絡が最も重要である。そのため、災害緊急放送は防災行政無線とコミュニティFM放送で同時に行い、その後の連絡はどんな場所でも聞くことができるコミュニティ

F M放送で随時行う。

しかし、防災行政無線整備後 15 年ほどを経過しており、施設の老朽化が進み機器の更新時期となってきた。対応住民の安心安全に直結する施設であり、無線のデジタル化も視野に入れた、計画的な整備が必要である。平成 29 年度において小型無線機(トランシーバー型)を携帯電話対応型に更新した。

また、平成 23 年度からは、光ファイバーネットワークを利用した F M 告知機器を各家庭に導入し、上記無線放送施設に加え緊急時の連絡手段の確保を図った。また、小国町の自主放送(C A T V)の整備により、日頃の啓発や緊急時の情報発信の整備も行った。

その他、登録制メール(安全安心メール・消防団・役場職員)の活用も有効であり、今後も推進していく。また、緊急速報メールについても携帯電話会社 3 社ともに加入している。

なお、衛星携帯電話についても 2 台導入している。

阪神大震災や東日本大震災をはじめとする近年の大災害において、情報施設の整備は急務であり、同時にそれは人材育成、生活文化の向上に役立つものがより望まれる。このような情報システムの整備で、防災のみならず、農業情報、行政、生活などの地域文化を構築できるものである。

5. 庁舎施設整備計画

町庁舎(出先機関を含む)は、地域における災害応急対策及び復旧対策の拠点施設となる施設であり、大規模災害発生時の機能の確保を図ることが重要である。このため、耐震性及び耐火性の確保に努めるとともに、庁舎及び設備等の管理者は、災害発生直後の点検及び応急復旧について平時から体制等の整備をしておくものとする。令和元年度には庁舎耐震化を実施した。

また、災害発生時の被災者の円滑な救出・救助活動等に支障が生じないように、住民情報等の保管場所や保管媒体を複数確保するなどのバックアップ体制を整備しておくものとする。

第 7 節 災害備蓄物資・資機材整備・調達計画

災害発生に際し、被災者の応急救助対策の迅速かつ、的確な実施に資するための救助物資等の備蓄は、本計画の定めるところによる。

町は、物資の調達供給体制の確保のため、あらかじめ、他自治体・民間事業者との協定の締結や輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、協定の締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

1. 食糧・衣料・生活必需品等の備蓄

(1) 小国町の所有する救助物資等の備蓄品は資料編(151ページ)に記載のとおりである。

なお、今後も計画的に災害発生時に食糧・生活必需品の確保に努める。

(2) 救助物資等の備蓄品の整備計画

り災害の応急救助対策の迅速かつ、的確に対応するため、今後も計画的に整備を進めていく。

2. 災害用装備資機材の整備充実

(1) 資機材の整備充実

小国町の所有する災害対応資機材等の装備品は資料編（150ページ）に記載のとおりである。

なお、災害応急対策の効果的実施のため、必要に応じて災害用資機材の整備充実に努めるものとする。その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

(2) 資機材の調達

災害時における必要な資機材等の円滑な調達・支援要請等を図るため、平素から防災関係機関・団体相互間の緊密な連携・協力関係の保持に努めるものとする。

(3) 防災関係機関や民間事業との連携

町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について地域内の備蓄量、供給量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関・団体相互間の緊密な連携に努めるものとする。

3. 燃料備蓄

町は、支援物資供給、救急医療、道路等ライフラインの復旧等に必要な燃料について、ガス・石油取扱団体と連携し、災害時の円滑な燃料供給体制の構築に努めるものとする。

4. 救援物資の管理・輸送等

町は、救援物資の管理・輸送等について、あらかじめ民間事業者との間で連携をとり、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

町は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を開設し、その周知徹底を図るとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。

町は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

第8節 地域防災力強化計画

住民は、「自らの命は自らが守る」という防災の基本に基づき、平時から災害への備えを心がけるとともに自治会等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

町は、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、住民一人一人があらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（一人ひとりの防災行動計画）」の普及を始めとして、住民等に啓発を行うとともに、自助・共助の取り組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報等に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや率先して自ら避難することで、他の住民の避難を誘発する「率先避難者（ファーストペンギン）」の育成を図るとともに、自主防災組織の活動活性化及び地域間の取組の底上げに向け、地域防災リーダーを対象とした研修及び全体会議を実施し、県内の地域防災リーダーの育成・連携強化を進める。加えて、県民の防災情報収集手段として幅広い年代でスマートフォン等の利用が進んでいることを踏まえ、SNSやWEB広告等によるプッシュ型の情報発信を行い、自助の促進に向けては「避難場所の決定」を、共助の促進に向けては「自主防災組織の活動活性化」に資する内容を重点的に発信する。

また、県及び市町村は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。町は、駐車場利用協定を締結するなど車両避難先の確保に努めるものとする。

1. 自助

住民は、「自らの身の安全は自ら守る」、「自分で出来ることは自分で行う」が基本であることに自覚を持ち、平時に防災知識の習得に努め災害に備えるものとする。

（1）平時の取組

ア 知識等の取得

- ・過去の災害の発生状況
- ・気象予報警報等の種別と対策
- ・防災訓練等への参加

イ 事前の確認

- ・命を守る防災行動計画「マイタイムライン」の作成
- ・自宅周辺のハザード
- ・避難するタイミング
- ・避難場所及び避難方法（指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、災害危険箇所）
- ・家族等との緊急・安否確認方法
- ・就寝場所の安全確認

- ・災害情報の入手方法
- ・近隣の井戸の位置等の確認
- ・防災行政無線戸別受信機等のスイッチ確認
- ・自家用車も含めた事前避難先の確保

ウ 事前の備え

- ・地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済への加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強
- ・防災メールサービスへの登録
- ・最低 3 日分（推奨 1 週間分）の水・食料等生活必需品の備蓄（日常備蓄 ※含む）
※日常備蓄：日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入しておく備蓄方法で無駄にならない。
- ・非常持ち出し品（非常食品、マイナンバーカード、おくすり手帳（コピーでも可）、着替え、懐中電灯、ラジオ等）の準備
※非常用持出品として準備しておく物は、薬の服用の有無など家族の状況によって異なる。
- ・自動車へのこまめな満タン給油

2. 共助

住民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平時から自治会や自主防災組織・事業所等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進めるとともに、地祇に掲げる平時及び災害時の活動を行うよう努めるものとする。

（1）平時の活動

ア 防災に関する知識の普及

イ 地域一体となった防災訓練の実施（町等と連携した訓練等）

- ・避難指示等の地域への情報伝達訓練
- ・被害状況（安否確認含む）の把握、町への情報伝達訓練
- ・避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
- ・避難所の運営訓練
- ・消火訓練 等

ウ 情報の収集伝達体制の整備

エ 火気使用設備器具等の点検

オ 防災用資器材等の備蓄および管理

カ 危険個所の点検・情報共有

- ・地域の見廻り
- ・地域防災ハザードマップの作成
- ・避難行動要支援者の把握
- ・地域内にある他組織との連携促進

(2) 災害時の活動

- ア 地域内の被害状況等の情報収集・市町村への伝達
- イ 出火防止・初期消火の実施
- ウ 地域内における避難指示等の情報伝達
- エ 地域住民に対する安否確認及び避難誘導
- オ 避難行動要支援者等に対する避難支援
- カ 救出・救護活動への協力
- キ 避難所の運営
- ク 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握
- ケ 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

3. 事業所による防災力の向上

- (1) 事業所は、地域の防災訓練等へ積極的に参加する等、平時から地域の住民とコミュニケーションを図り、特に要配慮者利用施設においては、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うものとする。

また、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行う等、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を行うよう努める。
- (2) 事業所は、災害時に事業所の果たす役割（生命の安全確保、熊本地震検証二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。
 - ア 防災体制の整備
 - イ 防災訓練の実施
 - ウ 事業所の耐震化・耐浪化
 - エ 予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し
 - オ 電気・水道・ガス等の重要なライフラインの供給停止への対応
 - カ 取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施
- (3) 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など防災応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、県、市町村との協定の締結や防災訓練への参加等により、防災施策の推進に協力するよう努めるものとする。
- (4) 事業所は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第9節 自主防災組織育成計画

本計画は、近隣住民の協同の精神と連帯感に基づく防災組織の整備充実を図り、防災意識の高揚並びに人命の安全を確保するため、自主防災組織を編成し大規模な災害、事故等に備えるものである。

1. 自主防災組織の方針

地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動能力が著しく制限され、十分な住民支援ができないことが予想される。

このような場合には、地域住民が協力し合い、組織的に防災活動を行うことが、住民の生命・身体・財産を守る主要な力となり、この活動が最大限の力を発揮できる体制を確立しておくことが被害の軽減を図るうえで、極めて重要である。

このため、町民、町、県及び事業所は、地域住民による防災活動を担う組織「自主防災組織」の結成及び活動活性化を促進する。

- (1) 町民は、自らが被害の防止・軽減を図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域でできることは地域で行う」を目的として、地域住民による自主防災組織づくりを積極的に進める。また、町民は、平時から防災訓練を始めとする自主防災組織の活動に積極的に参加するとともに、地域の防災活動における自らの役割を自覚し、防災知識の習得に努める。

- (2) 町は、地域防災計画に、自主防災組織の整備計画を定め、県や消防などの関係機関と連携しながら、その結成を主体的に促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な支援、助言及び指導を行うものとする。

また、町は、自主防災組織や防災士等の多様な主体と消防団や事業者等との連携体制の構築に努めるとともに、災害時に自主防災組織と連携して地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握し、地区防災計画の作成推進や訓練等を通して連携体制を確保するものとする。

2. 地域住民等の自主防災組織

(1) 組織の育成指導及び強化

小国町は、小国町地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、自主防災組織の育成、強化に関して必要な助言及び指導等を行うものとする。

県は、自主防災組織に関する啓発活動、自主防災組織リーダー研修会、優良自主防災組織に対する表彰等を通じて、小国町が行う当該組織結成の取組みに対する支援を行うものとする。

また、県及び小国町は、自主防災組織相互間の情報交換及び連携の場として、自主防災組織活動推進協議会を通じ、自主防災組織の資質向上及び活性化を図るものとする。

(2) 組織の編成単位

- ① 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待出来る規模であること
- ② 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(3) 組織づくり

既存の町内行政区等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。

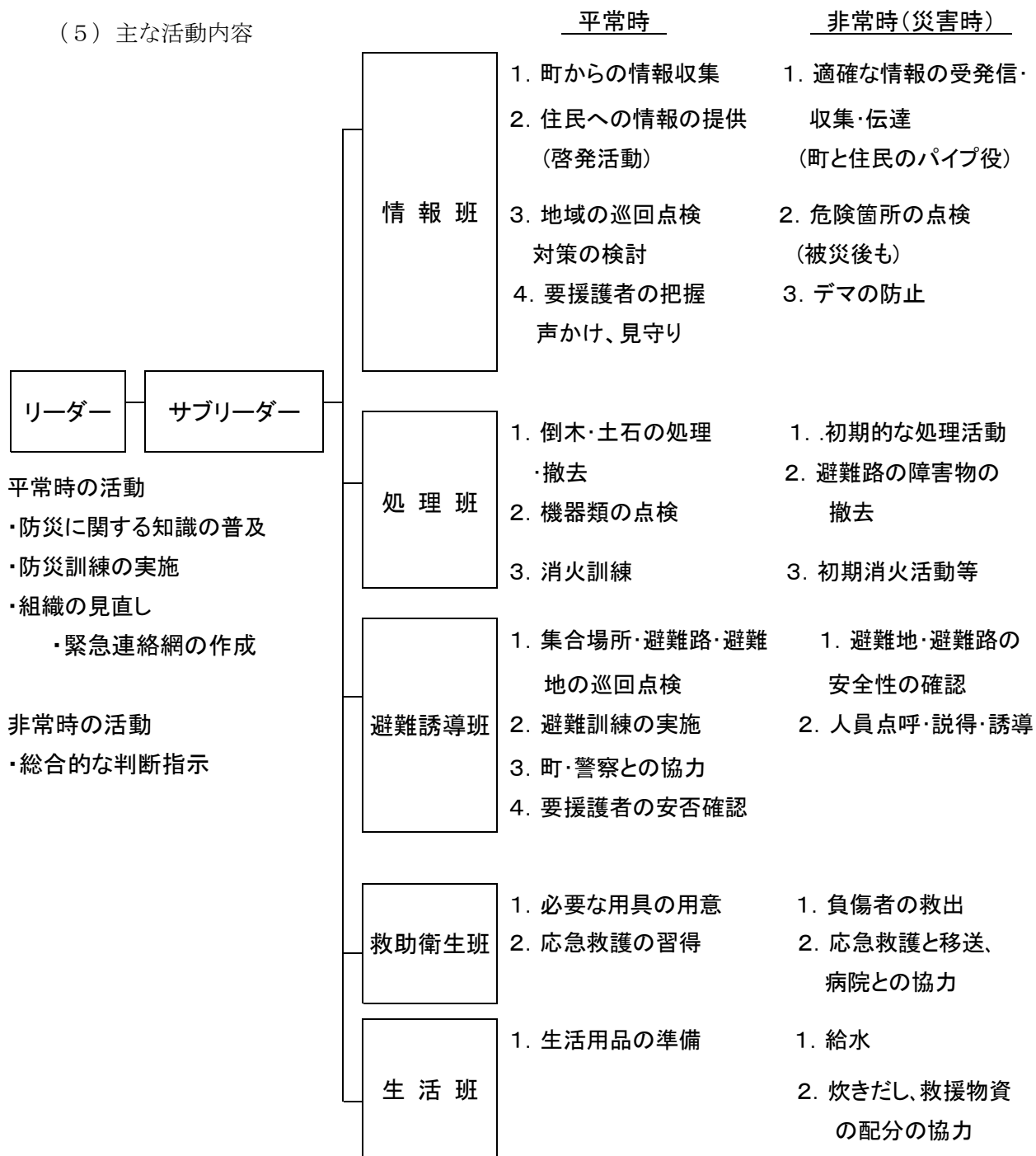
- ① 町内行政区等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- ② 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する。

③ 自主防災組織の活動を活発にするため、リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行い、防災士の自主防災組織の中心となるリーダーやサブリーダーの育成を図る。

(4) 活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、態様を充分生かした具体的な活動計画を制定するものとする。

(5) 主な活動内容



3. 事業所の自衛消防組織等

大規模地震発生時には、多数の者が利用・従事し、または危険物を製造・貯蔵する施設・事業所等においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害の発生が予想されるため、これらの被害の未然防止・軽減を図るため、施設等の代表者や責任者は、自衛消防組織等を結成し、あらかじめ消防・防災計画を定め、訓練を積み重ねておくものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、町が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

4. 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

また、町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

なお、町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第10節 防災知識普及計画

防災に関し、関係機関職員および一般住民のより一層の自覚と理解を深めるため、災害予防または災害応急措置等防災知識の普及徹底を次により図るものとする。

1. 方針

台風、大雨、などによる災害を最小限に食い止めるためには、町等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、町民一人一人が日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独または共同して計画的かつ継続的に行うものとする。

その際には、要配慮者への対応や男女双方の視点等に配慮するものとする。

また、町は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、災害と防災に関する県民の理解向上に努めるものとする。

さらに、町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や双方の視点等を踏まえながら防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

2. 町職員に対する防災教育

台風、大雨、などの災害発生時に地域防災計画の実行上の主体となる町職員には、災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。

このため、町は、防災業務に従事する町長を始め防災担当職員に対して次の防災教育を実施し、職員の災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、日頃、防災業務に従事しない職員でも、災害時に直ちに対応できるための簡単なマニュアル作成に留意し、研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力向上に努めるものとする。

(1) 教育の内容

- ① 小国町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- ② 非常参集の方法
- ③ 各種災害の原因、対策等の科学的、専門的知識
- ④ 過去の主な被害事例
- ⑤ 防災関係法令の運用
- ⑥ 防災システムの操作方法
- ⑦ その他必要な事項

(2) 教育の方法

- ① 講演会、研修会等の実施
- ② 防災活動の手引き等印刷物の配布
- ③ 見学、現地調査等の実施

3. 住民に対する防災知識の普及

町は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、一般住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、気候変動の影響も踏まえつつ、風水害や火災等一般災害に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。

さらに、工場災害防止運動、交通安全運動等の災害安全運動のなかに自然災害時における避難救助計画を加味して運動を実施するなど、できるだけ機会をとらえて関係職員および住民に対する防災知識の普及徹底を図るものとする。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や男女共同参画の視点にも十分配慮するものとする。

(1) 県広報媒体等の利用

広報誌等の印刷物、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等

- (2) パブリシティ活動の展開
 - 報道機関への情報提供
- (3) 映画、スライドの利用
- (4) 広報車の巡回
- (5) その他講習会等の開催

4. 住民に対する防災知識の普及の内容

(1) 小国町地域防災計画の概要

災害対策基本法第42条に基づく「小国町地域防災計画」を作成し、または修正したときは、その概要を適宜普及周知するものとする。

(2) 災害予防及び応急措置の概要

災害の未然防止若しくは軽減が、一般住民等に対する予防知識の普及徹底によって、十分図り得る事項については、予想されるそれぞれの災害シーズン前に普及徹底するよう努めるものとする。前述の普及事項は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 火災予防の心得
- (イ) 気象予警報等の種別と対策
- (ウ) 災害危険箇所の認識
- (エ) 指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (オ) 生活の再建に資する行動（被災後、片付けや修理前に被災箇所等の写真を撮影すること。）
- (カ) 台風襲来時の家屋の保全方法
- (キ) 農林水産物に対する応急措置
- (ク) 3日分の食料（アレルギー対応食品等を含む。）、飲料水、携帯トイレ等の備蓄
- (ケ) 消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカーの設置
- (コ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ(周波数帯 76MHz～99MHz 対応機種)、乾電池、マイナンバーカード、おくすり手帳（コピーでも可）等）の準備
- (サ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (シ) 夕方明るいうちからの予防的避難
- (ス) 寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）
- (セ) 防災行政無線戸別受信機等のスイッチ立ち上げ
- (ソ) 防災サイレン吹鳴の意義
- (タ) 避難先および避難方法
- (チ) 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (ツ) 避難が困難な場合の対応（深夜の豪雨など）
- (テ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や、企業や学校の計画的な休業・休校等について
- (ト) 避難所生活のマナーとルール

- (ナ) 防疫の心得及び消毒方法等の要領
- (ニ) 災害時の心得
- (ヌ) 自動車運転者のとるべき措置

(3) 建築物に関する各調査の周知

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険損害調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、被災者に明確に説明する。

(4) 普及の方法

防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、防災ハンドブックや体験型学習等様々な手段の活用に努めるものとする。

ア 社会教育を通じての普及

自主防災組織、防災士、PTA、成年団体、婦人団体等の活動や会合、各種研修会、講習会等の機会を活用する。

イ 広報媒体等による普及情報の出所を明確にしたうえで、次の媒体をはじめとする、有効かつ適切な媒体等を活用する。

- (ア) 町広報媒体の利用
- (イ) 広報車の巡回
- (ウ) 講習会、研修会等の開催

ウ 防災訓練等における普及

県及び町は、講習会への開催等を通じて、自然災害についての認識を深めるとともに、住民に対して各種訓練（消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等）への積極的な参加を呼びかけ、住民参加型の訓練の実施等、体験による知識の普及及び技術の向上への取組みを継続的に実施する。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや正常性バイアス（自分は災害に遭わないという思い込み）の危険性等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

5. 学校教育における防災知識の普及

町は、学校における体系的なかつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実を図るものとする。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、地域と連携した避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。

- ① 災害時の身体の安全確保の方法
- ② 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割
- ③ 風水害等災害発生のおそれ
- ④ 防災対策の現状

なお、風水害等の災害が発生した場合において、自らの命を守るため主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

また、災害時の保護者への児童の引き渡し方法について、あらかじめ検討し、周知するものとする。

(2) 指導者に対する防災知識の普及

研修会等を通じて、指導者の資質向上を図るものとする。

また、教職員の中から防災に関する専門知識を有する人材を育成し、町内外の大規模災害発生時に学校を支援できる体制を整備する。

(3) 学校における消防団員等が参画した防災教育の推進

県及び町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

6. 防災上重要な施設の管理者等の指導

町及び防災関係機関は、防災上重要な施設の管理者に対し、次の内容を中心に防災対策研修等を実施し、その資質の向上を図るものとし、特に出火防止、初期消火、避難誘導等発災時に対処する体制の整備を推進するものとする。

- (1) 避難誘導等防災体制の整備
- (2) 風水害等災害の特性及び過去の主な被害事例
- (3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理
- (4) 出火防止、初期消火等の任務役割
- (5) 防災業務従事者の安全確保

7. 防災知識の普及の時期

町及び防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。

※ 火山防災の日：8月26日 防災の日：9月1日 津波防災の日：11月5日

防災とボランティアの日：1月17日

8. 防災相談

県、町及び防災機関は、一般住民に対する防災知識の普及活動の一環として、防災相談体制を整え、住民からの相談に随時、適切に対応するものとする。

9. 災害教訓の伝承

県、町等は、過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を後世に伝えていくよう努めるものとする。

また、住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、住民による災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第11節 防災訓練計画

防災関係機関は、地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。

また、訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するとともに、女性の視点にも配慮するよう努めるものとする。

1. 総合防災訓練

(1) 目的

災害発生時には、家屋倒壊やがけ崩れ、増水による孤立等からの救出・救護、住民の避難・消火、通信や交通網の寸断等による混乱に対し、各種の対策が同時に要求される。

このような特性から、小国町防災訓練は風水害や大規模地震を想定した訓練を実施し、防災関係機関の職員の能力向上、防災関係機関相互及び防災関係機関と住民等との連携強化、さらには住民の防災意識の高揚を図るものとする。

訓練に当たっては、可能な限り実践的な訓練に努めるものとする。

(2) 訓練計画

小国町や防災関係機関は、自主防災組織、ボランティア団体及び地域住民等の協力のもと、開催地の地域特性等に応じた各種の個別訓練を有機的に連携した総合的な訓練を実施するものとする。小国町では例年各大字を持ち回りで実施している。

訓練の内容は概ね次のとおりとする。

- | | | |
|--------------|---------|--------|
| ① 情報収集伝達 | ⑤ 救出・救助 | ⑨ 道路警戒 |
| ② 安否確認、避難所運営 | ⑥ 医療救護 | ⑩ 防疫 |
| ③ 避難誘導 | ⑦ 消防・消火 | |
| ④ 災害警備 | ⑧ 水防 | |

2. 防災関係機関の個別防災訓練

災害発生時の活動の要となる防災関係機関については、その処理すべき事務又は業務を的確・迅速に処理することが要求されるため、個別に訓練を繰り返し実施する必要がある。

このため、小国町をはじめとする各防災関係機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。

この場合、初動時の対処訓練や孤立地域対応訓練など具体的な事案を想定するとともに、実動訓練と図上訓練を組み合わせるなど効果的な訓練となるよう工夫を行うものとする。

- (1) 参集(非常呼集)訓練
- (2) 災害対策本部等設置訓練
- (3) 情報収集伝達(通信)訓練
- (4) 水防訓練
- (5) 消防訓練
- (6) 避難(誘導)訓練
- (7) 救出・救護訓練
- (8) 輸送訓練
- (9) 安否確認及び避難所運営訓練
- (10) その他必要な訓練

3. 住民等の訓練

災害発生直後においては、地域住民の自主防災組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには日頃からの訓練の積み重ねが必要である。

このため、町・消防機関及び関係機関は、これらの防災組織の訓練について必要な助言及び指導を行うものとする。

なお、住民等が行う訓練については、自主防災組織のリーダーや地区ごとのリーダーの参加を求め、効率的、実践的な訓練実施に努めるとともに、住民は地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。

4. 訓練の時期・場所等

(1) 訓練の時期

「防災週間」など訓練を行うのに最も訓練効果のある時期を選んで実施するものとする。

本年は、大字北里・西里地区を対象とした小国町防災訓練を11月に実施予定

(2) 訓練の場所

訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施するものとする。たとえば、洪水の危険がある地域、火災危険地域または土砂災害警戒区域指定地区等それぞれの活動が強く要請される場所等を選定するものとする。

(3) 訓練の実施・指導等

町は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、

居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(4) 訓練実施における要配慮者等への配慮

実地訓練に住民参加を求める場合は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分な配慮を行うものとする。

(5) 訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努めるものとする。

5. 複合災害想定訓練

町、防災関係機関は、様々な複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第12節 避難収容計画

1. 避難場所、避難路の整備及び選定

(1) 緊急避難場所及び避難所

① 広域避難場所の整備計画

町は、大規模災害発生時に周辺地区からの避難者を収容し、特に市街地の大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する広域避難場所の整備計画を検討するものとする。（別冊「小国町避難所運営マニュアル」参照）

② 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公園、公民館、学校等の公共的施設等を優先対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るため必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

また、平成28年熊本地震においては、多くの避難者が指定避難所以外の避難所に避難せざるを得なかったことを鑑み、避難所の見直し及び機能強化を図る。

指定緊急避難場所については、町は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定するものとする。指定した指定避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

なお、指定緊急避難場所の指定に当たっては、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（平成 29年 3月）を参考とするものとする。

指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることなどが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。（別冊「小国町避難所運営マニュアル」参照）

さらに、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保するとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

また、町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。さらに、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に合わせて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

指定緊急避難場所については、案内標識及び誘導標識等を設置し、平素から防災訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。さらに、指定緊急避難場所及び指定避難所については、耐震化を順次進めるものとする。

避難所の整備として令和元年度に杖立防災センター（避難所）を建設。令和2年度に上田多目的集会所と西里多目的集会所の耐震化及び旧万成、下城、蓬萊小学校体育館の照明灯の落下防止対策を実施した。

その他避難所の整備計画を小国町「平成28年熊本地震復興まちづくり計画」に定め、復興基金等を活用しトイレの洋式化や小型発電機・夜間照明の確保等を順次整備してきた。

また、令和2年度から令和6年度までの5年間で各指定避難所の避難所標識及び避難誘導標識等の整備を実施している。

（2）避難路

① 避難路の整備計画

町は、指定緊急避難場所又はそれに相当する安全な場所に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路等の整備を検討するものとする。

② 災害発生時に安全な避難路の選定

町は、避難場所の選定に併せて、状況等に応じてあらかじめ避難路を選定、整備するものとする。

(3) 避難所の環境整備等

町は、指定避難所となる施設について、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとし、併せて、避難所を円滑に運営するための備品等（再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや非常用電源、ガス設備、防災行政無線、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等）の整備や、必要に応じ、指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

また、感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

また、必要に応じ、井戸、給水タンク、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

加えて、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとし、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

さらに、発災後にトイレ・キッチン・ベッド（TKB）関係資機材を迅速かつ効果的に活用できるよう、企業や団体との協定締結を進めるなど、避難所の環境改善に努めるものとする。

2. 避難指示等の発令の判断基準の整理

町は、避難指示等（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を総称する）を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように、あらかじめ発令の判断基準を定める。

なお、深夜の豪雨など避難困難な状況下での避難指示等のあり方について、調査・研究するものとする。

また、町は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。（別冊「小国町避難指示等の発令判断基準」に具体的な判断基準は明示する。）

3. 避難誘導の事前措置

(1) 避難誘導等の警戒避難体制の整備

町は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、

台風等による河川洪水の発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

(2) 情報伝達手段の整備

町は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備や、ＩＰ通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築を図る。

また、町は、過去の災害における住民の避難状況等を踏まえ、戸別受信機の設置、警報サイレン・警告灯の増設等、その地域の特性に適したあらゆる手段を講じて避難の発信力強化を進めるものとする。

さらに、スマートフォンやSNS等の多様な情報伝達ツールを積極的に活用し、平時から住民への情報提供・周知を強化することで、災害時における迅速かつ確実な情報伝達体制の構築を推進するものとする。

(3) 指定緊急避難場所等の周知徹底

① 町は、大規模災害発生時に的確な避難行動ができるように、平素から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。

なお、住民に対する周知徹底にあたっては、小国町防災マップを有効に活用し周知に努めるものとする。

ア．指定緊急避難所、指定避難所の名称及び場所

イ．指定緊急避難所、指定避難所への経路

ウ．避難指示等の伝達方法

エ．避難後の心構え

また、指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていることや避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること等についても周知徹底に努めるものとする。

なお、住民に対する周知徹底に当たって、防災マップ・浸水ハザードマップの作成、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。

② 県及び町は、街頭への浸水深や避難所などの標識設置によるリアルハザードマップの整備に取り組むものとする。

③ 小国警察署は、町との連携をもとに、平素の活動を通じて地域住民に災害発生時の指定緊急避難所、指定避難所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。

(4) 広域避難及び被災者の運送

県、市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討のうえ、実施するとともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防

災訓練を実施するよう努めるものとする。

(5) 管理者対策

病院、工場、事業所等多数の者が出入りする施設の設置者又は管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、市町村長、消防機関、警察等と綿密な連絡をとり、災害時に対処する体制を常に確立しておくものとする。

(6) 児童生徒等の対策

町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

また、町は、小学校就学前のこどもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と町間、施設相互間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

4. 速やかな避難所開設のための体制構築

町は、複数開設者の事前指定や施設開設者等との緊急連絡網を作成するなど、避難指示等発令後速やかに避難所開設を行うための体制構築を図るものとする。

また、避難所開設チェックリストや避難者開設報告書等の事前準備も進めておくものとする。

5. 避難所運営マニュアルの作成等

町は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーや子供の居場所の確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。

さらに、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるとし、避難生活支援に関する支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意することとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。（別冊「小国町避難所運営マニュアル参照。」）

また、消防団のほか、自治会、自主防災組織等の住民組織、NPO、ボランティア、社会福祉協議会等と連携の上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うとともに、町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

また、町は、あらかじめ、避難所の運営管理に必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

6. 避難所における男女共同参画の推進

県及び町は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平時及び災害

時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当課と男女共同参画担当課が連携し明確化しておくよう努めるものとする

7. 避難所におけるボランティア等の受入れ

町は、避難所でのボランティア等の活用が十分に図られるよう、平時から、避難所におけるボランティア等の受入方法や役割（業務）を明確にしておくものとする。

8. 車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応

町はやむを得ず避難所に滞在することができない被災者（以下「避難所外避難者」という。）を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設等のリストアップや住民や消防団等により避難状況を報告する仕組みづくりなど避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておくものとする。

町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

9. 避難の受入れ

町は、指定緊急避難所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

10. 応急仮設住宅建設予定場所の選定

町は、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの周辺の状況や災害発生リスク等を総合的に配慮して、応急仮設住宅建設予定地を選定する。

また、町は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

11. 帰宅困難者対策

町は、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な者（帰宅困難者）が発生する恐れがあることから、必要に応じて、滞在場所の確保や水、トイレの提供などの帰宅困難者対策を行う。

（１）町民への啓発

町は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

（２）事業所等への啓発

町は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るとともに、「事業所等における帰宅困難者対策ガイドライン」の作成を促すものとする。

また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すものとする。

（３）避難所等の提供

町は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。特に主要駅等の周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

（４）安否確認の支援

町は、災害時の家族・親戚等の安否確認のための手段（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（Web171）等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。

12. 孤立化地域対策

町は、農村、山村等の孤立化の危険性がある地域において、円滑な避難や救出活動等が行えるよう、通信設備（衛星携帯電話等）の整備を行うとともに、農道、林道等を避難路として、あらかじめ選定しておくものとする。

13. 被災した飼養動物の保護収容に関する対策

町は、被災地に残された飼養動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対等の措置が、地域住民、県、県獣医師会、県内の動物愛護団体と連携して迅速に行われるよう努めるものとする。

第 13 節 避難行動要支援者等支援計画

避難行動要支援者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人等の要配慮者のうち、特に避難支援を要する者）等の避難支援対策は、本計画の定めるところによる。

町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

1. 避難行動要支援者等支援体制の整備

(1) 避難行動要支援者の把握等

町は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、町地域防災計画において、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための措置（以下「避難支援等」という。）について定めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、町地域防災計画の定めるところにより、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平時より、避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するものとし避難行動要支援者名簿の範囲は次のとおりとする。

- ① 介護保険制度による要介護状態区分が要介護認定 3～5 を受けた者。
- ② 身体障害者手帳 1・2 級の第 1 種を所持する身体障がい者。
- ③ 療育手帳 A を所持する知的障がい者。
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の所持者。
- ⑤ 町の生活支援を受けている難病患者。
- ⑥ 町の一人暮らし高齢者等緊急通報システム設置者。
- ⑦ その他災害時の避難支援等が必要と認められる者。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

なお、町は災害規模によって機能が著しく低下することを見据えて、避難行動要支援者名簿（データ）のバックアップ体制を構築するとともに、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(3) 避難支援等関係者への名簿情報提供及び情報伝達体制の整備等

町は、災害の発生の備え、避難支援等の実施に必要な限度で、町地域防災計画の定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制を整備するものとする。

なお、町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、名簿

情報を提供することができるものとする。また、伝達網の整備に当たっては、伝達者の不在を想定した複数のルート化等に配慮するものとする。

さらに、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者の特性（特に、聴覚障がい者、判断能力が不十分な要配慮者、外国人等）を踏まえて伝達方法を工夫するよう配慮するとともに、多様な手段を活用して情報伝達を行うよう努めるものとする。特に障がい者の情報取得・意思疎通については、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるとともに、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（４）避難誘導の支援、安否確認の体制づくり

① 支援者の選定等

災害発生直後に、行動等に制約のある避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族や避難支援者の他、近隣住民の積極的な協力が必要であり、町は、自助、地域（近隣）の共助の順で避難行動要支援者にとってできるだけ身近な者から避難支援者を定めるものとする。

また、町は、自助・共助による支援が受けられない避難行動要支援者を把握し、必要な支援内容や避難支援者を定めるため、関係機関（消防団、警察を含む）、自主防災組織、介護保険事業者や社会福祉施設関係者、障がい者団体等の福祉関係者、患者搬送事業者（タクシー等）、地元企業等の様々な機関等と連携を図るものとする。

② 関係機関等の役割分担

災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、避難支援者を中心とした地域住民の協力が不可欠であるため、町は、避難支援者、自主防災組織、行政部長会、民生委員・児童委員、福祉協力員等と連携を図り、災害発生時にそれぞれ具体的にどのような支援を行うのかという役割分担や避難誘導の経過や安否確認の結果の情報集約方法などについて共通認識を持っておくものとする。

また、県及び町は、防災と福祉の連携により、高齢者や障がい者等の要支援者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

③ 避難誘導の支援体制づくり

在宅の避難行動要支援者を指定緊急避難場所等へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係をつくることが重要であるので、町は、避難支援計画を作成し、地域住民に説明するとともに、研修や避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者の避難支援に対する地域住民の理解促進を図るものとする。

また、住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するためには、日ごろから地域づくりを進めておくことが重要である。このため、町や自主防災組織・自治会等は、避難行動要支援者を含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促すとともに、地域おこしのための活動やボランティアとの連携を検討するなど避難支援等関係者

を拡大するための取組みを行っていくよう努めるものとする。

さらに、避難行動要支援者の安全な避難に時間を要する場合もあることから、平時から、避難行動要支援者が参加する避難訓練の実施等を通じて、避難支援者とともに避難方法や避難経路等の確認を行い、円滑な避難が可能となるよう努めるとともに、福祉避難所を活用した予防的避難などの普及啓発を図るものとする。

④ 安否確認の体制づくり

町は、災害発生時に速やかに避難行動要支援者の安否確認が行えるように、日ごろから社会福祉施設等の避難行動要支援者と関係する各施設、居宅介護支援事業者、関係団体（障がい者団体、患者団体、老人クラブ等）等と連携を図るなど、安否確認の体制を整備するものとする。

（５）福祉避難所を含めた避難所の確保

町及び指定避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者、乳幼児医療的ケアを必要とする者等の要配慮者用のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。また、町は、あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設や旅館、ホテル等の宿泊施設と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の指定を進めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮を行うとともに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

併せて、住民への周知徹底を図るとともに、福祉避難所の人員確保を図るため関係団体との連携に努めるものとする。

なお、福祉避難所の運営を円滑に行うために、町は福祉避難所運営マニュアルをあらかじめ作成して、関係者の研修・訓練を実施する。また、県は、要配慮者の避難に対する支援を円滑に実施するため、あらかじめ、旅館、ホテル等との災害時における宿泊施設等の提供に関する協定の締結や、宿泊施設提供事業マニュアルの作成など、関係団体と連携して必要な取組みを行うものとする。

さらに、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、町は、高齢者や障がい者等の要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）を、おぐに老人保健施設と小国町社会福祉協議会の施設内に設置するものとする。

（６）物資の備蓄等

指定避難所として指定された施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料、飲料水のほか、毛布、布団等の寝具、トイレトペーパーなどの生活必需品、衛生用品、仮設トイレ等の備蓄に努めるものとする。

また、高齢者、乳幼児、女性等に配慮し、紙おむつや生理用品等を備蓄するとともに、食料については、お粥や乳児用の粉ミルク、食物アレルギー対応食品等の備蓄に努めるなど、要配慮者の利用に配慮するものとする。

2. 要援護者支援の円滑な実施のための方策

(1) 避難支援計画の策定

町は、前述の体制整備を踏まえて、避難行動要支援者支援を円滑・的確に実施するため、避難行動要支援者支援に係る全体的な考え方を整理し、町地域防災計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、町地域防災計画の下位計画として全体計画を定めるものとする。

また、町は、町地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者に関する情報（氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由等）を平時から収集し、避難行動要支援者名簿として作成するとともに、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに同意を得て、避難支援等実施者、避難場所、避難経路などの避難方法について定める等、具体的な個別計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者が居住する地域の災害想定の大危険度等を考慮の上、短期的には優先度の高い者から作成するなど、段階的に作成完了を図ることとし、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

県及び町は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。また、県は市町村が取り組む実効性の高い個別避難計画の作成や訓練実施を支援するものとするとともに、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者支援班の設置

町は、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、福祉担当部局を中心とした横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」の設置に努めるものとする。

避難行動要支援者支援班は、平常時には、避難行動要支援者情報の共有化、避難支援計画の策定、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行い、災害時には、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握などの業務を行う。

(3) 避難行動要支援者情報の取扱い

町は、町地域防災計画に定めるところにより、広域消防本部、消防団、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

なお、保有個人情報に関しては、災害対策基本法に基づき、町内部における名簿情報の利用が可能であるほか、災害発生時には、当該名簿情報の外部提供ができる場合があることに留意する。

さらに、町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(4) 地区防災計画との整合

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第14節 医療保健計画

大規模・広域的な災害においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想され、これらの傷病者に適切な医療を提供する必要がある。また、病院や要配慮者利用施設等の人命にかかわる重要施設においては、災害による大規模な停電や断水等のライフラインの途絶やマンパワー不足により、十分な医療等が提供できなくなるおそれがある。このため、平時から町及び医療関係機関等は、以下に掲げるところにより災害時の医療保健体制の充実を図る。

1. 医療施設の安全性の確保

(1) 町は、医療施設に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者が実施する以下の事項に関し、必要に応じて指導、助言を行う。

- ① 医療施設における安全性を確保すること。
- ② 医療施設の職員に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- ③ 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること。
- ④ 医療施設の入院患者の避難路の確保と周知を行うこと。

2. 医療施設等における非常用電源等の確保

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

3. 災害時における医療救護体制の整備

(1) 体制整備の基本的考え方

- ① 町は地域性等に配慮し、救護体制の整備を図る。
- ② 全ての病院等は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集、発信方法、救急患者の受け入れ方法、救護班の派遣方法等を記したマニュアルの作成に努める。

- ③ 町及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、当該システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

併せて、県、県医師会、熊本大学病院は、災害によるカルテ消失等に備え、既往歴、処方歴、検査データ等の速やかな参照が可能な「熊本県地域医療等情報ネットワーク」への医療機関等の加入を促進するものとする。

(2) 医療救護体制の整備

- ① 小国公立病院は、あらかじめ職員による医療救護班等を編成しておく。
- ② 県医師会は、指定地方公共機関として医療救護体制を整備する。
- ③ 小国公立病院等においては、熊本県公的病院災害ネットワークにより相互の連携を図り、応援体制を整備する。
- ④ 各機関、団体は大規模な災害に備え患者の受け入れ訓練等を適宜実施する。

4. 災害時における救急患者等の搬送体制の確保

- (1) 県は、災害時における救急患者及び医療救護活動従事者の搬送のため、平時から陸路、海路、空路を利用した複数の搬送手段の確保に努める。
- (2) 県は、前項の搬送を円滑に進めるため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等緊急輸送に係る機関と搬送に関する実動訓練等を実施するなど連携を図る。

5. 防疫体制の整備

(1) 講習会、研修会等の実施

県及び町は、防疫業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施することにより、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努めるものとする。

(2) 防疫班等の整備

- ① 県及び町は、あらかじめ災害時における防疫体制を確立するための防疫班を編成するものとする。
- ② 県は、災害時の防疫活動に必要な医薬品等の供給に支障を来さないよう、日頃より各関係団体等から医薬品等の需給状況について情報収集を行うものとする。
- また、県は、緊急時における消毒等の防疫活動のための薬剤、機器、機材を各保健所に備蓄するものとする。
- ③ 町は、災害時の防疫活動のための薬剤、機器、機材等を整備し、あらかじめ周到な防疫計画を立てておくものとする。

(3) 災害時感染制御支援チーム等の派遣要請

町は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請するものとする。

6. 職員の安全確保

医療救護活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ効率的な医療救護活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係機関相互の連携体制の強化を図ると

ともに、職員の教育訓練を行い、医療救護機能の強化を図るものとする。

第15節 災害ボランティア計画

大規模又は甚大な災害が発生し救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合、被災者のニーズや被災者一人一人に対するきめ細やかな支援が必要であり、行政のみならずボランティアによる活動が大きな力として期待されている。

災害時のボランティア活動は、自主性を持ちながらも、地域の関係機関等と連携しながら活動を展開することが求められている。

また、災害発生時においては、地域住民相互の支え合いが不可欠であり、平時から地域住民や地域の関係団体等が支え合う仕組みづくりを進めていくことが重要である。

そこで、災害発生時におけるボランティアによる救援活動が円滑かつ効果的に展開できるよう、小国町は小国町社会福祉協議会（以下「社協」という。）との連携のもと、平時時から、以下の事業を積極的に推進することで体制整備を図る。

1. 地域福祉の推進

町や社協は災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導や地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握、また円滑かつ効果的な災害ボランティア活動を展開するため、平時時からその地域における住民やボランティア、社会福祉法人等と協力して、誰もが安心して暮らせるよう住民見守り活動や小地域ネットワーク活動などのまちづくり活動を推進支援している。

また、ふれあいいきいきサロンや民生委員・児童委員協議会、老人クラブ、行政部長会等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取入れるようにする。

2. 関係機関との協働体制の構築

- ① 県、県社協、NPO等のボランティア団体ネットワーク、日赤県支部、県共募等の関係機関は、平時から相互の役割を明確にし、定期的な連絡会議の開催や各種災害を想定した訓練等を共同で実施するなど連携強化に努めるものとする。
- ② 町や社協等は、行政部長会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から、定期的な連携会議の開催や訓練等を通して各機関・団体相互の役割の明確化と連携強化に努めるものとする。
- ③ 町は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

3. 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備

NPO等のボランティア団体ネットワーク及び社協等は被災者を支援するボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録を行うとともに、災害ボランティアの受入れ等に必要な体制を整備するものとする。

町は、避難生活支援リーダー・サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

(1) 体制整備

町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。また、町は、国が被災者援護協力団体として登録した団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

町社協は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平時から、災害時に設置する被災地センターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。

町は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時におけるボランティアの事前登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

4. 養成と登録

NPO等のボランティア団体ネットワークは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体の養成を図るとともに、県内外における熟練したノウハウをもつ団体の把握や行政等への情報提供に努めるものとする。

また、町及び町社協は、災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーは被災地センターを円滑に運営するに当たって重要な役目を担っている。

そこで、県ボランティアセンターや町ボランティアセンターは、研修会などを通してボランティアコーディネーター、ボランティアリーダー等を計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。

社協等は、県や町と連携し、初動期に可能な限り多くのボランティアに参加してもらえるよう、平時におけるボランティアの事前登録制度の充実を図るとともに、平時からボランティアコーディネーターをボランティアセンターに配置するなど、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。

県ボランティアセンター及び小国町ボランティアセンターは、災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方などについての理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。

また、災害時に被災住民が、ボランティアの支援を円滑に受け入れることができるよう、平時からボランティアの役割や活動内容等について理解促進を図るものとする。

小国町ボランティアセンターは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティ

ア関係団体を事前に登録しておくとともに、当事者の了解のもと、県ボランティアセンターに登録情報を提供する。

日赤県支部は、災害ボランティアの養成に努め、その効果的な活用を図るため、市町村ボランティアセンターへの登録を促進するとともに、本人の了解のもと、町ボランティアセンターに日赤県支部が養成した災害ボランティアの情報の整理や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーを計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。

さらに、災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方などについての理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。

町ボランティアセンターは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録しておくとともに、当事者の了解のもと、県ボランティアセンターに登録情報を提供する。

5. 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携

町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第16節 防災関係機関等による業務継続計画

町、教育機関、事業者は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に活用するため、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、定期的な研修・訓練・点検等の実施や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

特に、町本庁は災害対策本部の機能を担い、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、次の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 組織の長が不在時の場合のその職務を代行する職員の順位
- (2) 職員の確保体制
- (3) 職員への支援体制

(安否確認手法、水食料等の確保、宿泊場所の確保、職員の心のケア等を含む。)

- (4) 庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (5) 電気（非常用電源設備及びその燃料を含む）等の確保
- (6) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (7) 重要な行政データのバックアップ
- (8) 非常時優先業務の整理

第 17 節 受援計画

1. 受援計画の策定

小国町、防災関係機関は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援計画を策定するものとする。

なお、受援計画の策定にあたっては、次の事項についてあらかじめ定めておくものとする。
平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実行性を確保するよう計画の継続的な見直しを行うものとする。

(1) 総括（共通）

- ア 応援要請の手順
- イ 受援体制
 - (ア) 受援組織の設置
 - (イ) 受援組織の構成、役割等
- ウ 応援の人的・物的資源の管理体制等

(2) 人的支援

- ア 受援対象業務の整理
 - (ア) 応援職員（勤務公署以外に自主登庁した職員含む）が行う業務の明確化
 - (イ) 防災行動計画（タイムライン）による受援対象業務の全体像の整理
 - (ウ) 業務ごとのマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理
- イ 受援体制の整備
 - 庁内全体及び各業務担当部局における受援担当者の選定
- ウ 応援職員の活動環境の確保
 - 応援職員の活動に必要な執務スペースや資機材（通信・OA機器、交通手段、燃料）、水・食料、宿泊場所の確保等

(3) 物的支援

- ア 調達先の確認・確保、要請手順
- イ 受入れ拠点の確保
- ウ 受け入れに必要な人員・資機材の確保等受け入れ態勢

(4) 被災市町村への支援

- ア 応援組織の設置
- イ 市町村の受援対象業務の把握
- ウ 県内市町村や他都道府県等との連絡収集体制
- エ 各市町村の受援ニーズ・受援状況把握、全体状況の取りまとめ
- オ 体制が十分でない市町村への受援業務の支援職員派遣による被災市町村へのニーズ把握等

2. 応援団体との連携

(1) 応急対策職員派遣制度の活用

町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

なお、応援職員の派遣又は受入れに当たっては、感染症対策のため、応援職員の健康管理等を徹底するものとする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

さらに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

(2) 他の地方自治体との相互応援協定の締結

町は、自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方自治体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方自治体との協定締結も考慮するものとする。

(3) 民間団体との連携

町は、平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえた災害対応業務の実効性を確保するよう受援計画の継続的な見直しを行うものとする。

第18節 復興事前準備計画

町は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興事前準備に努めるものとする。

第19節 公共施設等災害予防計画

生活に密着した公共施設等が被災した場合、住民の生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいため、施設の耐災化及び機能強化等を図るものとする。

また、施設が被災した場合に備え、過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて、あらかじめ、関係機関における共有を図るものとする。

さらに、これらの施設が、災害時において災害対応の拠点となることも想定し、必要に応じ、防災機能の強化を図るものとする。その他、県及び町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

1. 道路・橋梁

道路及び橋梁は、災害時に、避難、救援、救護、消防活動をはじめ、被災施設の復旧等の応急対策活動を実施する上で重要な機能を有している。そのため、道路管理者は、日頃から危険箇所の点検調査とこれに基づく補強工事等を行い、耐震化に努めるものとする。

また、防災拠点間の道路網となる緊急輸送道路の整備等に併せ、道路施設等の補強、新設及び拡幅等を図るものとする。

(1) 道路

法面の崩壊・落石、路面の損壊、道路施設の変状・破壊等の被害が想定される危険箇所について、落石対策や砂防関係事業などの補強対策を実施するとともに、幹線道路の整備を促進して、道路網の多重化（リダンダンシー）を図るものとする。

特に、緊急輸送道路等については、災害に強い舗装の整備や道路に存する電線類について可能な限り地中化に努めるとともに、必要な耐震対策や適正な維持管理・更新を行う。

道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。

(2) 橋梁

災害時における避難、救援、救護、復旧活動に支障のないよう、緊急輸送道路等にある老朽橋、耐久性・耐震性の不足している橋梁及び交通のあい路となっている橋梁について、道路橋示方書（耐震基準）に基づき、架替・耐震補強等の整備・促進を図るものとする。

地下水位の高さや土質等の関連から、地震時に液状化のおそれがあると判定される軟弱地盤上に建設された橋梁については、下部工や基礎工の補強を図る。

(3) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備計画

道路交通の確保は、災害発生後において、避難、救助をはじめ物資の輸送、応急対策活動を実施する上で重要であり、発災直後から生じる緊急輸送を円滑かつ確実に実施するためには、道路の耐震性及び道路沿い建築物の耐震化を確保することが必要である。このため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、併せて地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五カ年計画を策定し、計画的な道路の整備を図るものとする。また、緊急輸送道路ネットワーク計画については、社会情勢その他の変化に応じ、適宜見直しを行うものとする。

2. 河 川

(1) 河川

河川管理者は、二次災害の可能性の有無により、堤防及び構造物の耐震化を次のとおり行うものとする。

ア 堤防

- ① 二次災害が想定される区間については、河川改修においても、耐震対策の必要性を検討して施設を設置するものとする。また、被災が想定される区間については、想定される被害の程度、改修の状況等を総合的に判断し、順次対策を実施することとする。
- ② その他の施設については、今後補強あるいは改築・新設を行う際、新耐震基準に基づき施設設計を行い、被災しない構造にするものとする。

3. 上水道

上水道は、健康で快適な生活を支えるために必要不可欠なライフラインであり、生命、健康を守ることにより日常生活や産業活動の発展、地域経済活動の維持に欠くことのできない社会基盤として重要な役割を担っている。このため、災害による水道施設の損壊、断水等が発生した場合、住民生活等に重大な影響を及ぼすことになることから、町（水道事業者及び水道用水供給事業者）は発災に備え、水道施設の耐震化・老朽化対策等の必要な措置を講じるものとする。

4. 下水道

下水道の機能が麻痺した場合、住民生活に与える影響は極めて大きいため、下水道管理者は、発災に備えて、終末処理場や内水排除施設等を良好な状態に保つように維持管理するとともに、非常用発電装置の準備やその他所要の被災防止措置など、災害に対して必要な対策を講じるものとする。

なお、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

（1）対象施設

ア 管きょ

軟弱地盤や埋立地、造成地、地盤特性の急変する箇所、液状化のおそれのある地盤等において、管きょの重要度や地盤条件等を勘案した上で、適切な管種や可とう継手等の材料を選択し、耐震性の向上を図るものとする。また、必要に応じて地盤改良等による基礎地盤の安定化や管路施設の浮き上がり防止対策等の措置を講じるものとする。

イ 処理場、ポンプ場

基本的な考え方として、阪神・淡路大震災や東日本大震災相当の大規模地震に対する安全性の照査を実施するものとし、地震の側方流動を考慮し、鋼管杭、連続地中壁等側方流動の影響を抑止し、又は軽減する対策を講じるものとする。配管類の継手は、液状化に伴う沈下量を考慮した伸縮継手を用いることとする。

（2）システムとしての対策

全ての施設について短期間に必要な耐震性を確保することは困難なため、計画面での配慮が必要となる。施設が損傷した場合にも最低限の処理が行えるよう応急対策を加味した施設計画を策定するものとする。

施設が損傷した場合に機能を代替できるよう、重要幹線、処理場のネットワーク化、処理場内の重要水路の複数系列化について検討することとする。

(3) 既存施設の耐震診断と補強

既存施設については、優先度を考慮して耐震診断を行い、適切な補強を行うものとする。

(4) 災害時における体制整備

災害時における下水道機能の維持及び被災施設の速やかな被害状況の把握及び機能の復旧のため、下水道事業継続計画（BCP）に基づき、災害時に必要な人員や資機材の支援を受けるための体制の整備を図るものとする。

5. 社会福祉施設

町は、施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。また、耐災害性の向上を推進するため、非常用自家発電の整備や老朽化した設備の更新を支援するものとする。

- (1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。
- (2) 国庫補助制度の積極的な活用等により、施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。
- (3) 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。
- (5) 施設の職員及び利用者の避難路の確保と周知を行うこと。
- (6) 施設における事業継続計画（BCP）の策定を推進すること。

6. 医療施設

町は、医療施設の安全性を確保するため、管理者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。

- (1) 施設独自の防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。
- (2) 施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。
- (3) 施設の職員及び患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 施設の職員及び患者に対し、避難訓練を実施すること。
- (5) 施設の職員及び患者の避難路の確保と周知を行うこと。
- (6) 施設における事業継続計画（BCP）の策定を推進すること。

7. 学校施設

災害発生時における児童生徒及び教職員の安全を図るため、県立学校及び町立学校について、設置者は、次に掲げる対策を講じるものとする。

(1) 校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎等について、積極的に耐震診断を実施し、耐震診断基準に達していない場合は、耐震改修又は改築を実施するものとする。

また、体育館等の天井材や内装材、照明器具等といった非構造部材については、点検のうえ落下防止等の対策を講じるものとする。

（２）学校施設の浸水対策

大規模な浸水被害を防止するため、学校施設については、受電設備、非常用電源等重要設備の高所設置、又は止水版の設置、嵩上げ等により、浸水被害の軽減及び早期の教育活動再開が図られるよう整備を推進する。

（３）設備、備品の安全管理等

コンピューターをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その防災対策を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

なお、転倒落下等の防止対策については、定期的に確認するものとする。

８．ライフライン機能確保

県、町、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

９．工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設について、災害に備えて安全確保上実施すべき措置をあらかじめ定めておくものとする。なお、災害のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとする。

１０．災害応急対策の担い手の育成

町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

1. 防災組織

(1) 防災会議

本町の地域における防災を総合的に推進するための組織として、小国町防災会議があり、国の段階においては、中央防災会議、県の段階では、熊本県防災会議が設置されている。

① 小国町防災会議

町の防災を総合的に推進するため、町長を会長として災害対策基本法第15条第5項に規定する機関の長および学識経験者を委員として組織するものであり、本町の防災に関する基本方針および計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整することを任務とする。

(2) 災害対策本部

災害対策基本法第23条の3、第24条、第28条の2および第107条の規定に基づき、災害発生のおそれ、または、災害時における防災活動を強力に推進するため、災害対策基本法第23条及び第23条の2に基づき、町においては、災害対策本部を設置する。

① 小国町災害対策本部

災害が発生し、または、災害発生のおそれがある場合に、町長を本部長として（但し、町長に事故があった場合は、総務課長の順位で指揮を執るものとする。）、町の職員（町教育委員会事務局、町議会事務局を含む）で構成するものであり、その所掌事務として、水防、消防、災害救助、災害警備、その他災害応急対策活動を実施する。

2. 小国町の災害対策系統

(1) 小国町災害対策本部と防災関係機関との協力系統

小国町の地域に災害が発生し、または災害発生のおそれがある場合、小国町災害対策本部と小国町防災会議を構成する防災関係機関等は、町内における災害対策の総合的かつ、計画的な推進をはかるため、相互に緊密な連絡協調をはかるとともに、積極的に応急対策活動を実施するものとする。

協力系統図

小国町災害対策	電 話
本 部 (本部室)	46-2111

機 関 名	
指定(地方) 行政機関	筑後川ダム統管理事務所 松原ダム管理支所 下笠ダム管理支所
知事部内 職員	阿蘇地域振興局 総務部 阿蘇地域振興局 土木部
警 察	熊本県小国警察署
町村機関	小国町役場 小国町議会 小国町教育委員会 小国町消防団
指定公共 機関	九州電力 NTT西日本
指定地方 公共機関	九州産交バス 阿蘇広域消防北部分署 小国町社会福祉協議会 小国公立病院 小国郵便局
その他の 機関	阿蘇農協小国郷中央支所 小国町森林組合 小国町商工会 小国町建設業協会 小国町女性会 杖立温泉観光協会 わいた温泉組合 アマチュア無線隊 自主防災組織 エフエム小国等報道機関

(2) 熊本県災害対策本部と熊本県水防本部との相互関係および連携

災害の種類は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、火山噴火等（災害対策基本法第2 条）であるが、これに対処するための組織として災害対策基本法に基づく、小国町災害対策本部と、一方洪水による水災に対処するための水防法に基づく小国町水防本部とがあるが、これらの相互関係については、災害対策の一元的推進をはかる観点から、町は一元的に推進を図る。

また、小国町災害対策本部と小国町水防本部は、連携を密にし、事務処理にあたるものとする。

3. 小国町災害対策本部

小国町災害対策本部の組織及び編成等は「小国町災害対策本部条例」の定めるところによる。

(1) 設置基準

災害対策本部の設置基準は次による。

- イ 小国郷内で震度5強以上の地震が発生した場合（自動設置）
 - ロ 町内に特別警報（ただし地震動に関する特別警報を除く）が発表された場合（自動設置）
 - ハ 災害が発生し、又は災害の発生が予想され、その規模及び範囲等から本部を設置して応急対策を必要とする場合
 - ニ 県災害対策本部が設置を指示した場合
 - ホ 上記の他、著しく激甚である災害で応急対策を必要とする場合
- 本部の設置及び廃止は必要な関係機関に通報するものとする。

（２）組織編成及び分掌事務

イ 組織編成

本 部 小 国 町 役 場 内	
本 部 長	町 長
副本部長	教育長
本 部 員	各課・局長及び消防団長
本 部 室	
室 長	総 務 課 長
次 長	福 祉 課 長
室 員	各 課 員 若 干 名

ロ 分掌事務

A 本部会議

本部長は本部会議の議長となる。

分掌事務

- 1 災害予防及び災害応急対策の策定に関する事項
- 2 自衛隊等の派遣要請に関する事項
- 3 災害救助法の発動要請に関する事項
- 4 その他重要事項

B 本部室

分掌事務

- 1 本部会議に関する事項
 - 2 災害情報の収集及び伝達に関する事項
 - 3 被害状況等の報告及び公表に関する事項
 - 4 各課及び関係機関との連絡調整に関する事項
 - 5 自衛隊の派遣要請に関する事項
 - 6 災害応急措置業務命令に関する事項
 - 7 その他本部長の指示する事項
- 室長は室員を必要な範囲内で招集する事ができる。

C 対策部

分掌事務

- 1 本部長は、本部の事務を分掌して推進するため対策部を置く。
- 2 対策部に対策部長・班長・班員を置く。
- 3 対策部長は各課長等をもって充て班長・班員は職員の内から本部長が指名する。

- D 災害対策本部員の分掌事務
災害対策本部を設置した場合は対策部長の分掌事務

4. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

町は、円滑な災害対応を行うため、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第2節 職員配置計画

1. 動員体制の整備

関係機関並びに本町役場の各課長は、災害発生のおそれまたは発生した場合における災害応急措置を、迅速かつ確実に推進するため、所属職員の全部または一部が直ちに応急措置に従事し、活動されるようあらかじめ体制を定め（「災害待機要領」参照）、所属職員に周知徹底しておくとともに、相互に協調するよう努めるものとする。

2. 役場職員の動員体制

（1）災害発生のおそれのある場合の動員

イ 関係課長による動員

災害処理に関係を有する課長は、次の発表・通報もしくは指示（以下「発表等」という。）があったときは、所属職員を必要に応じ応急措置推進のため配置し、災害予報計画に基づき注意報または警報を伝達させるとともに 情報収集及び災害活動にあたらせるものとする。

このため災害処理に関係を有する課長は、職員の応急措置に関する担当事務をあらかじめ定め、周知徹底しておくものとする。

- A 災害発生のある注意報または警報が熊本地方気象台または福岡管区気象台から発表されたとき。
- B 河川の水位が通報水位を超えたとき。
- C 小国町、南小国町管内で震度4以上の地震が発生したとき。
- D 町長が必要と認め指示したとき。

ロ 「災害発生のおそれのある注意報または警報」の例示

前記Aにおいていう災害発生のおそれのある注意報、または「別表」に掲げる種類のそれらを指すものとする。なお、注意報及び警報の定義は「災害予警報伝達計画」に定めるとおりとする。

ハ 総務課長による待機職員の指示等

総務課長は前記イのA・Bによる発生があったときは、必要に応じ関係課長を招集し情報を検討して、待機職員の指示その他応急措置を講ずるとともに町長に必要な進言を行うものとする。

別表 「災害のおそれのある注意報または警報」の例示

注 意 報	警 報
梅雨期間中に次の種類の注意報が、1以上発表された場合 ①レベル2大雨注意報 ②レベル2氾濫注意報 ③レベル2土砂災害注意報	次の種類の警報が1以上発表された場合 ①暴風警報 ②レベル3大雨警報 ③レベル3氾濫警報 ④レベル3土砂災害警報 ⑤大雪警報 ⑥暴風雪警報

(2) 災害発生時における動員

- イ 課長は、災害が発生した場合は、所属職員の全部または一部を指揮監督して災害応急措置に従事し、町長及び上司の命を受けて活動できる体制を整えておくものとする。
- ロ 災害対策本部が設置されたときは、本部長の命を受けて応急措置を講ずるものとする。
- ハ 職員は、災害が発生した場合には、進んで上司と連絡を取り、または自らの判断で参集し活動するよう配意するものとする。
- ニ 課長は、所属職員の招集連絡にあたっては、電話等最も迅速な方法により招集する。
- ホ 災害対策本部においては、災害発生後、24時間本部室機能を維持する必要があるため、本部室員経験者等応援要員のリストアップや本部職員の対象所属の拡張など職員配置体制の強化を図るものとする。

(3) 職員の応援

災害対策基本法第68条による知事に対する職員の応援要求は出先機関を通じて必要とする職員数・資材機材の数量を通報するものとする。

(4) 職員の派遣

災害対策または災害復旧のため必要があるときは、町長は地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第29条の規定により他の地方公共団体または国の機関の職員の派遣を要請することができる。

または、災害対策基本法第30条の規定により、職員の派遣斡旋を求めることができる。

① 町

災害応急対策または災害復旧のため、職員の派遣を受けたときの取扱いは、地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第32条による。

② 災害派遣手当

災害対策基本法第32条の規定により、町は災害派遣手当を支給することができるが、支給額は総務省告示の基準による。

③ 派遣職員に対する給与及び経費の負担

イ 国から派遣を受けた職員には、基本法施行令第18条による。

ロ 県から派遣を受けた職員には、地方自治法第252条の17第3項による。

3. 職員の安全確認・健康管理等

町は、大規模災害発生後速やかに災害対策本部体制を確立するため、発災時に職員の安否確認等を円滑かつ確実に実施するものとする。

また、災害対応を担う職員自身も被災者であることが多く、かつ、業務量の増大による精神的・身体的な負担が大きいことから、職員の勤務状況や健康状態を把握するとともに、職員が休養によって疲労回復を図れるよう、勤務時間や職員配置等について管理を徹底するものとする。

特に、大規模災害の発災直後から復旧・復興に至る過程において、全庁的に業務が増加することから、優先的に実施すべきものに絞って業務を実施するとともに、必要に応じ、全庁的な人員調整を行うものとする。

第3節 応援要請計画

1. 関係機関との相互連絡

(1) 国等との関係(県)

町は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めるときは、県を通じて指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請し、或いは内閣総理大臣に対し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求め、災害対策に万全を期するものとする。

町は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関へ応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。

町は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

なお、当該要請又は斡旋に当たっては、次の事項を明示するものとする。

- ① 派遣を要請する(斡旋を求める)理由
- ② 派遣を要請する(斡旋を求める)職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要な事項

また、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

さらに、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の都道府県及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

(2) 防災会議構成機関

大規模災害発生時には、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障をきたす恐れがあ

ることから、各機関は平常時から関係機関と十分に協議して、応援協力体制を確立しておくとともに、災害時には適切な応援協力を図るものとする。

2. 自衛隊災害派遣要請

自衛隊の派遣要請については、次節自衛隊災害派遣要請計画によるものとする。

3. 「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請

（「熊本県阿蘇郡市町村災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請を含む）

県内の市町村は、その区域において地震等の災害に被災した市町村が単独では十分な応急の復旧対策が出来ない場合に、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定（平成15年7月23日協定）に基づき、応援を行うものとする。

- （1）食糧、飲料水および生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材および物資の提供
- （3）救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両等の提供
- （4）救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- （5）その他、特に被災市町村から要請があった事項

4. 隣接する市町村との「災害時相互応援協定」に基づく応援要請

隣接する大分県日田市と地震等の災害に被災した市町が単独では十分な応急の復旧対策が出来ない場合に、災害時相互応援協定（平成24年4月12日協定）に基づき、応援を行うものとする。

- （1）食糧、飲料水および生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材および物資の提供
- （3）救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両等の提供
- （4）救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- （5）その他、特に被災市町村から要請があった事項

5. 消防関係相互の応援要請等

（1）熊本県市町村消防相互応援

各消防機関は、災害が発生した場合、必要があると認めるときは他の消防機関に対して応援要請を行うものとする。

応援の要請は、「熊本県市町村消防相互応援協定」及び「救急救助活動に関する消防相互応援協定」に基づき行うものとする。

（2）緊急消防援助隊

大規模災害等による災害の発生に際し、迅速な人命救助活動等を行うためには高度な資機材を保有し、訓練を積んだ援助隊の応援体制が必要になる。このため、全国の消防機関が協力して、専任の援助隊をあらかじめ消防庁に登録し、大規模災害発生時の出動体制を整備している。

知事は、大規模災害等の発生時において、災害の状況及び県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、消防組織法第44条第1項の規定に基づき、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

6. 熊本県防災消防ヘリコプター応援協定について

イ 災害応援要請基準

この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害による被害を最小限に防止するため、熊本県防災ヘリコプターの応援を求めるものでその基準は、次のとおりである。

- （1）災害が小国町と隣接する町村に拡大し、または影響を与える恐れのある場合。
- （2）被災地の消防力によっては、防御が著しく困難な場合。
- （3）その他緊急性があり、かつ、防災消防ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災消防ヘリコプターによる活動が最も有効と判断される場合。

ロ 応援要請

応援要請は、町長が阿蘇広域消防本部に行い、同時に熊本県防災消防航空センターに連絡をするものとする。ただしとまがない場合は、熊本県防災消防航空センターに直接要請をするものとする。

ハ 被災地における作業に関しては、熊本県防災消防航空センターと綿密な連絡を図ることとする。また必要に応じて次の受け入れ態勢を整えるものとする。

- ① 発着場の確保（散水必要な措置も含む）および安全対策
- ② 給水場所（池、ダム湖等）、地上支援に必要な資機材の確保

7. 相互応援の強化

町は、他自治体との相互応援協定締結に当たっては、近隣の自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間での協定締結も考慮するものとする。

また、町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

8. 複合災害に係る応援要請

県、市町村、関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの応援を早期に要請することも定めておくものとする。

9. 県への応援又は応援斡旋の要請

町は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県に対して応援又は応援の斡旋を要請するものとする。

10. 「応急対策職員派遣制度」に基づく協力依頼

県は、大規模災害発生時に、県内職員の派遣だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難等であると見込まれるときは、総務省等と連携し、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」等に基づき、九州地方知事会を通じて、関係県に対して応援職員の派遣を依頼するものとする。

また、被災市町村は、必要に応じ、被災市町村の長への助言や関係機関等との連携を行う「災害マネジメント総括支援員」の派遣について県を通じて総務省に、又は対口支援団体（カウンターパート）に要請するものとする。

11. 国・県による代行

県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限及び現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

さらに、国土交通省等は、被災により市町村及び県がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限、現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限及び現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

12. 応援・受援体制の整備

小国町、防災関係機関は、応援活動の拠点となる施設の提供、国が作成した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成するものとする。

また、策定にあたっては、次の各項目を満たすよう留意する。

- (1) 応援要請の手順
- (2) 人的支援の受け入れ
- (3) 物的支援の受け入れ
- (4) ボランティアとの連携・受け入れ

なお、平常時から相互に顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえた同マニュアルの継続的な見直しを行うものとする。

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

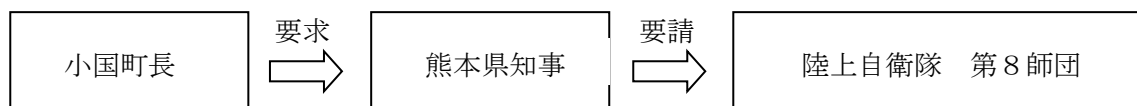
本計画は、天災地変その他の災害に対し、人命または財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請に関する必要な事項を定め、もって自衛隊の効率的な災害派遣を期するものである。

1. 災害派遣要請基準

自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づき、自衛隊派遣を要請する場合の基準は次のとおりである。

- (1) 天変、地変その他災害に際して、人命・身体または財産保護のため急を要し、かつ被災地の消防団等によっても対処し得ないと認められるとき。
- (2) 災害の発生が目前にせまり、これが予防について緊急を要するため、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。
- (3) 派遣要請

派遣要請は、町長が県知事に行い、同時に自衛隊に連絡をするものとする。ただし、いとまがない場合は、直接町長が自衛隊に通報することができる。



近年の要請災害、平成4年風倒木処理、平成5年豪雨災害、平成28年熊本地震

2. 派遣部隊等の処置

自衛隊派遣に対し、次の事項に留意するとともに自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置するものとする。

- (1) 派遣部隊の宿泊施設または野営施設を準備して置くこと。
- (2) 自衛隊の任務を充分理解し、応急対策後の一般復旧計画は別途依頼すること。
- (3) 自衛隊の作業に対し、町当局及び住民が傍観するような態度をとらないよう配慮すること。
- (4) 災害地における作業に関しては、町と自衛隊指揮者との間で十分協議して決めること。その他使用器材等の準備経費の負担区分については、県計画書によることとする。

3. 災害派遣要請に含める事項

町長が県知事を通じて第八師団長に対し、災害派遣を要求する場合は、次の事項を明確にするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他、参考となるべき事項(連絡方法、連絡責任者及び部隊の集結地等)

ただし、突発災害等緊急を要し、上記事項が判断できない場合においても最小限「派遣を希望する区域及び活動内容」を明らかにして要請するものとする。

4. 災害派遣の要請手段

- (1) 町長が県知事を通じて自衛隊の派遣を要求する場合は、自衛隊災害派遣要請依頼書（資料編153ページ）により要求するものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話若しくはFAXで行うことができる。
- (2) 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに、自衛隊災害派遣要請依頼書を提出するものとする。

5. 自衛隊に要求する活動内容

災害派遣要求において、自衛隊に期待する主要な活動内容は次の事項とする。

- (1) 人命救助：行方不明者の搜索、被災者の救出・救助
- (2) 消火活動：林野火災等に対し、航空機による消火
- (3) 水防活動：土のうの作成、運搬、積み込み
- (4) 救援物資の輸送：車輛及びヘリコプターによる物資の輸送
- (5) 道路の応急啓開：応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等
- (6) 医療、防疫：応急救護及び除染車等による地域の防疫
- (7) 給水活動：水タンク車、水トレーラーによる給水
- (8) 給食：炊事車による炊飯(温食)
- (9) 宿泊活動：天幕(テント)を使用した宿泊施設の設置
- (10) 入浴活動：公園及びグラウンド等の野外における、応急風呂の開設

第5節 災害予警報伝達計画

災害に関し、災害対策基本法・気象業務法に基づく注意報及び警報等並びに水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等を関係機関及び住民に迅速、かつ確実に伝達し、防災措置の適切な実施を図り被害を最小限に防除するため、次により災害の予警報伝達を実施するものとする。

1. 定義

この計画において注意報・警報・水防警報・火災気象通報・火災警報・気象情報及び火山情報の意義は県計画による定義とする。

J-ALERT（全国瞬時警報システム）による情報の提供を行う。情報については、弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報、緊急地震速報、火山情報、緊急に住民に伝達することが必要な国民保護に関する情報の提供を行う。

J-ALERT（全国瞬時警報システム）の概要は資料編に記載のとおり。

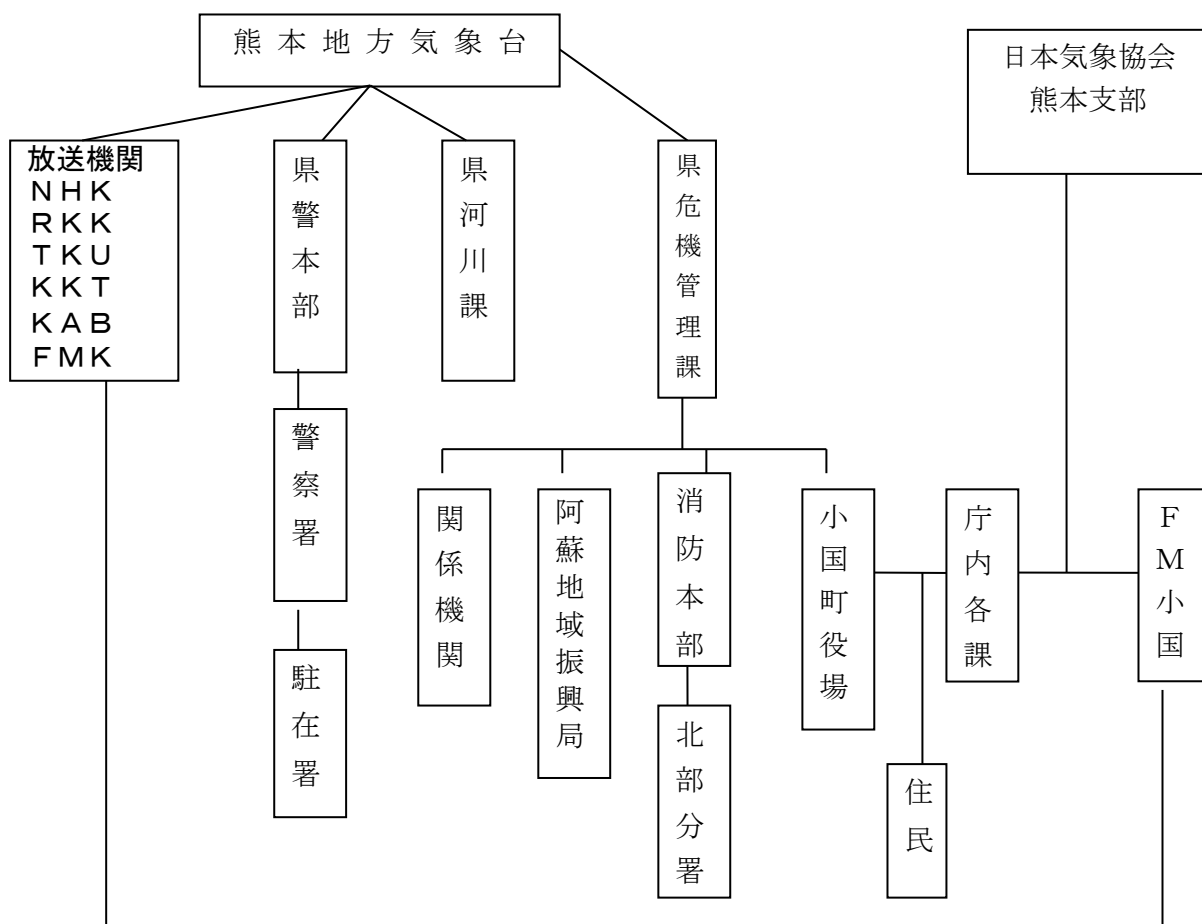
2. 注意報及び警報等の伝達系統

予警報の伝達系統は、次のとおりとする。なお、県及び町は避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

- (1) 注意報及び警報等は次の系統図により、迅速的確に伝達し、一般周知させるものとする。
- (2) J-ALERT（全国瞬時警報システム）による情報提供は、衛星系ネットワーク及び地上系ネットワークを使用し、防災行政無線及びFM告知端末を使用して自動的に放送が流れるシステムです。（資料編 154 ページ参照）

① 次の種類の注意報及び警報は次の伝達系統図による。

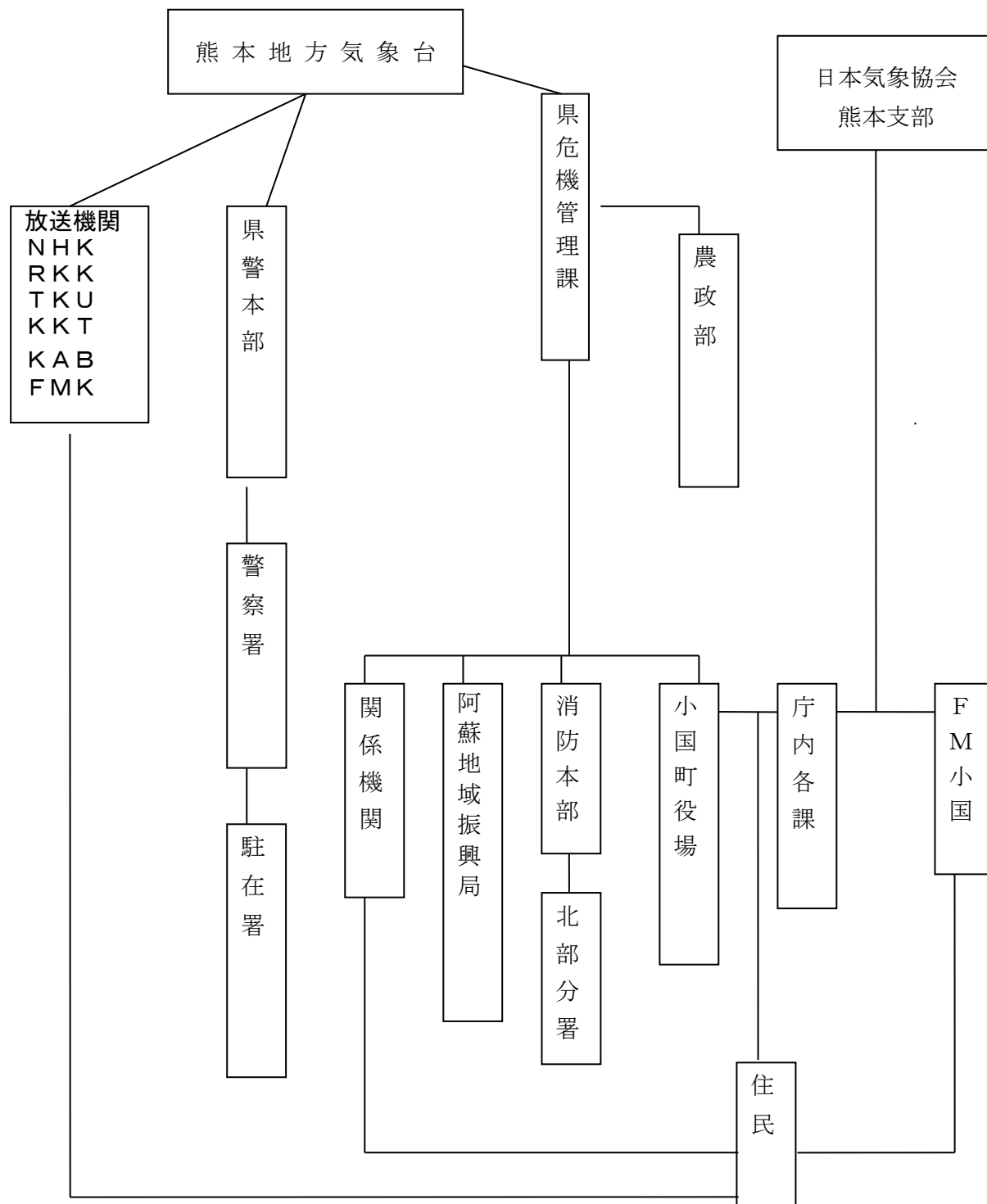
- イ 注意報のうち 強風・レベル2大雨・レベル2土砂災害・雷
- ロ 警報のうち 暴風・レベル3大雨・レベル3土砂災害



② 次の種類の注意報及び警報は次の伝達系統図による。

イ 注意報のうち 風雪・大雪・濃霧・乾燥・霜・低温

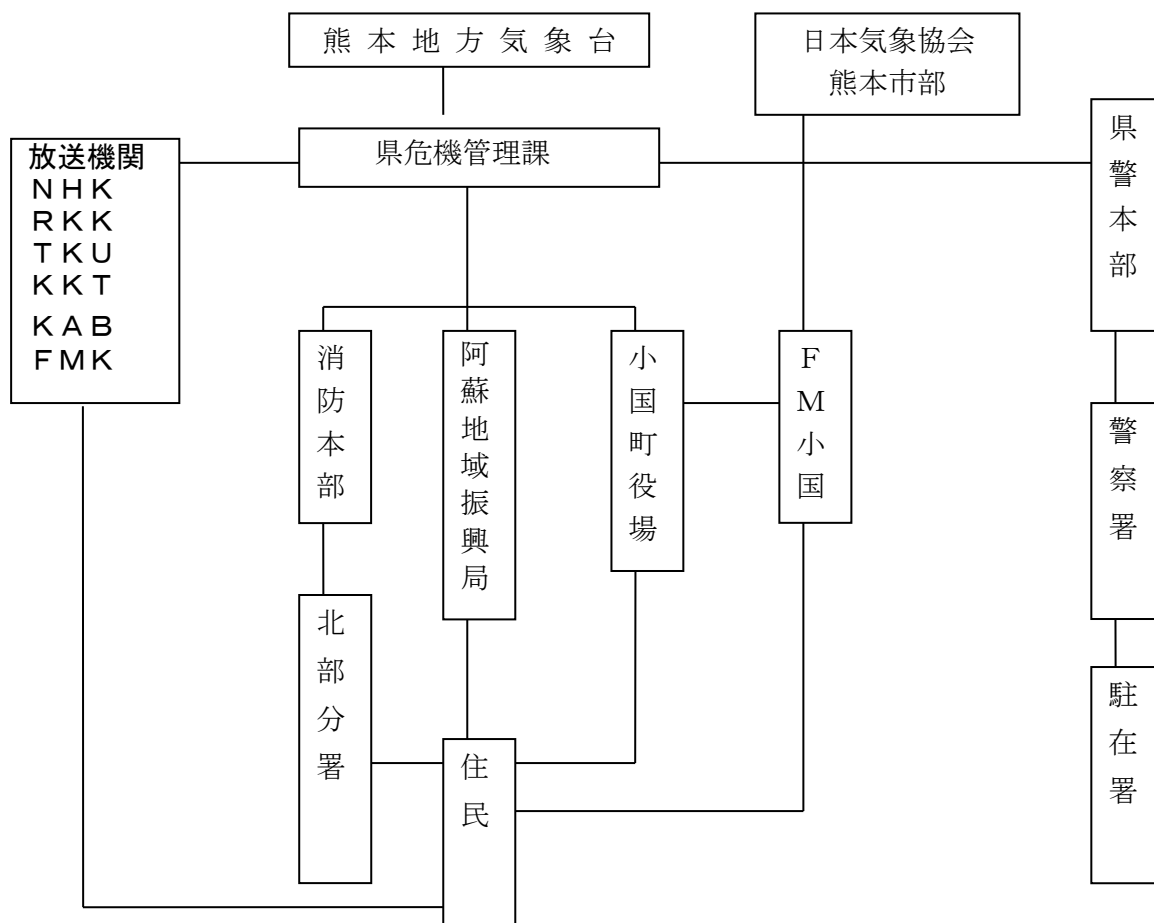
ロ 警報のうち 暴風雪・大雪



③水防警報の伝達及びその方法は水防計画の定める所による。

(3) 火災気象通報及び火災警報

火災気象通報の発令及び解除は次の系統図により、迅速確実に伝達する。



(4) 地震通報

地震の通報等は(2)に準ずる。

地震速報はJ-ALERT(全国瞬時警報システム)で行う。(資料編 154 ページ参照)

3. 注意報及び警報等の取扱い

町における措置

町長は、各機関から伝達を受けた注意報及び警報等を本町防災計画の定めるところにより、町防災行政無線(個別受信機を含む)等を活用し、速やかに住民に徹底するように努めるものとする。

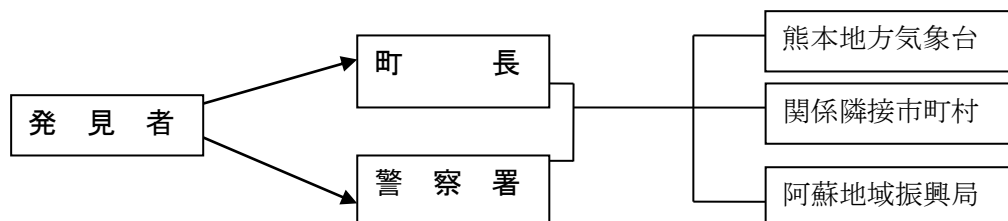
4. 予警報等伝達責任者

注意報及び警報等の伝達を迅速かつ的確に実施するため、町は予報伝達責任者を総務課員の内から1名定めておくとともに、円滑かつ速やかな伝達が行えるよう予警報等伝達責任者の携帯電話番号を把握しておくなど、緊急時の連絡手段をあらかじめ確保しておくものとする。

5. 異常現象発見時における措置

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに自己また他人により、町長または警察官に通報するものとする。(基本法第 54 条)
- (2) 定 義 ここに言う異常現象とは、県計画に掲げる自然現象をいう。
- (3) 異常現象を発見した場合における通報は、次により迅速に通報するものとする。

イ 系 統



ロ 通報の方法

町長より気象台に対する通報は、原則として無線及び電話によることとする。

第6節 通信設備利用計画

町は災害が発生するおそれがある場合、または災害が発生した場合における災害予警報の伝達若しくは被害状況等の情報収集その他応急措置等についての通信は、次により行うものとする。

なお、各機関においては、あらかじめ、通信回線を多重化すること等により、災害に強い情報通信網の構築を図るとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図る。

1. 災害予警報の伝達

災害予警報計画に基づき注意報・警報・情報及び通報等を関係機関、住民に伝達する場合は次によるものとする。

(1) 町における措置

町長は、伝達された事項を次により、関係機関、住民に徹底するものとする。

- ・防災行政無線
- ・登録メール（消防団・職員など）
- ・コミュニティFM放送
- ・Lアラート
- ・FM告知端末
- ・エリアメール（携帯電話会社3社）
- ・CATV放送
- ・衛星携帯電話
- ・広報車及び移動系無線
- ・その他速やかに周知できる方法

2. 被害状況等の収集

(1) 調査班よりの現地状況報告は、次によるものとする。

普通電話・防災無線・携帯電話・FAX・電子メール

(2) 町長より県の出先機関への報告

普通電話・熊本県防災無線・携帯電話・FAX・電子メール・電報

その他応急措置のための指示または報告についても前記(1)(2)に準ずる。

3. 前記以外の通信設備の利用

(1) 前記(1)(2)による通信設備の利用が不能になった場合は、次の専用電話、無線等を利用するものとする。

- イ 警察通信設備
- ロ 電力会社通信設備
- ハ 防災無線通信設備
- ニ アマチュア無線設備
- ホ 北部分署無線設備

4. すべての通信設備が途絶した場合の措置

- (1) 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた施設の復旧に努めるとともに、直ちに九州総合通信局に連絡するものとする。
- (2) 通信が途絶した場合において、非常通報の目的を達成することができないときは、最寄りの無線局を利用して、非常通信を行うものとする。

第7節 情報収集・共有及び被害報告取扱計画

災害対策基本法及び他の法令等の規定に基づく災害の情報収集並びに被害状況報告（以下「被害報告等」という。）の取扱いについては、関係各省庁等から指示に基づいて報告すべき特別のものを除き、本節の定めるところによって行うものとする。また、県及び町は、災害時の個人情報の取扱いについて、国の指針等を活用し、災害に係る様々な業務において人の生命、身体又は財産の保護が最大限図られるよう、適切に対応するものとする。

なお、町は、防災情報共有システム（県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを含む。）を活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るとともに、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるものとする。

県及び市町村は、災害時に災害対応基本共有情報（EEI）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。

さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報関連技術の導入に努めるとともに、SNS等のデータを活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

なお、町は、避難指示等を発令した場合には、災害情報共有システム（Lアラート）へ情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図るものとする。

また、平時においては、防災情報機器操作マニュアル等に基づき、防災情報共有システム等の防災情報端末操作や利活用方法の習熟を図るとともに、被害情報把握の遅れがないようデジタルツールの習熟や消防団・自主防災組織等との連携強化を図るものとする。

1. 定 義

この取扱要項において次の各号に掲げる用語の意義は県計画書による定義による。

- | | | |
|----------|----------|------------|
| (1) 住 家 | (6) 床下浸水 | (11) 非 住 家 |
| (2) 世 帯 | (7) 死 者 | (12) 田畑流失 |
| (3) 全 壊 | (8) 行方不明 | (13) 田畑埋没 |
| (4) 半 壊 | (9) 重 傷 | (14) 災害情報 |
| (5) 床上浸水 | (10) 軽 傷 | |

2. 被害報告責任者及び部門別被害状況報告者

町長は、被害報告が迅速かつ的確に処理できるように下記のとおり被害報告責任者及び部門別被害状況報告者を定めておくものとする。

- (1) 被害報告責任者 総 務 課 長
- (2) 被害状況報告者 建 設 課 長 ・ 産 業 課 長 ・ 福 祉 課 長 ・ 総務課課長補佐

3. 報告の種別

(1) 災害速報

災害の速報様式は、災 害 情 報	県計画別紙様式	第 1
被 害 状 況 報 告	〃	第 2
住民避難等報告	〃	第 3
災害応急対策経費報告		

- ① 災害情報 その都度直ちに報告するものとする。
- ② 被害状況報告
災害が発生した被害状況が判明次第報告、変更があった場合はその都度
- ③ 住民避難等報告
住民避難状況が判明する都度報告するものとし、変更があった場合は、その都度災害応急対策経費報告、判明次第報告する。

(2) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了したとき文章をもって報告するものとする。
この場合の報告は、それぞれ災害通報の様式に準じて報告するものとする。

4. 被害状況の調査

被害状況の調査に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 被害状況調査に当たっては、連絡を密にして調査し、脱ろう・重複調査等のないよう留意すること。
- (2) 被害世帯・人員等については現地調査のほか住民登録等と照合し、的確を期するものとする。

5. 収集及び報告

(1) 町による調査等

発災当初においては、一時的な通信の途絶や情報共有不足により孤立集落の状況把握が遅れるおそれがあるため、衛星通信機器などの情報収集手段の導入や定期的な県と市町村の情報共有会議の開催などの体制の確保が必要である。

市町村は、被害の情報を収集し、必要に応じ消防庁に当該情報を連絡するとともに、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用して関係省庁に当該情報を連絡するものとする。

また、町は、防災行政無線、移動系無線等の活用及び自主防災組織や自治会からの情報をもとに、管内の被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

さらに、町は、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等による情報収集を行うとともに、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。

災害の当初においては、次に掲げる情報のうち①～⑤の情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。

ただし、①の中の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録をしていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（旅行者など住民登録の対象外の外国人にあっては、在京大使館等）に連絡するものとする。さらに、市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

なお、報告は被害報告取扱要領に基づいて行うこととするが、至急の場合はその様式等にこだわらないものとする。

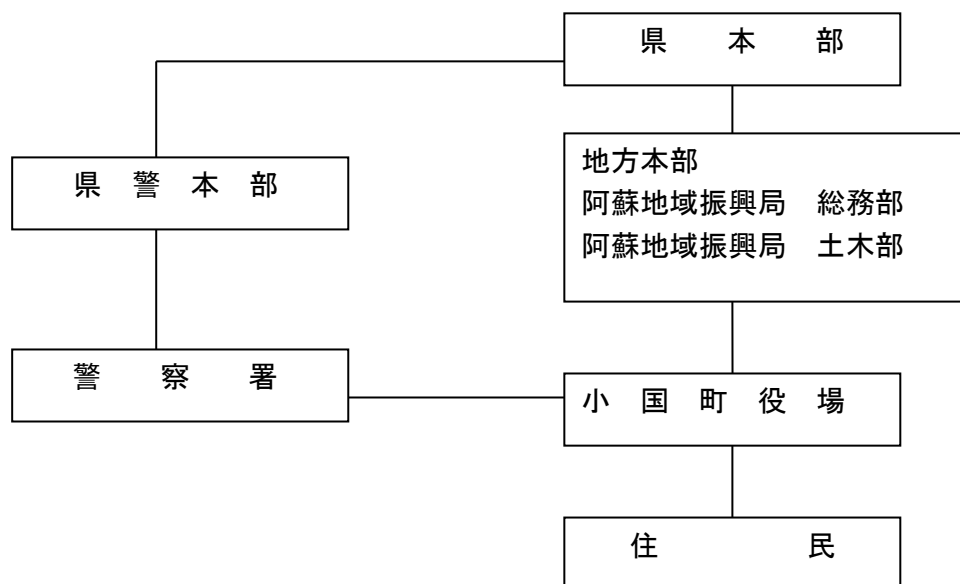
- ① 人的被害（行方不明者の数を含む）
- ② 火災の発生状況
- ③ 住家等の被災状況
- ④ 住民の行動・避難状況
- ⑤ 土砂災害の発生状況
- ⑥ 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間
- ⑦ 孤立集落の発生状況
- ⑧ 医療救護関係情報
- ⑨ その他必要な被害報告

※「③住家等の被災状況」の調査について

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

（２） 県への報告

- ① 町長は、管内の被害情報等を収集し、県その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。
- ② 県への報告にあたっては、原則として防災情報共有システムへの入力により報告する。
- ③ 被害報告等は次の報告系統により行う。



第8節 広報計画

災害時における情報及び被害状況を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び住民に周知し、被害の軽減と民心の安定を図る。

1. 広報組織

情報責任者は、それぞれの分担事務又は業務について広報活動に努め、特に㈱エフエム小国との連携を図る。

2. 報道機関に対する情報発表の方法

- (1) 収集した情報及び対策については、速やかに報道機関に発表し、住民に対する周知徹底を図るとともに、関係機関へ広報するものとする。
- (2) 広報活動の資料及び記録用として、写真及び被害現場の取材を行うものとする。

3. 広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。

なお、行方不明者となる疑いのある者（以下「安否不明者」という。）や当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「行方不明者」という。）及び死者の氏名等の情報は、県災害対策本部が原則公表するものとし、公表にあたっては、警察及び町と連携するとともに、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう定めるものとする。

- ① 災害対策本部の設置 ② 災害の概況(被害の規模・状況等) ③ 台風等に関する情報
- ④ 町及び消防機関の防災体制及び応急措置に関する事項
- ⑤ 避難の指示(指定緊急避難場所・避難路の指示)及び避難時の留意事項
- ⑥ 電気、ガス、水道等供給の状況、復旧状況 ⑦ 防疫に関する事項
- ⑧ 火災状況 ⑨ 医療救護所の開設状況 ⑩ 給食・給水実施状況
- ⑪ 道路、河川等の公共施設被害、復旧状況 ⑫ 道路交通等に関する事項、復旧状況

- ⑬ 一般的な住民生活に関する情報 ⑭ 社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項
- ⑮ 二次災害を含む被害の防止に関する事項 ⑯ 住民の安否情報
- ⑰ 医療機関、金融機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連状況
- ⑱ 交通規制の状況 ⑲ 被災者支援に関する情報等 ⑳ その他必要な事項

4. 広報の方法

広報の実施に当たっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。

広報手段の選択に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、児童等要配慮者にも配慮した方法とする。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等を踏まえ、例えば、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、情報を提供する媒体にも配慮し、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。なお、広報活動に従事するものの安全確保について留意する。

- ① 防災行政無線等による広報 ② 広報車等による広報 ③ 消防団による広報
- ④ 報道機関(ラジオ、テレビ、新聞等)による広報 ⑤ 広報紙、チラシ、ポスター等
- ⑥ 指定緊急避難場所への職員の派遣 ⑦ 自主防災組織等による広報
- ⑧ 携帯電話メールサービスによる広報 ⑨ 安否情報システムによる広報
- ⑩ 電子メール広報 ⑪ その他状況に応じ効果的な方法

5. 住民等からの問合せ対応

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等任命に関わるような災害直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

6. 災害情報等の伝達手段の多重化・多様化

(1) 伝達手段の多重化・多様化

町は、住民、要配慮者利用施設や地下施設等の施設管理者や地方公共団体職員等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(2) インターネットの活用

県からの情報を被災地に提供したり、被災地からの情報を入手する手段として、インターネットを活用する。

第9節 水防計画

1. 水防計画の目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）の趣旨に基づき、小国町における水防事務の調整及びその円滑な実施に必要な事項を規定し、もって町内の洪水などによる水彩を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的とする。

なお、小国町防災会議において小国町水防計画を別途作成し、毎年見直しを行っている。

第10節 消防計画

災害時における県民の生命、身体および財産を保護するとともに被害の拡大を防止し、もって安寧秩序の保持と社会公共の福祉増進を図るものとする。

1. 実施機関

町は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第7条に基づき、区域における消防を十分に果たすべき責任を有するとともに、消防の管理は町長が行うものとする。

小国町消防団の現況（令和8年4月1日現在）は次のとおり

団長・副団長	4名	【分団数	6分団】
第1分団	64名	第2分団	44名
第3分団	45名	第4分団	31名
第5分団	50名	第6分団	54名
計	292名	（内機能別消防団員数32名）	

平成30年度から機能別消防団制度を導入し新たな消防団員の確保手段として期待される。

災害等により必要な場合、町長は団長と緊密な連絡をとり、待機、出動等適切な措置をとり遺憾のないよう万全を期する。

2. 消防活動計画

(1) 町は、消防施設、消防団員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するため、市町村消防計画の基準に基づき、消防計画を策定するものとする。

(2) 災害時における危険物等の保安については適切な処置をとるとともに、県消防保安課に状況を速やかに通報するものとする。

(3) 林野火災に対応する空中消火

町長は、大規模な林野火災が発生し、または大規模となる恐れのある場合には、次の措置をとるものとする。

- ① 町長は、知事に対して、あらかじめ定められた要請基準に基づき、防災消防ヘリコプターによる空中消火活動、資機材・消火剤等の搬送の要請を行うものとする。
- ② 町長は、知事に対して、「自衛隊災害派遣要領」に基づき、ヘリコプターによる空中消火活動、資機材・消火剤等の搬送及び活動隊員の派遣を要求することができる。
知事は、町長から自衛隊災害派遣の要求を受けた場合は、「自衛隊災害派遣要領」により、速やかに自衛隊に対し災害派遣の要求を行うものとする。
- ③ 町長は、林業関係機関及び林業関係団体の協力を得て、あらかじめ定められたところにより、空中消火活動の地上支援を行うものとする。

3. 消防広域応援計画

県は、大規模災害又は特殊災害等の発生に迅速かつ的確に対応するため、「熊本県消防広域応援基本計画」に基づき、消防機関相互の連携をはじめ総合的な応援体制の確立を図るものとする。

町は、市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるものとする。

(1) 県内の応援体制（市町村消防相互応援）

町長は、「熊本県市町村消防相互応援協定」（昭和46年4月1日締結）の円滑な実施を図り、県内の消防相互応援体制（消防組織法第39条）を確立するものとする。

(2) 県外の応援体制（緊急消防援助隊）

① 緊急消防援助隊受援計画

県は、総務省消防庁長官が派遣する緊急消防援助隊をスムーズに受け入れ、消防活動が容易に実施できる受援体制の確立を図るものとする。

② 緊急消防援助隊応援等実施計画

県は、総務省消防長官の要請に基づき登録する緊急消防援助隊「熊本県隊」の応援出動等の措置が迅速かつ的確に実施できるよう応援体制の確立を図るものとする。

4. 緊急消防援助隊の要請等

(1) 緊急消防援助隊の出動要請

- ① 町長は、災害の状況、町の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。
- ② 知事は、災害の状況、県内の消防力に照らして、緊急消防援助隊の出動が必要と判断したときは、速やかに、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(2) 消防応援活動調整本部

- ① 知事又は町長は、緊急消防援助隊を要請した場合には、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動を総合的に支援するため、消防応援活動調整本部（災害対策本部相当）を設置するものとする。

- ② 被災地が一の市町村の場合には、当該市町村長が設置するものとし、被災地が複数の市町村である場合には、知事が設置するものとする。

5. 消防・警察・自衛隊・医療機関の相互協力

(1) 消防及び警察の相互協力

県及び町は、大規模災害又は特殊災害等の発生に迅速かつ的確に対応するため、消防組織法第42条の規定に基づき、消防及び警察の連携と相互の協力体制の確立を図るものとする。

(2) 消防及び自衛隊の相互協力

県及び町は、大規模災害又は特殊災害等の発生に迅速かつ的確に対応するため、「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力について」（平成8年2月7日消防救第27号消防庁救急救課長通知）に基づき、消防及び自衛隊の連携と相互の協力体制の確立を図るものとする。

(3) 消防及び医療機関の相互協力

県及び町は、大規模災害又は特殊災害等の発生時に応急救護活動を迅速かつ効果的に遂行するため、「大規模災害に際しての応急救護活動に係る消防機関及び医療機関の相互協力について」（平成8年5月24日付け消防救第114号消防庁救急救課長通知）に基づき、消防機関及び医療機関の連携と相互の協力体制の確立を図るものとする。

第11節 避難収容対策計画

災害のため危険な状態にある住民に対して、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報等という）の発令、伝達、誘導等を実施して、住民の生命および身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

1. 実施責任者

災害から住民の生命、身体を保護するための避難指示等の実施責任者は次表のとおりである。

なお、町長は、一般住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングで避難開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令するものとする。

区 分	災害の種別	実 施 責 任 者
高齢者等避難	全災害	町 長
避難指示	全災害	町 長（災害対策基本法第60条）
		警察官（災害対策基本法第61条及び警察官職務執行法第4条）
		災害派遣時の自衛官（自衛隊法第94条）
	洪水災害	知事または、その命を受けた職員（水防法第29条）
		水防管理者（水防法第29条）
	地すべり災害	知事又は、その名を受けた職員（地すべり等防止法第25条）
緊急安全確保	全災害	災害対策基本法第60条

2. 避難指示等の内容及び伝達方法

(1) 避難指示等の内容

町長等の避難指示等を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

なお、町長は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文を工夫すること、その対象者を明確にし、対象者ごとに取りべき避難行動が分かるように、5段階の警戒レベルとともに伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めることとする。さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

- ① 要避難対象地域
- ② 避難先
- ③ 避難理由
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難時の注意事項

(2) 避難指示等の伝達方法

町は対象とする災害の種別毎に避難行動が必要な地域を示して、居住者等が適切な避難行動がとれるように、判断基準を基に避難指示等を発令するが、発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮するものとする。

なお、避難指示等が発令された際、既に周囲で洪水等や土砂災害が発生している等、指定緊急避難所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと、居住者・施設管理者等が自ら判断した場合には、近隣の安全な建物等への避難や屋内安全確保をとるなど、あらかじめその状況に応じた伝達を講じておくものとする。

なお、避難行動要支援者に対しては、あらかじめその特性に応じた伝達方法を講じておくものとする。

- ① 防災行政無線による伝達周知
- ② あらかじめ定められた伝達系統組織を通じ、関係者から口頭及び拡声器等による伝達周知
- ③ サイレンおよび警鐘による伝達周知
- ④ 広報車等による伝達周知
- ⑤ 自主防災組織、行政部長会等への有線放送および電話等による伝達周知
- ⑥ 報道関係機関（CATV・コミュニティFMを含む）を通じての伝達周知

また、電話回線の不通、停電等を想定するとともに、防災行政無線等の機材は、日頃から非常用電源の点検整備、戸別家庭用端末管理等を行っておき、災害時に機能するように維持管理しておくものとする。

(3) 町長は、小国町地域防災計画中の「避難計画」において、危険地区ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、日常より危険地区の住民に対し周知徹底しておくものとする。

(4) 町長は、避難指示等を発令した場合、すみやかに、その旨を県に報告するものとする。

また、県は、土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報など重要な気象情報が発表された場合、町に対し、避難指示等の発令状況を適宜確認するものとする。

(5) 町長は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

3. 避難指示等の基準

避難指示等の基準は、「避難情報に関するガイドライン」を参考とする。

各判断基準については、災害の種類および地域性等により異なるが、おおむねの基準は次のとおりとし、避難指示等の発令にあたっては、別冊「避難指示等の発令判断基準」に基づいて行うものとする。なお、実施責任者は、避難指示等の時期を失せぬよう防災関係機関と連携をとりながら監視体制を強化し、災害発生兆候等の発見に努めるものとする。

(1) 高齢者等避難の基準

災害の発生が予想され、避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）が、指定された指定緊急避難場所に避難する時間を確保できるように、早めのタイミングで避難するよう促すとき。

(2) 避難指示の基準

河川の氾濫等による水害又はがけ崩れ、土石流、地すべり等による土砂災害等の災害が発生する恐れが高まっているとき。

(3) 緊急安全確保

堤防の決壊・越水、土砂災害の発生など、すでに災害が発生していることが確認され、緊急的に安全を確保するよう促す必要があるとき。

4 警戒区域の設定

町長若しくはその委任を受けた町の職員は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは立入禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。

町からの要請により、警察官、災害派遣時の自衛官は、警戒区域の設定を行うことができるが、この場合、その旨を町長に通知する藻とする。

知事は、市町村長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村長に代わって実施しなければならない。

5. 避難の誘導

(1) 町

町長は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協力を得て、できるだけ行政部・組単位等で集団避難を行うものとし、特に高齢者、障がい者、児童、幼児等の避難行動要支援者については、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意するものとする。

- ① 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
- ② 危険な地点には標示やなわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。

③ 住民に対して、高齢者、障がい者、児童、幼児等の避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、水平・垂直避難等の屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

また、市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、避難のための立退きを指示することができることとする。

(2) 警察

警察は住民等の避難誘導に当たって、町に協力するとともに、下記の事項に留意した誘導を行うものとする。

① 被災地域、危険箇所等の現場の状況を把握したうえで、安全な指定緊急避難場所、避難路を選定し、避難誘導を行うものとする。

② 高齢者、障がい者等については、可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど避難行動要支援者対策に十分配慮するものとする。

(3) 社会福祉施設等

① 被災福祉施設は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、近隣住民、自主防災組織の協力を得て速やかに入所者の安全を確保するものとする。

また、必要に応じて保護者とも連絡をとり、可能な人には協力を依頼するものとする。

② 被災地に隣接する社会福祉施設は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。

(4) 道路管理者等

道路管理者は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

6. 避難所の開設及び収容

災害救助法が適用された場合の避難所の開設および収容等の基準は、同法及び運用方針によるが、その概要は次のとおりであり、同法が適用されない場合もこれに準じて行うものとする。

なお、避難所への収容においては、要配慮者の特性に可能な限り配慮するものとし、場合によっては、病院や社会福祉施設等への収容についても検討を行うものとする。

(1) 避難所等の安全性の確認及び速やかな避難所の開設

町は、安全性を確認したうえで、あらかじめ指定していた施設において速やかに指定避難所を開設することとし、日頃から、行政、地域、施設で参集基準等の防災行動計画（タイムライン）や役割の確認を行うものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

指定避難所施設の開錠にあたっては、あらかじめ定めていた避難所開錠者に連絡し、速やかな開錠を行うものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、必要に応じ、あらかじめ指定していた施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

安全性の確認の結果、災害の様相が深刻で、町内では避難所を設置することができない場合には、隣接市町村と協議し、収容の委託あるいは隣接市町村の建物・土地を借り上げて避難所を開設するものとする。

(2) 収容施設等

町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として利用することも検討するものとする。

避難所は、学校、集会所、福祉施設等の公共施設等を応急的に整備して使用するものとするが、これらが無い場合又はこれらでは充足できない場合は、その他の既存の建物を、既存の施設が得難い場合は、野外に仮設物又は天幕等を設置して避難所とする。

既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、できる限り生活面でバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、スロープの仮設等要援護者等に配慮した施設整備を行う。

(3) 収容の対象者

避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、または被害を受けるおそれのある者ならびに避難指示等が発令された場合等で、現に被害を受けるおそれのある者に限り収容するものとする。

(4) 住民への周知

町は、避難所を設置したときは、速やかに被災者にその場所を周知徹底し、避難所に収容すべきものを誘導し、保護しなければならない。

また、市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(5) 避難所運営職員の派遣

避難所を設置した場合、各避難所にはその維持管理のため、責任者(原則として職員)を定めるものとする。

なお、男女共同参画など多様な視点への配慮の観点から、男女双方の派遣に努めるものとする。

(6) 避難者の把握、避難所開設の報告

町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、あらかじめ定めていた避難者名簿等により避難者の把握を行うとともに、直ちに次の事項を県に報告するものとする。

なお、避難所開設の報告にあたっては、あらかじめ定めていた「避難所開設報告書」により行うものとする。

- ① 避難所開設の日時および場所
- ② 箇所数および収容人員
- ③ 開設予定期間
- ④ 指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D

特に、避難者数や健康状況等の情報については、救援物資の手配や、健康管理、こころのケアの体制づくり等につながるため、避難所運営職員等と緊密に連絡を取り合い、情報収集の強化を図るものとする。

(7) 避難所の管理運営

ア 町は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する N P O ・ボランティア等の外部支援者等の活用についても検討するものとする。

イ 町は、避難所運営の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

ウ 避難者は避難所の自主的な運営が円滑に行われるようルールを守り、お互いに助け合いながら避難所の運営に参加・協力するものとする。

エ 町は、自主防災組織のリーダーや行政部長・消防団等と協力しながら、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所外の避難者に係る情報の把握に努め、県や支援団体と協力して支援活動全体を調整する仕組みを構築する。なお、情報の把握にあたっては、町の担当部署を明確にし、県と連携し、関係機関が持つ情報を一元化した被災者台帳の整備に努めるものとする。

また、食料や生活必需品等の避難者のニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供給体制の構築やその周知に努めるものとする。

オ 町は、避難所等における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や多様なニーズ、避難所の衛生状態の把握及び福祉的な支援に努めるものとする。特に、感染症流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意し、併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペース確保に努めるものとする。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。

カ 県及び町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

キ 町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、避難所開設当

初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ク 町は、指定避難所等の運営における男女共同参画や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、乳幼児のいる世帯用エリア、女性だけの世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、相談窓口の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者等のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。また、食事の提供の際は、乳幼児、アレルギー疾患患者等の把握を行うとともに、必要な食料確保等を行うものとする。

ケ 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

コ 避難期間が長期化する場合、県、町は、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアも行うものとする。

サ 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

シ 夏期には扇風機等、冬期には暖房器具等を設置するなど、季節や環境を考慮し、快適な環境の確保に努めるものとする。

ス 町は、仮設トイレやマンホールトイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

セ 町は、避難所の衛生環境に支障が生じないよう、避難所付近にゴミの臨時収集場所を設けることや、速やかなゴミ処理を進めるものとする。

ソ 町は、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとし、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所等における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

タ 町は、警察及び防犯ボランティア団体等と連携し、避難所の防犯活動を推進するものとする。

7. 車中避難者を含む避難所以外における被難者への対応

- (1) 町は、自治会や自主防災組織、消防団、防災士、NPO、ボランティア等と連携して、あらかじめ定めた車中避難者を含む避難所外避難者の情報を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。
- (2) ~~併せて、~~町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会や自主防災組織、消防団、防災士、NPO、ボランティア等と連携して食料等必要な物資を配布するとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオ、メールサービスなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (3) 町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- (4) 町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

8. 避難行動要支援者に対する対策

(1) 安否確認、救助活動

町は、あらかじめ把握している避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員、近隣住民、自主防災組織、福祉団体(社会福祉協議会、老人クラブ等)の協力を得て、安否確認、救助活動を実施するものとする。

また、避難支援計画に基づき、あらかじめ選定している避難支援者等を通じて、安否確認等を実施するものとする。

なお、消防機関等は、救助に当たって、避難行動要支援者の特性に配慮するものとする。

(2) 熊本県災害派遣福祉チーム(熊本DCAT及び熊本DWAT)の派遣

県は、災害発生時に高齢者、障がい者等の要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、熊本県災害派遣福祉チーム(熊本DCAT及び熊本DWAT)や災害支援ナースを指定避難所、福祉避難所に派遣する。

また、県は国または被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障がい者等のよう配慮者の支援活動を行うため、熊本県災害派遣福祉チーム(熊本DCAT及び熊本DWAT)や災害支援ナースの応援派遣を行うものとする。

(3) 情報の提供

町は、指定避難所、福祉避難所等においては、要配慮者に円滑に情報伝達ができるように障がい等の状況に応じて、文字放送用テレビやファクシミリ等を設置するほか、必要に応じ

て視覚障がい児者をサポートする人などの専門的支援者の確保に努めるものとする。

また、要配慮者の特性に応じて、例えば、要約筆記や点字、ひらがなやカタカナ等わかりやすい言葉による表現、絵や写真の提示など、多様な手段による情報提供がなされるよう配慮に努めるものとする。

(4) 生活の支援

① 相談体制の整備

町は、指定避難所、社会福祉協議会等に相談窓口を設置し、高齢者や障がい者などの要配慮者の相談に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

なお、窓口には、ファクシミリ等の機器の設置等の配置についての配慮が必要である。また、相談窓口に来られない人に対しては、避難所や自宅等を巡回して声を掛け、各種相談等に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

② 心身両面の健康管理

要配慮者の中には特に健康面の配慮が必要である者がいる可能性が高いため、医師、保健師、看護師、薬剤師等が避難所や自宅等を巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに、医療ケア等を行うものとする。

また、大規模災害発生後は、大きなショックや強い不安感を感じたり、長引く避難所生活の中でストレスが蓄積するなど、精神的な大きな負担を強いられるので、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアを行うものとする。

9. 外国人に対する対策

町は、在日外国人と訪日外国人とは行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備に努めるとともに、その円滑な避難誘導體制の構築に努めるものとする。

10. 防火対象物等における避難対策等

学校、病院、その他消防法による防火対象物の防火管理者及び防災管理者は、多数の者の出入りする施設として災害時の避難対策を十分講じておくものとする。

特に、学校においては、次の応急措置等を実施するものとする。

(1) 情報の伝達・収集等

① 教育長は、災害の種別、程度により速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。

② 学校長は、教育長又は関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、教職員に対して当該情報を速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努めるものとする。

なお、児童・生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するように配慮するものとする。

③ 学校長は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を町その他関係機関に報告するものとする。

(2) 避難の指示等

- ① 教育長の避難の指示等は、町長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、速やかに実施するものとする。

また、避難の指示にあたっては、災害の種別、発生の時期及び発生場所等を考慮に入れて、危険が迫っている学校から順次指示するものとする。

- ② 学校長は、教育長から避難の指示等があった場合には、速やかに実施するとともに、緊急を要する場合には、自ら災害の状況を判断し、児童・生徒等の屋外への避難や避難場所等への避難を迅速に指示するものとする。

なお、状況によっては、教職員が個々に適切な指示を行うものとする。

- ③ 児童・生徒等が学校の管理外にある場合には、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を講ずるものとする。

なお、臨時休校の通告及び連絡方法については、あらかじめ児童・生徒等に対し周知徹底をしておくものとする。

(3) 避難の誘導等

① 避難の誘導

学校長及び教職員は、児童・生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定めた計画に基づき児童・生徒等の誘導を行うものとする。

なお、状況により校外への誘導が必要である場合は、市町村その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

② 避難の順位

児童・生徒等の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行うものとする。

③ 下校時の危険防止

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させる場合には、次の方法によるものとする。

イ 児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋・堤防等）の通行を避けるように配慮するものとする。

ロ 通学区域ごとの集団下校または教職員による引率等の措置を講ずるものとする。

④ 校内保護

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると判断した場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。

なお、この場合、速やかに設置者に対して、児童・生徒等の数その他必要な事項を報告するものとする。

(4) 学校が地域の避難所となる場合の留意事項

- ① 避難所になった学校の学校長は避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対して、その利用について必要な指示をするものとする。

- ② 学校長は、施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童・生徒等及び保護者に連絡するものとする。

- ③ 全児童・生徒等を学校に同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じるものとする。
 - ④ 避難が長期間になる恐れがある場合は、町は学校長と協議し学校教育上支障とならないように必要な措置を講じるものとする。
- (5) その他の留意事項
- ① 保健衛生
学校長は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講じるものとする。
 - ② 教育活動の再開
教育活動の再開に当たっては、児童・生徒等の登下校時の安全に留意するものとする。
 - ③ 避難訓練の実施
学校長は、災害種別に応じた避難訓練を、平素から実施するものとする。
 - ④ 連絡網の整備
教育長の各学校への通報および連絡は、迅速かつ的確に行われるように、平素から連絡網を整備しておくものとする。
 - ⑤ 計画の策定
学校長は、次の事項について児童・生徒等の実態に即した計画を策定し、集団避難が安全、かつ迅速に行われるようにするものとする。
 - イ 災害の種別に応じた避難指示等の伝達方法
 - ロ 避難場所の指定
 - ハ 避難順位および避難場所までの誘導責任者
 - ニ 児童生徒の携行品
 - ホ 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
 - ヘ 負傷者の救護方法
 - ト 保護者への連絡及び引き渡し方法

11. 広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

また、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。県、町及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な

オペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。 県、町及び関係機関（指定行政機関、公共機関）は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

12. 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、県内の他市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

県は、町から協議要請があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要請を待ついとまがないときは、町の要請を待たないで、広域一時滞在のための要請を町に代わって行うものとする。

被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実にを行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

13. 被災者等への的確な情報伝達活動関係

県、町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の自治体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

第12節 救出計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜索し、または救助して、その者の保護を図るものとする。

1. 実施責任

- (1) 救出は原則として、町長、消防機関および警察機関が協力して実施するものとする。
- (2) 災害対策基本法および他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にいる者、住民及び自主防災組織は救出を実施し、または町長等に協力するものとする。
- (3) その他、災害救助法を適用した場合は、下記の「災害救助法に基づく救出要領」によるものとする。

2. 救出対象者

り災害者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

(1) 災害によって生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合とする。

- ① 火災の際に火中に取り残されたような場合
- ② 地震、がけ(山)崩れ等のため倒壊家屋の下敷となったような場合
- ③ 水害の際に流失家屋とともに流されるとか、孤立した地域等に取り残されたような場合
- ④ 土石流により生き埋めになったような場合
- ⑤ 登山者が多数遭難したような場合

(2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定される者、または生命があるかどうか明らかでない者とする。

3. 救出の方法

(1) 町、消防職員・団員による救出

- ① 町は、消防機関を主体とした救出班を編成し、救出活動を実施するものとする。なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行うものとする。
- ② 救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。また、平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備、保有資機材のリスト作成に努めるとともに、資機材の不足が想定される場合は、あらかじめ他市町村などの調達先を選定しておくものとする。
- ③ 町による救出が困難な場合は、速やかに隣接市町村、消防機関、警察、自衛隊等の応援を求めるものとする。

(2) 自主防災組織による救出

自主防災組織にあつては、組織内における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努めるものとする。救出対象者を発見した場合には、迅速な救出活動を行い、又は町、消防機関、警察等に連絡して、早期救出に努めるものとする。

4. 職員の安全確保

救出、救助活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救出・救助活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救出・救助機能の強化を図るものとする。

5. 惨事ストレス対策

救出、救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策に努めるものとする

6. 応援の手続き

町長において救出作業をできないとき、または機関器材等の調達ができない場合の応援の手続き

は、次によるものとする。

町長において応援を受ける必要があると認めたときは、県等の出先機関に対し要請を行うものとする。

県等の出先機関(地方本部)において応援を求められたときは、直ちに県本庁(県本部)に通報するとともに、すみやかに応援するものとする。

第 1 3 節 行方不明者等搜索及び遺体収容埋葬計画

災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者等」という。）や、遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期の人心の安定を図るうえからも早急に実施する必要がある。

このため、関係機関・団体と緊密な連絡をとり、迅速に行方不明者の搜索及び遺体の埋葬活動を実施するものとする。

また、毎年度出水期までに、氏名等公表手続きに関する研修を実施し、具体的な訓練機会を確保することで、取扱いに基づく対応の徹底を図るものとする。

1. 実施機関

行方不明者等の搜索及び埋葬等は、町長が、警察、消防機関等の協力を得て二次被害の危険性を考慮し、安全性を確保したうえで行うものとする。

小国町だけでは十分な対応ができない場合、町は、周辺市町村、自衛隊等に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

2. 行方不明者等の搜索

警察は、災害警備活動に付随して、町の行う行方不明者等の搜索に協力するものとする。

行方不明者等の届出受理の適正を期すとともに、情報の収集に努め、積極的に調査を実施するものとする。

3. 遺体の検視、身元確認

警察は、明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき又は遺体がある旨の届出を受けた場合には、警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成 2 4 年法律第 3 4 号）に基づき死体取扱いを行うものとする。

死体取扱いに当たっては、指紋の採取、DNA 型鑑定資料の採取、写真撮影等を行い、死体調査終了後、遺族に引き渡すものとする。また医師会、歯科医会等との緊密な連携により、迅速かつ的確な死体調査、身元確認に努めるものとする。

4. 遺体の引き渡し

受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、遺体発見場所を管轄する市町村長に引き渡すものとする。なお、戸籍法第 9 2 条第 1 項の規定による報告は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添

付して行うものとする。

5. 遺体の収容

町は、警察と連携し、遺体安置所として長期間の使用が可能な上、被害現場付近に位置する施設（寺院、公共物等）に、検視等の場所及び遺体の安置所を開設し、遺体を安置するものとする。

なお、町は、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、遺体保存剤等の納棺用品を確保するものとする。

6. 遺体の火葬および身元不明遺体の埋葬

（１）町は、次により火葬の実施体制の確保を行うものとし、火葬場は阿蘇北部斎場及び臨定火葬場とする。

- ① 火葬場の被災状況の把握
- ② 死亡者数の把握
- ③ 火葬相談窓口の設置
- ④ 遺体安置所の確保
- ⑤ 作業要員の確保
- ⑥ 火葬場への搬送経路及び搬送手段の確保
- ⑦ 棺、遺体保存剤、骨壺の調達
- ⑧ 火葬用燃料の確保

（２）県は、被災市町村において火葬することが困難な死体について、熊本県広域火葬計画に基づき他の火葬場設置市町村等に要請を行い、火葬場を割り振ることにより、円滑に火葬できるよう支援するものとする。

また、県は、厚生労働省に対して火葬の状況を報告し、火葬許可証発行の特例措置を要請するものとする。

第 1 4 節 医療救護計画

大規模・広域的な災害や事故等により多数の傷病者が発生し、被災地及びその周辺の医療救護の対応能力を著しく超えた場合において、町は、日本赤十字社熊本県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護士会、災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、県公的病院災害ネットワーク、熊本大学医学部附属病院等と緊密な連携のもと、総力を挙げて迅速かつ適切な医療救護活動を実施する。

1. 実施機関

（１）災害時における医療救護は、町長が行う。

（２）災害が広域的に発生した場合又は被害が甚大である場合、知事がこれを行う。

2. 救護活動

(1) 災害医療情報の収集及び提供

- ① 県は、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、保健所、市町村、消防本部、日本赤十字社熊本県支部、熊本県医師会、熊本県精神科協会、熊本県歯科医師会、熊本県薬剤師会、熊本県看護士会、災害拠点病院、DMAT指定医療機関及びその他医療機関等から、迅速に次に掲げる情報を収集する。
 - ア 被災地の保健衛生行政機能の被害状況
 - イ 保健医療施設、設備の被害状況
 - ウ 保健医療活動従事者の数及び不足数
 - エ 放射性同位元素、病原微生物、毒物類等の保健衛生上危害を生ずる恐れのある物の被害状況
 - オ 診療（施設）機能の稼働状況
 - カ 災害拠点病院の被災状況、患者の収容及びライフライン確保の状況
 - キ DMAT、DPATの対応状況
 - ク 職員の被災状況、応急活動への対応状況
 - ケ 医薬品等及び医療用資機材の需給状況
 - コ 保健医療施設への交通状況等
- ② 県は、収集した情報をもとに、町に必要な情報を提供する。

3. 初動体制

- (1) 町災害対策本部は、医療救護活動が迅速かつ適切に実施できるよう日本赤十字社熊本県支部、災害拠点病院、熊本県公的病院災害ネットワーク、熊本県医師会、熊本県精神科協会、熊本大学医学部附属病院等に対して、早期から積極的に情報提供を行う。
- (2) 町災害対策本部は、消防機関等と連携のうえ、医療機関の被災状況、傷病者の状況、医療の確保状況等の情報を収集し、地域の関係機関等に対して情報提供を行う。
- (3) 被災地内医療救護活動
 - ① 町長は、被災地の状況に応じて適切な場所に救護所を設置し、医療救護班による医療救護活動を行う。当該市町村のみでは対応できないと判断される場合には、県に応援協力を要請するとともに、市町村相互間の応援協定等に基づき、隣接市町村に応援等を要請する。
 - ② 知事は、町長からの協力要請等により広域支援が必要と認める場合、日本赤十字社熊本県支部、熊本県医師会、熊本県精神科協会、災害拠点病院等に対する医療救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請及び自衛隊への医療救護に関する派遣要請を行う。
- (4) 傷病者の搬送と収容
 - ① 県災害対策本部は、医療救護現地対策室の医療情報を得て、適切な医療機関への搬送手段を確保する。
 - ② 熊本赤十字病院、熊本大学医学部附属病院、被災地以外の災害拠点病院や公的病院等の後方支援病院は、被災地域の医療機関で対応の困難な傷病者を受け入れる。
 - ③ 県災害対策本部は、広域搬送の必要が生じることが予測される場合、県外受入れ医療機関並びにヘリコプター等の広域搬送手段を確保する。

5. 費用の負担

- (1) 医療救助活動に要した費用は、原則として当該市町村の負担とする。
- (2) 災害救助法第4条の救助費用は、県が支弁する。

6. 損害の補償

町長は、災害対策基本法第65条および第84条の規定により応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害者となったときは、当該市町村の条例で定めるところによりその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

第15節 食料調達・供給計画

町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それら必要な物資の供給を円滑に実施するものとする。

1. 実施機関

被災者及び災害応急現地従業者等に対する食料の供給は、町長が実施する。町のみでは実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請するものとする。ただし、災害救助法が適用された時は知事が行うが、委任された時又は知事による救助のいとまがないときは知事の補助機関として町長が行う。

2. 食料の調達

(1) 食料の確保

町は、次に掲げる食料等の確保に努めるものとする。

- ①ビスケット・クッキー ②即席麺 ③粉ミルク ④飲料水（ペットボトル）
- ⑤パンやおにぎり ⑥缶詰やレトルト食品など長期保存が可能な食品
- ⑦高齢者、乳幼児などに配慮した食品 ⑧その他必要と認められる食料等

(2) 災害時における米穀の応急供給

① 応急調達

災害の発生により応急用米穀が必要な場合、農林水産省は知事と協議のうえ必要により政府所有米穀を売却するものとされている。調達にあたっては、農林水産省に照会し、調達可能数量を把握するとともに、農林水産省を通じて、米穀販売事業者から調達するものとする。

3. 救助法による炊出し及び食品の供給

(1) 炊き出しの実施

町は、原則として避難所内又は既存の給食施設若しくは仮設給食施設において、民間事業者、自治会、ボランティアと連携して炊き出しを行うものとする。町が多大の被害を受けたことにより、当該市町村において炊き出しによる食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出しについて協力を要請するものとする。

4. 調達・救援物資の集積場所

調達物資及び救援物資は小国ドーム及び農協倉庫等を集積する。

第16節 給水計画

水道施設の被災により水源の汚染・枯渇や断水が発生し、飲料に適する水を得ることができない場合に、応急的に飲料水を確保するための計画は、次に定めるところによる。

1. 実施機関

飲料水供給実施は、災害救助法その他により町長が行うものとする。ただし当町で処理不可能な場合は、近隣市町村、県及び国その他関係機関の応援を求めて飲料水の供給を実施するものとする。

町は、災害対策本部の中に給水対策部門を設けるとともに、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施することとする。

水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。

また、水道事業者及び下水道管理者は、災害の発生時において、上下水道の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

2. 給水方法

(1) 水道水の搬水給水

応急給水を行う者は、浄水処理後の水を提供可能な水道施設から給水車等（加圧ポンプ付給水車、車載式給水タンク）を用いて運搬し、残留塩素濃度を確認するなど水質維持に十分注意し給水を実施するものとする。この場合の給水量は1人1日当たり最小3リットルを目標とするが、被災状況や復旧状況等に応じて適宜増加する。

(2) 浄水セットによる給水

「自衛隊派遣要請計画」により自衛隊に依頼して、湖沼水、河川水等をろ過し、消毒のうえ給水を行うものとする。

3. 救助法による供給

救助法を適用した場合の飲料水の供給は同法及び運用方針によるほか県防災計画により措置する。

第17節 生活必需品供給計画

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、被服、寝具、その他生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とするものとする。

1. 実施機関

- (1) り災者に対する被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与は町長が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行い、委任された場合又は救助のいとまがないときは知事の補助機関として町長が行う。
- (2) 本町のみで実施不可能な場合は隣接市町村、国、県その他の関係機関の応援を得て実施する。

2. 生活必需品の範囲

(1) 範囲

生活必需品の範囲は、概ね次のとおりとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

- ①寝具類(毛布等)
- ②衣料(作業着、下着、靴下等)
- ③炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)
- ④食器類(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、哺乳瓶)
- ⑤日用雑貨品(石鹸、タオル、歯ブラシ、トイレットペーパー、ゴミ袋、洗剤、雨具、ポリタンク、生理用品、紙おむつ等)
- ⑥光熱材料(マッチ、懐中電灯、乾電池、卓上ガスコンロ)
- ⑦燃料
- ⑧その他(ビニールシート)

3. 生活必需品の確保

県は、市町村から支援要請を受けたとき、又は被害状況から必要と判断したときは、一括購入するか又は備蓄物資をあてることにより、生活必需品の供給を行うものとする。

県は、災害時の必要な物資の調達に関する協定等に基づき、日常生活に必要な各種生活必需品の調達を行うものとする。

4. 生活必需品の配分

(1) 供給方法

県が供給する生活必需品の被災者への配分は、主として市町村がこれにあたるものとする。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶等により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品の円滑な供給に十分配慮するものとする。

(2) 供給対象者

生活必需品の供給対象者は、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない寝具、衣料等の生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

(3) 配分方法

県が市町村に生活必需品を配分するときは、事前に又は少なくとも送達と同時に配分計画表を示し、この計画表に基づいて給与するように指示するものとする。

5. 生活必需品の円滑な提供

町は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（B－P L o）等を活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。また、避難所における感染拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房機具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

6. 救助法に基づく措置

救助法を適用した場合の衣料、生活必需品等の物資の給付または貸与については同法及び運用方針によるほか県防災計画に基づき措置する。

7. 物資の調達方法

（1）備蓄物資

必要に応じ備蓄物資を整備する。

（2）調達物資

町長は原則として被災者に必要な最小限の被服、寝具及び生活必需品を一括購入して調達する。

（3）調達物資集積所

町長が調達物資を一括購入した場合の集積所は小国ドームなどとする。

その他適当な処理をする。

8. 義捐金及び義捐物資の取扱い

被災者に対する義捐金・義捐物資を県より受領した時は、厳重に保管をなすとともに速やかに被災者に配付する。

9. 労務供給

救助物資の購入及び配分に必要な労務者については「労務供給計画」の定めるところによる。

第18節 住宅応急対策計画

災害のため住家が滅失した被災者に対し、住宅を貸与しまたは被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最少限度の部分を応急的に補修し、被災者の居住安定を図る。

応急仮設住宅の建設に当たっては、被災者に係る世帯人員や高齢者、障がい者等に配慮した仕様及び設計に努めるものとする。

1. 実施機関

（1）被災者に対する応急仮設住宅の供与及び応急修理は、災害救助法が適用されたときは知事からの権限の委任を受けた町長が行う。

（2）救助法が適用されないときは必要に応じ、町において実施するが、町単独でできない場合は、県・その他の関係機関の応援を求めて実施する。

2. 救助法による応急仮設住宅及び住宅応急修理

救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設及び応急修理の基準その他については、同法及び運用方針によるほか、県防災計画に基づき行う。

(1) 備蓄資材の状況及び調達方法

現在のところ備蓄資材としてはないが必要に応じて整備する。

資材の調達に当たっては、原則町内各製材所等から購入する。

(2) 仮設住宅設置予定場所及び敷地所有者との協定

小国町の町有地

大字宮原1097-1番地（JAライスセンター隣接地）、旧小学校グラウンド等の選定を行う。

3. 公営住宅の提供

災害により住家が滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、町長は公営住宅の入居（公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居、又は、地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用許可）について、最大限の配慮を行うものとする。

4. 民間施設の提供

県、町は、大規模災害等の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、手続等を定めるとともに、平時から町や「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。

5. 応急仮設住宅の供与

(1) 建設型応急住宅

① 建設型応急住宅の建設

県が行う建設型応急住宅の建設は、民間住宅建設関係団体と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結を適宜行い、協定に基づき、民間住宅建設関係団体の協力を得て実施するものとする。また、町は、様々な災害を想定した建設型応急住宅の建設候補地をあらかじめ定めるものとし、建設候補地の検討にあたっては、所有する公共グラウンドや土地が平坦な公園等は、全て候補地としてリストに計上するとともに、遊休地となっている民有地も候補地としてあらかじめ調査しておく。特に、発災直後は、このような候補地は災害廃棄物の仮置場や自衛隊等救助機関の活動拠点として使われることがあるため、建設型応急住宅の建設に支障を来すことのないよう留意すること。さらに、将来的な集約や利活用を含めた復旧・復興のあり方についても考慮する。

建設型応急住宅の建設に当たっては、県産材の活用や、被災者に係る世帯人員や高齢者、障がい者等に配慮した仕様（手すり、スロープ、トイレ、風呂等）の作成に努めるとともに、建設するために必要な「標準プラン（仕様・図面等）」を、あらかじめ策定しておくものとする。また、大雨を想定し、必要に応じて雨水排水用の側溝の敷設や敷地内の舗装等を行うものとする。さらに、必要に応じ、建設型応急住宅入居者のコミュニティ形成のための集会施設等の整備について検討を行うものとする。

② 建設型応急住宅の運営管理

町は、建設型応急住宅について、入居者の募集・選定から、入居中の住宅の維持補修、退去に至るまでの運営管理を行うものとする。この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して建設型応急住宅における安心・安全の確保、孤立化や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点にも配慮するものとする。

また、必要に応じて、建設型応急住宅における入居者の家庭動物の受入れや買い物の利便性等、生活環境の向上に配慮するものとする。

(2) 賃貸型応急住宅

県及び町は、災害の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から防災訓練を通じて「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。

6. 避難所や被災者に対する住宅情報等の周知方法の検討

県及び市町村は、公営住宅などの募集案内の周知について、県ホームページやテレビ・ラジオ、新聞等のほか、より詳細な情報を直接被災者に周知する方法等の検討を行う。

第19節 交通対策計画

災害時における被災地域への緊急輸送並びに一般交通の円滑を図るため、道路その他交通施設の応急復旧及び交通の規制等により交通の確保を図る。

1. 交通危険箇所の調査及び措置

(1) 実施責任者

町長は町長の管理に属する道路(町道)について災害における危険箇所をあらかじめ調査して、その補修対策を講じておくとともに災害が発生した場合は、公共土木部に被害状況の調査及びその応急措置を行わせる。

(2) 危険箇所の調査及び報告

イ 公共土木部は町道について危険箇所を発見したときは、速やかにその線路名・箇所・拡大の有無・迂回路線の有無・その他被災の状況等を町長に報告する。

ロ 町長は公共土木部より報告を受けたときは、その状況をただちに阿蘇地域振興局土木部に報告するとともに関係機関の長へ連絡する。

(3) 応急措置

危険が予想される交通施設の箇所及びこれらの施設の応急対策には国及び県の出先機関並びに建設業者に保有機械その他の協力を得て応急措置の万全を期する。

2. 交通規制の措置

町は道路の破損・決壊その他の状況により通行禁止または制限の対象・区間・期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。その設置基準は、県防災計画に基づくものとする。

第20節 交通規制計画

災害時に、住民等の円滑な避難誘導が必要な場合、道路災害が発生する恐れがある場合、又は橋梁等の交通施設に被害が発生した場合又は交通の混乱を防止して緊急輸送を確保するため必要がある場合には、交通規制を行って被害の軽減と迅速な応急対策を実施するものとする。

1. 実施責任者

災害時の交通規制は、次の区分によって行うものとするが、道路管理者と警察は、常に緊密な連絡を保ち、応急措置の万全を期するものとする。

区 分	範 囲
道路管理者等 国土交通大臣 知 事・町 長 西日本高速道路 熊本県道路公社	(1) 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 (2) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
警 察 公安委員会 警察署長 警察官	(1) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき (2) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき (3) 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、またはそのおそれがある場合

2. 交通規制の措置

措置要領

(1) 道路管理者等

道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害等により交通施設等の危険な状況が予想され、または、発見したとき、もしくは通報等により承知したときは、すみやかに必要な規制を実施するものとする。

(2) 警察

- ① 災害により、住民等の円滑な避難誘導が必要なとき、道路、橋梁等の交通施設の危険な状況が予想され、または発見したとき、もしくは通報等により承知したときは、すみやかに必要な交通規制を実施するものとする。
- ② 災害が広域にわたる場合、もしくは、幹線道路の破損および決壊等のため、交通上の支障が広域にわたる場合の交通規制は、災害の規模および回路等との関係を総合的に判断して実施するものとする。
- ③ 必要がある場合は、他県から被災地に通ずる主要道路について、被災地に向かう車両等の交通規制を隣接県に要請するものとする。
- ④ 各警察署において、交通規制等の措置をなした場合は、報道機関等を通じて一般の通行人および住民等に周知徹底し、一般交通に支障のないよう万全を期するものとする。

- ⑤ 交通規制を行う場合は、法令に定められた標識を設置し、また設置不可能な場合および設置のいとまがない場合は、警察官が現場で整理に当たるなど、交通に支障がないように措置するものとする。
- ⑥ 緊急通行車両の通行の確保等の確、円滑な災害応急対策に資するため、県警備業協会をはじめ、関係機関・団体に対する協力要請を行い、広域交通管制及び交通広報による交通総量抑制対策を実施するものとする。
- ⑦ 災害発生時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等が交通誘導の実施等の応急対策業務に関して、協力方法、費用負担、災害保障、訓練等の協議を行い、協定等を締結するよう努めるものとする。

3. 交通規制の実施

(1) 危険箇所の交通規制

道路及び橋梁の破損、決壊その他の状況により通行禁止、または交通を制限する必要があると認めるときの交通規制の実施は、道路管理者又は警察が、禁止又は制限の対象、区間、期限及び理由等を明りょうに記載した道路標識等を設置するとともに、必要な場合は、う回道路の案内板も明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

なお、道路標識施設の設置基準は、次によるものとする。

① 道路標識を設ける位置

- ア 通行止め：歩行者、車両及び路面電車等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央
- イ 通行制限：通行を制限する前面における道路の中央又は左側の路端
- ウ う回路：う回路のある交差点の手前の左側の路端

② 道路標識の構造

道路標識は堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置して修理、塗装、清掃等の維持を行うほか、夜間において遠方から確認し得るよう照明または反射装置を施すものとする。

③ 道路標識の寸法および色彩は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年 総理府・建設省 令第3号)に定めるところによる。緊急の場合は準じた措置を講じる。

(2) 異常気象時における道路通行規制要領

異常気象時における道路通行規制要領は、熊本県地域防災計画別冊資料編による。

4. 相互の連絡・協力

道路管理者及び警察は、次の事項について相互に連携、協力し、的確かつ円滑な災害応急対策を実施するものとする。

- (1) 被災地の実態、道路の被害状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に情報を交換する。
- (2) 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等の支援部隊の速やかな要請を行うものとする。

5. 災害対策基本法に規定する通行禁止区域等における障害物の除去

災害対策基本法第76条第1項の規定により、公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生し

ようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間(以下「区域等」という。)を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限し、緊急交通路の確保に当たるものとされているが、同法第76条の3の規定に基づく当該区域等における車両その他の物件の障害物除去の方法については、次のとおりとする。

(1) 緊急交通路の確保

警察は、放置車両の撤去等の緊急交通路における障害物の除去について、道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力して、緊急交通路の確保を図るものとする。

(2) 運転者等に対する措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、これにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。

(3) 放置車両等の撤去

警察官は、(2)の措置をとることを命ぜられた者が、移動等の措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために移動等の措置をとることを命ずることができないときは、自ら移動等の措置をとることができる。

この場合において、警察官は、移動等の措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

(4) 自衛官による撤去

自衛隊法第83条の2に規定する災害派遣により派遣を命ぜられた自衛官は、警察官がその場にいないときに限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため(2)及び(3)の措置命令をとるものとする。

(5) 消防吏員による撤去

職務を執行中の消防吏員は、警察官がその場にいないときに限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため(2)及び(3)の措置命令及び措置をとるものとする。

(6) 自衛官及び消防吏員の通知

自衛官及び消防吏員は、(4)及び(5)の措置命令及び措置をとった場合は、直ちにその旨を熊本県地域防災計画別冊資料編に定める様式により当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知するものとする。

6. 災害時における車両の移動等

(1) 道路交通規制等

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(2) 道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保す

るため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

道路管理者は、民間団体等との間の応援協定等に基づき道路啓開等（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資材等の確保に努めるものとする。

状況に応じて協力し、道路啓開について、道路管理者等、警察機関、消防機関、自衛隊等は必要な措置をとるものとする。

第 2 1 節 輸送計画

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資・資材等の緊急輸送力を確保し、応急措置の万全を期する。

1. 実施機関

基本法第 50 条及び第 51 条に規定する応急対策の実施責任者とする。ただし、それぞれの実施機関で処理不可能の場合は、公共機関・地方公共機関及びこれに準ずるもの等で輸送を営業とするもの、または自衛隊等に応援を要請して確保を図る。

2. 輸送力の確保措置

実施機関において所有する車両だけでは、輸送が確保できない場合は、次の順位により必要に応じて借上げて輸送の円滑化を図る。

（1）車両等確保

- ① 公共的団体の車両等
- ② 輸送を業とする者の所有車両等
- ③ その他（自家用車両等）

（2）鉄道、軌道、空中輸送等の確保

- ① 鉄道、軌道輸送要請
必要に応じ、九州旅客鉄道株式会社熊本支社等に要請するものとする。
- ② 空中輸送要請
別節「自衛隊派遣要請計画」に定めるところによる。

（3）船舶の確保

- ① 公共的団体の船舶
- ② 海上輸送を業とする者の所有船舶等

3. 輸送の方法

（1）道路輸送及び空中輸送

災害時における緊急輸送は本町の場合、道路輸送がほとんどであるが、道路交通止等により道路輸送が困難または不可能な場合、ヘリコプター等による空中輸送を必要とする場合は、自衛隊要請により実施する。

①トラック事業

津 埜 運 送	小国町 宮原	TEL 46－3328
小 国 運 送	〃 〃	TEL 46－2048
小 国 貨 物	〃 〃	TEL 46－2337
佐 藤 ロジック	〃 〃	TEL 46－3939
星 本 急 配	〃 〃	TEL 46－2276

②バス事業

津 埜 運 送	小国町 宮原	TEL 46－3328
九州産交バス 小国営業所	〃 〃	TEL 46－3121

③タクシー事業

小国タクシー	小国町 宮原	TEL 46－3325
丸善タクシー	〃 〃	TEL 46－3223
丸宝観光タクシー	〃 〃	TEL 46－2710

④民間自家用

4. 緊急輸送の体制整備

県、町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

また、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

さらに、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

第2節 民間団体活用計画

災害時における民間団体の応援協力を得て社会秩序の維持と公共の福祉を確保する。

1. 実施機関

- (1) 民間団体の活用は、町長または教育委員会が、民間団体の協力を求めて行う。本町のみで処理不可能な場合は、被災をまぬがれた隣接町村に連絡し、協力を求めて行う。
- (2) 大規模な災害または広範囲にわたる災害のときは、知事または県教育委員会に要請する。

2. 活用方法

(1) 活動範囲 活動範囲は、災害の規模または範囲によって異なるため、状況によって決定する。

(2) 活動内容 活動内容は、被害の程度によって異なるがおおむね次のとおりである。

主として被災者の救出または災害応急復旧等の作業に応援する。

◇災害発生直後（被災者周辺住民による活動）

- ・応急処置
- ・救出
- ・搬送

◇緊急対応期（県等からの要請後団体の協力による活動）

- ・ボランティア本部の設置
- ・炊き出し
- ・応急復旧
- ・連絡手段の確保（アマチュア無線）
- ・安否調査
- ・その他

◇応急対応期（ボランティアによる機能的活動期）

- ・避難所支援活動
- ・心のケア
- ・協力支援体制の確立
- ・その他

◇復興期（地域ボランティア組織の支援活動）

- ・活動の撤退準備
- ・活動記録・報告書の提出（県・当該市町村）
- ・その他

(3) その他

民間団体の活動費用は、原則として参加する民間団体の負担とするが、災害救助法の適用等あった場合、経費については国が負担する。

また、当該市町村の要請により活動する場合においては応援に要した費用は当該市町村が負担するものとする。

第23節 労務供給計画

1. 作業員の要請

(1) 町長は災害応急措置の実施について、作業員を必要とするときは所轄広域本部長・地域振興局長に対し文章又は口頭をもって要請する。

(2) 町以外の機関において災害応急措置の実施について、作業員を必要とするとき、当該機関の長は直接阿蘇公共職業安定所長へ要請すること。

(3) 同上の要請を行うときは次の事項を明らかにしなければならない。

求人者名

職種別、所要作業員数

作業場所及び作業内容
労働条件
宿泊施設の状況
その他必要事項

2. 作業員の費用

町内作業員を日給にて雇用する。

第24節 保健衛生（防疫）計画

災害によって被害を受けた地域または住民に対し、公衆衛生の立場から伝染病予防上必要な防疫対策を実施し、被災住民の民心安定を図る。

1. 実施責任

町長は知事の指示に従って防疫上必要な措置を行う。

2. 検病調査及び健康診断

(1) 本町における伝染病患者の発生状況を的確に把握し、患者・保菌者の早期発見につとめるとともに、未収容患者等の隔離・収容・汚染物件の消毒その他必要な予防及び防疫措置を講ずる。

(2) 編成及び防疫対象

防疫班の編成は組織計画表に基づくことは勿論、必要に応じ医師・看護婦等による防疫班を編成する。

(3) 防疫業務の実施基準

イ 災害の発生により、防疫業務を必要と町長が認めた場合は緊急度に応じ計画的に実施する。

即ち下痢患者、有熱患者が現に発生している地域または滞水地域等衛生条件が良好でない地域を優先的、かつ段階的に順次行うものとする。

ロ この調査にあたっては、町内の衛生組織等関係機関の協力を得て、的確な情報の収集と把握に努める。

ハ 検病調査の結果、必要があると町長が認めたときは、強制健康診断を行う。(伝染病予防法第19条)

3. 防疫実施方法

本町に防疫用品として備付の次の器具により防疫措置を行い、最高度にその効果を発揮するように努力する。

種 別	台 数	在庫場所
動力噴霧器	2	小 国 町 役 場

4. 備蓄資材及び調達

(1) 防疫用薬品として役場内に下記のとおり備蓄してあるが、必要に応じその数量を増加調達し万一に備える。

品 名	数 量	在庫場所
消 毒 剤	18 リットル 入 10 缶	小 国 町 役 場

5. 輸送用車輛

(1) 輸送用車輛は公用車とし、必要に応じタクシー及び民間車輛の協力を願う。

第25節 災害ボランティア連携計画

1. 災害ボランティア活動を支援する体制整備

町内で大規模又は甚大な災害が発生し、災害ボランティアによる救援活動が必要と認められる場合、町は単独又は複数の市町村の連携による広域単位の被災地災害ボランティアセンター（以下「被災地センター」）を設置する。

また、被災地センターを支援するために、社協は小国町災害ボランティアセンター（以下「町センター」という。）を設置するなど、災害ボランティア活動を支援する

さらに、県及び町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティアの活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

2. 市町村と市町村内のNPO等との連携

大規模又は甚大な災害が発生した場合は、市町村、市町村災害ボランティアセンター及び当該市町村で活動するNPO等のボランティア団体は、速やかに連携の場を設ける。

3. 災害ボランティアセンターに係る体制整備

県内で大規模又は甚大な災害が発生し、災害ボランティアによる救援活動が必要と認められる場合、市町村は単独又は複数の市町村の連携による広域単位の被災地災害ボランティアセンター（以下「被災地センター」）を設置する。また、被災地センターを支援するために、県社協は熊本県災害ボランティアセンター（以下「県センター」という。）を設置する

(1) 被災地災害ボランティアセンター

ア 目的

被災地センターは、被災地における災害ボランティアによる救援活動を円滑かつ効果的に展開するために設置するものとする。

イ 設置主体

町及び社協等は、災害状況に応じて被災地センターを町単位又は複数の市町村で連携した広域単位で設置する。

市町村及び市町村社協等は関係機関とあらかじめ協議して設置場所を定めておくものとし、ボランティア活動をスムーズに行えるような活動場所を確保するものとする。

なお、広域単位での設置の場合も考慮して、事前に近隣市町村や、近隣市町村社協等との協力体制を構築しておく。

ウ 役割と機能

- ① 町や県センター、NPO等のボランティア団体との連絡調整
- ② 地域のボランティア関係団体との情報交換及び運営スタッフなどの派遣要請
- ③ 活動用資材や機材の調達（県センター、町と連携）
- ④ ボランティアニーズ及び被害状況の把握
- ⑤ ボランティアの受入
- ⑥ ボランティア希望者の配置等
- ⑦ 救援物資の仕分け、配布
- ⑧ 現地での支援活動
- ⑨ ボランティアの健康管理
- ⑩ その他

エ 町の対応

- ① 連絡調整窓口の設置
- ② 活動場所の提供
- ③ 行政情報の適切な提供

オ 組織及び運営体制

- ① 組織

関係団体と協議のうえ効率的・効果的な組織体制を整備する。

- ② 運営体制

地域ボランティア関係団体や県センターから派遣される運営スタッフ、また災害対応を専門とするNPO等が協働し、それぞれが持つ機能やネットワークなどが活かされるような運営体制とする。

カ 閉所の時期について

被災地センターの閉所に当たっては、被災地の住民組織や、関係機関や団体、行政などと慎重に合意形成を図りながら、タイミングを見極め判断するとともに、社協等にその活動を引き継いでいく。

第26節 廃棄物処理計画

1. 計画の方針

災害で発生する廃棄物処理を迅速・適正に行い、住民の生活環境の保全を図る。

このため、町はそれぞれの区域内における被災状況を想定した廃棄物処理作業計画を策定する必要がある。

町は、平時から災害発生時を見据えた災害廃棄物の早期適正処理体制の構築や対応力の向上を推進するとともに、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施し、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

2. 被害状況調査、把握

- (1) 町は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備、調査者等を明確にした調査体制を整備する。
- (2) 町は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、県へ報告する体制を整備する。

3. 廃棄物の仮置場用地の選定等

災害廃棄物の処理を早期に完了するためには、迅速な仮置場の設置と適正な運営管理が必要となる。このため、町は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋や流失家屋の瓦礫等の災害廃棄物の仮置場候補地を組織的な意思決定により、選定・確保し併せて、動線やレイアウトの検討等についても努めるものとする。

また、仮置場候補地については、周辺環境や交通アクセス等に留意するとともに、浸水想定区域や河川敷、がけ地などの災害のおそれがある場所を避け、複数の候補地選定に努めるものとする。

4. ごみ処理計画

- (1) 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、ごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じる。
- (2) 町は、ごみ処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、またごみ処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請又は廃棄物処理業者等で構成する（社）熊本県産業資源循環協会との「災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定（平成22年10月12日締結）」に基づく協力要請を行うものとする。
- (3) 県及び市町村は、国（環境省）が整備している災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度、地方公共団体等の関係者で組織する地域ブロック協議会等による人材育成や災害廃棄物に関する情報、取組等の周知に努めるものとする。
- (4) 町は、地区住民が道路上に廃棄物を出し交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求める。

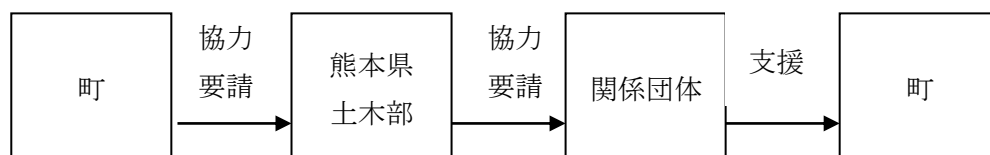
また、仮置場の設置状況や分別方法、生活ごみの収集方法等の災害廃棄物に関する情報の提供にも努めるものとする。

- (5) 町は、防疫上食物の残さ等腐敗性のごみを優先的に収集運搬する。
- (6) 損壊家屋や流出家屋のがれき等については、原則として被災者自ら町の定める仮置場等に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合又は道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、町が収集処理を行う。
- (7) 災害時には、大量の廃棄物の排出が予想され、処理場への大量搬入は、交通の確保の困難性や処理能力の問題等が考えられるため、町は必要により環境保全上支障のない場所での暫定的な積み置場所を確保する。
- (8) 県は、町からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認めた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、他県への応援要請及び廃棄物処理業者等で構成する（社）熊本県産業資源循環協会との災害廃棄物処理支援活動協定に基づく協力要請につ

いて必要な連絡調整および助言を行うものとする。

5. 堆積土砂処理計画

- (1) 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、堆積土砂の流入・堆積量を推計するとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。
- (2) 町は、堆積土砂を処理する場合、国土交通省作成土砂がれき撤去の事例ガイド等を基に、堆積土砂の発生量等を把握したうえで、堆積土砂処理実行計画を策定する。なお、堆積土砂処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。
- (3) 町は、堆積土砂処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- (4) 町は、必要に応じて堆積土砂の仮置場の設置を行うものとする。県は、堆積土砂の仮置き場の確保に向け、積極的に候補地について調査を行い、市町村に情報を提供するものとする。
- (5) 県は、市町村からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認めた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、他県への応援要請及び関係団体と必要な連絡調整及び助言を行うものとする。



6. し尿処理計画

- (1) 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を樹立する。
- (2) 町は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、またし尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- (3) 町は、被災時における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、共同仮設便所を設ける等適正管理の対策を講じる。
- (4) 県は、町からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認めた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、「九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定」等に基づく他県への応援要請及びし尿処理業者で構成する災害ボランティア協定締結団体に対する協力要請について必要な連絡調整および助言を行うものとする。

7. 廃棄物処理施設の応急復旧

- (1) 県及び市町村は、平時から廃棄物処理施設について、ヒアリング、立入検査等の実施をとおして、処理能力の確認を行うもの
- (2) 町は、処理施設の維持管理点検体制を整備に努める。
- (3) 町は、被災時の被害により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況

等を県に報告するとともに、応急復旧を行う。

また、廃棄物の収集、処分に影響を及ぼす場合は近隣市町村等への応援依頼等により効率的な処理を確保する。

- (4) 町は、要員、資材等の不足により、応急復旧が不可能なときは県に応援要請を行う。県は、近隣市町村の被災状況を把握のうえ広域応援体制を要請する。

8. 廃棄物処理の広域応援体制

- (1) 町は、被災地の廃棄物の排出量や処理能力等を想定の上、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。
- (2) 町は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努める。

第27節 文教対策計画

災害が発生し、または発生のおそれがある場合、児童・生徒等の生命、身体及び文教施設を災害から保護することにより、教育行政の確保を図る。

1. 実施機関

- (1) 町立小・中学校の文教施設の災害応急復旧は、町長が行う。
- (2) 町立小・中学校の児童・生徒に対する災害応急教育対策は町教育委員会が行う。ただし、救助法が適用されたとき、または町が災害応急対策を実施することが困難である場合は、知事または県教育委員会が必要関係機関の協力を求めて実施する。

2. 文教施設の応急復旧対策

文教施設に災害が発生した場合、教育機関と密接な連絡のもとに応急復旧対策を講じ、速やかに実施しなければならない。

3. 応急教育実施の予定場所及び方法

町教育委員会は、災害野状況により教育関係機関と連絡をとり災害の状況・程度に応じて適切な指導を行うとともに、応急教育に支障のないよう町長は次の事項について措置する。

- (1) 学校施設が被災した場合、応急措置を速やかに行い、教育が実施できるようにする。
- (2) 応急復旧不可能な場合は、集会所・寺院その他民間施設等の借り上げを行う。
- (3) 町教育委員会は、学校長・阿蘇教育事務所等と緊密な連絡をとり、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な指示を行う。
- (4) 教材・学用品等の被害を受けた場合、町教育委員会は所定の様式に従って県教育委員会に報告する。

4. 給食等の措置

学校給食の施設・設備・物資等に被害を生じた場合は、町長から県教育委員会に速報する。

5. 救助法による学用品の支給等

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失、またはき損したとき、これらを直ちに入手することが不可能な状態にある小・中学校の児童・生徒に対しては、県知事が必要最小限度の学用品を給与する。支給対象者・品目・方法は、県防災計画に基づく。

第28節 障害物除去計画

災害時における応急措置実施の障害となっている工作物等ならびに、山(がけ)崩れ、浸水等によって、道路、河川、住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等のため、住民の生命、身体および財産等に危険を及ぼし、または、日常生活に著しい支障をきたす障害物の除去(路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。)について必要な措置を定める。

1. 実施責任

- (1) 応急措置を実施するため、障害となる工作物等の除去は、町長が行うものとする。
- (2) 水防活動を実施するため、障害となる工作物等の除去は、水防管理者、または消防機関の長が行うものとする。
- (3) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとする。
- (4) 山(がけ)崩れ、浸水等によって、住家またはその周辺に運ばれた障害物は町長が行うものとし、町単独で実施不可能の場合、または救助法が適用されたときは、知事が行うものとする。
- (5) その他、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者、または管理者が行うものとする。

2. 障害物の除去対象および除去の方法

(1) 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去対象は、おおむね次のとおりである。

- ① 住民の生命、財産等を保護するための除去を必要とする場合
- ② 河川のはん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- ③ 緊急な応急措置を実施するため、特に除去を必要とする場合
- ④ その他、特に公共的立場等から除去を必要とする場合

(2) 障害物除去の方法

- ① 実施責任者は、自らの組織、労力、機械器具を用いて行うか、または土木建設業者等の協力を得て、すみやかに行うものとする。
- ② 前記①により実施困難な場合は、別節の「自衛隊派遣要請計画」により、自衛隊の派遣を要請して行うものとする。
- ③ 除去作業の実施に当たっては、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後において支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

3. 救助法における障害物の除去

県防災計画の第3章第13 節災害救助法等の適用計画中の2 救助の種類および実施方法による。

4. 除去した障害物の保管等の場所

障害物の保管等の場所については、それぞれの実施において考慮するものとするが、おおむね、次の場所に保管、または廃棄するものとする。

(1) 保管の場合

除去した工作物等の保管は、町長または警察署長において、次のような場所に保管する。なお町長または警察署長はその旨を、保管を始めた日から14 日間公示する。

- ① 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
- ② 道路交通の障害とならない場所
- ③ 盗難等の危険のない場所
- ④ その他、その工作物等に対応する適当な場所

(2) 廃棄の場合

廃棄するものについては、実施者の管理(所有)に属する遊休地および空地、その他廃棄に適当な場所とする。

5. 障害物の処分方法

町長または警察署長が保管する工作物の処分については、前記保管者において行うものとするが、処分方法については、次により行うものとする。

- (1) 保管した工作物等が滅失し、または破損するおそれがあるときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。
- (2) 当該工作物等の保管に不相当な費用または手数料を要すると前記保管者において認めたときはその工作物を売却し、代金を保管するものとする。
- (3) 売却の方法および手続きは、競争入札または随意契約により行うものとする。
- (4) その他、他の法令等に特別の規定があるものについては、それぞれ当該法令等の規定の定めるところとする。

第29節 公共施設応急工事計画

公共施設の災害に際し、交通の確保並びに公共施設の応急復旧を迅速的確に処理することによって、罹災者の民心安定を図るものとする。

1. 応急施工工事計画

仮道工事、仮さん道工事、仮橋工事、仮締切り工事および決壊防止等の応急工事は、緊要度を考慮のうえ、次により迅速、かつ重点的に実施するものとする。

① 緊要度の高い交通路

被災した道路または橋梁が唯一の交通路であり、食料および物資等の輸送または復旧資材の運

搬等のため、早急に復旧を必要とする仮道、仮さん道および仮橋について、交通の確保を図るものとする。

② その他の交通路

被災した道路、または橋梁が唯一の交通路でない場合には、国道、主要地方道ならびに交通上特に重要と認められる県道、もしくは、町道が被災して、交通に著しい支障を及ぼし、これらの復旧に長時間を要し、かつ適当な迂回道路がないため緊急に施行しなければならない仮道工事等が必要な場合

③ 仮締切り工事

仮締切り工事は、河川、砂防施設、またはこれらの効用をかねる道路が被災して、通常の状態における流水し、当該被災施設に隣接する一連の施設で、当該被災箇所の背後地に甚大な被害を与えているか、またはそのおそれが大きいため、緊急に仮締切り工事を施行しなければならない場合

2. 医療衛生施設

被災した施設の復旧が速やかに完了するよう、各施設が行う実地調査の早期着手に向けた支援を実施するものとする。

また、医療衛生施設等が被災し、応急工事を施行しなければ診療が不可能なとき、または、入院患者に危害を及ぼすおそれがある場合は、次により応急工事を施行する。

(1) 実施責任

- ① 公的医療施設は当該施設の管理者(医療法第31 条に規定する病院または診療所)
- ② その他の医療施設当該施設の設置者または管理者

3. 社会福祉施設

被災した施設の復旧が速やかに完了するよう、各施設が行う実地調査の早期着手に向けた支援を実施するものとする。

また、社会福祉施設等が被災し、応急工事を施行しなければ人命に危害を及ぼすおそれがある場合は、次により応急工事を施行する。

(1) 実施責任

老人福祉施設及び障害者支援施設等の応急工事は、当該施設の管理者、または所有者が実施するものとする。

4. 学校施設

(1) 学校における対策

町教育委員会は、学校施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用をすることができるよう、あらかじめ被災時の対応マニュアル等を整備しておくものとする。

また、避難場所に学校施設を提供することにより、長期間授業を行う場として学校が使用できない場合の対応も検討するものとする。

- ① 被害箇所及び危険個所の応急処理
被害箇所及び危険個所は、早急に処理し、正常な教育活動の実施を図るものとする。
- ② 学校の相互利用
授業の早期再開を図るため、被災を免れた学校を相互に利用するものとする。
- ③ 仮設校舎の設置
校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて授業の早期再開を図るものとする。
- ④ 公共施設の利用
被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他の教育施設を利用して、授業の早期再開を図るものとする。
- ⑤ 学校施設の復旧
学校施設の災害復旧に関する事業を活用して、早期に施設の復旧を図る。

第30節 農林水産応急対策計画

災害による農林水産業被害の拡大を防止するため次のとおり応急対策を実施するものとする。

1. 農 業

異常気象により、水稻、果樹、野菜等の農作物に被害が発生した場合、被害の拡大防止と早期復旧を図るため、県出先機関、町、農業協同組合及びその他の関係機関と連絡を密にして被害農業者に対し、応急対策及び復旧対策について指導するものとする。

また、被災発生のおそれがある場合についても被害の未然防止対策について指導するものとする。

2. 林 業

異常気象により、造林地、ほだ場、苗畑等に被害が発生した場合は、その拡大防止と早期復旧を図るため、被災林業者に対し、応急措置及び復旧対策について技術等の指導を行う。

また、被害の発生する恐れがある場合についても、被害の未然防止対策について指導する。

これらの措置を迅速かつ確実に行うため、県出先機関、町、森林組合及びその他の関係機関と連絡を密にして当たるものとする。

さらに、現場の状況に即した設計・積算に努めるとともに、建設業協会等との意見交換を通じて施工体制の確保を図り、復旧事業の計画的な整備を推進するものとする。

第31節 電力施設応急対策計画

本町の地形的・気象的特殊条件から、電力供給施設等は災害を受けやすい状態にある。このため災害応急対策等については九州電力送配電株式会社日田配電事業所（0973-22-8604）と「小国町内電力設備災害復旧に関する覚書」に基づいて、緊密な連絡をとり対策に万全を期する。

1. 応急対策実施にあたっての留意点

(1) 電力復旧作業に伴う障害物の撤去等

電力復旧の遅延が人命に係る等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、関係機関に対し交通障害物の除去や道路仮補修、倒木等の除去等の協力を求めるものとする。

(2) 停電、復旧状況の広報

停電が広範囲あるいは長期に亘り、広報対応が困難な場合は、町に防災行政無線、テレビ、ラジオ等による停電、復旧状況の広報の応援を求めるものとする。

(3) 復旧資材の配置

広範囲の災害、道路・交通機関の被災等を予測して、復旧資材を分散配置して、支店及び各事業所に機器の予備品、電柱、電線等の復旧資材を保管しておくよう努めるものとする。

第3 2 節 ガス施設応急対策計画

災害時におけるガス施設の応急対策は次の計画によるものとする。

1. 保安体制

(1) 保安規程

ガス事業者は、ガス事業法第30 条並びに同法施行規則第31 条に基づいて保安規程を定め、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するものとする。

(2) ガス事業者における防災体制の確立

台風、洪水、地震、火災等による広範囲にわたるガス施設の災害の防止及び被害の軽減を図るため、各ガス事業者は災害復旧活動の組織、人員、分担業務及び指令系統などを含めた、防災体制の確立を図るものとする。

(3) 器材の整備

災害及び事故の発生時の被害を最小限にするとともに早期復旧を図るため、必要な器材を備えておくよう努めるものとする。

2. ガス事業者と関係機関との連携

- ① 事故発生時には、事故拡大の防止及び復旧のため、事故の程度に応じた体制に従い、速やかに措置を講ずるものとする。なお、ガス事業者の要員体制が不足する場合は、関係工事業者等の応援を求めるとともに必要に応じて九州経済産業局と連携を密にして日本瓦斯協会九州地方部会の援助を依頼するものとする。
- ② ガス事業者と消防機関とは、緊急時における初動体制、連絡通報体制、現場等での措置等について、ガス保安体制の強化を図るものとする。
- ③ 関係の消防機関、警察機関の管理者等と協議の上、連絡通報の円滑化を図るものとする。

3. 広報活動

ガス漏えいによる中毒、引火爆発のおそれがある場合、又は被害の程度によってガス路しや断、あるいは供給の停止の措置により復旧にあたる場合は、その旨を区域住民に周知徹底させるとともに、必要ある場合は防災行政無線、ラジオ、テレビ、広報車等を利用して一般に周知させるものとする。

第33節 建築物・宅地等応急対策計画

大規模災害時による被災建築物、宅地等について、二次被害を防止し、住民の安全を確保するため、石綿対策体制や損壊家屋の解体の実施体制の整備を図るものとする。

1. 被災建築物への対応

- (1) 町は、損壊建物の解体を実施する場合には、解体業者、産廃廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の公共団体への協力要請を行うものとする。
- (2) 県及び町は、応急危険度判定士による判定の結果、危険度が高いと判定された被災地においては、被災状況に鑑み、国及び関係機関と連携して早期の復旧に努めるとともに、各種制度の手続き等について市町村間の情報共有を図るものとする。
- (3) 町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興の基本方向

町は、被災の状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。特に大規模災害時等の場合には、この基本方向に基づき復興計画を作成し適切な維持管理を行うとともに、様々な機会を捉え、情報発信を行うものとする。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。

町は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第2節 施設災害復旧計画

1. 公共土木施設災害復旧計画

建設省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施する。この場合工事の3ヶ年復旧により早期完結を期する。

災害発生時においては、順次災害復旧工事に着手し、再度災害防止の観点を踏まえた必要な箇所改良工事を行うことが必要である。また、河川施設、砂防施設等の早期復旧及び再度災害防止のための施設整備を推進する必要がある。

災害復旧は原形復旧が原則であるが、再度災害を未然に防止するため、できる限り改良を含めた復旧を期する。

(1) 対象事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

○河川 河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止めその他の施設若しくは海岸を保全するために防護することを必要とする河岸。ただし、砂防法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸を除く。

- 砂防設備 砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸
- 林地荒廃防止施設 山林砂防施設又は海岸砂防施設
- 地すべり防止施設 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設
- 急傾斜地崩壊防止施設 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
- 道 路 道路法第2条第1項に規定する道路
- 下 水 道 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5項に規定する都市下水路
- 公 園 都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの

(2) 財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担
- ② 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- ③ 地方債の元利償還金の地方交付税算入
- ④ 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

2. 農林水産業施設災害復旧計画

農林水産業施設に災害が発生した場合は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」により国に災害復旧の申請をし、緊急度の大きいものは応急復旧、その他は査定後施行する等早期復旧を期する。

(1) 対象事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する農地及び農林水産業施設とは次のような施設である。

- ① 農地耕作の目的に供される土地
- ② 農業用施設農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - イ かんがい用排水施設、ため池、頭首工、揚水機
 - ロ 農業用道路、橋梁
 - ハ 農地保全施設、堤防(海岸を含む。)
- ③ 林業用施設林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - イ 林地荒廃防止施設(法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。)
 - ロ 林道
- ④ 共同利用施設

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会または水産業協同組合、その他営利を目的としない法人の所有する次のものをいう。

イ 倉庫

ロ 加工施設

ハ 共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設

(2) 財政援助

農地等の災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- ① 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による国庫補助金
- ② 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助金の嵩上げ
- ③ 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- ④ 地方財政法第5 条第1 項第4 号の規定による地方債
- ⑤ 天災による被災農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法第2 条第1 項の規定に基づく融資

第3節 その他の災害復旧計画

1. 住宅災害復旧計画

(1) 災害公営住宅の整備

地震、暴風雨、洪水等その他異常な天然現象により滅失した住宅の戸数が、一定の割合に達した場合には、低額所得者の被災者のために国からの補助を受け、町等において公営住宅等を整備する。

整備にあたっては、高齢者、障害者等に配慮した仕様に努めるとともに、家庭動物との同居等についても配慮するものとする。

(2) 既設公営住宅の復旧

災害(火災にあつては、地震による火災に限る)により公営住宅が滅失し又は著しく損傷した場合は、公営住宅等の建設、補修又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用の1/2が国より補助される。

(3) 一般被災住宅の融資

一般住宅の災害復旧については、県と(独)住宅金融支援機構が連携し、「住宅相談窓口」の開設、「復興に資する情報」の提供を行い、(独)住宅金融支援機構の災害復興融資を活用して復旧に努めるものとする。

2. 公立学校施設災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28 年法律第247 号)に基づく国庫補助事業又は単独事業としてそれぞれ次により実施するものとする。

その際、早期に被災した学校施設等の復旧工事等に着手するとともに、被災した学校からのニーズを的確に把握し、迅速な復旧を行うものとする。

(1) 実施機関公立学校施設の復旧は、町立学校にあつては町長が行うものとする。

(2) 復旧方針公立学校施設の復旧方針は、「公共土木施設災害復旧計画」の復旧方針に準ずる。

(3) 対象事業同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地および設備である。

(4) 財政援助公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるものである。

- ① 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担
- ② 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- ③ 地方債の元利償還金の地方交付税導入
- ④ 地方財政法第5 条第1 項第4 号の規定による地方債の充当

3. 土砂災害復旧計画

土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なものを除く）の復旧は、国庫補助事業または県単独事業として次により実施する。

- (1) 実施機関土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なものを除く）の復旧は、県が実施する。
- (2) 復旧方針再度災害の発生を防止するために必要な防止施設の新設及び改良を行うとともに、これら施設の早期完成に努めるものとする。
- (3) 対象事業砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内において実施する砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業

4. 文化財復旧計画

文化財等の災害復旧は、必要に応じ、国庫補助事業県単独事業として、国、県、関係機関及び被災文化財の所有者と連携して、行うものとする。

第4節 災害応急融資計画

災害応急融資計画としては、県防災計画に基づき実施するが融資種別は下記のとおりである。

- (1) 中小企業災害応急融資
- (2) 農林漁業災害応急融資
- (3) 農林漁業金融公庫資金による災害応急融資
- (4) 自作農創設維持資金

第5節 生業資金等貸与計画

災害を受けた低所得者に対して必要な資金を貸付け、速やかに自立更生を図ることを目的とする生業資金貸与計画については、県と緊密な連絡のもとに県防災計画に基づき実施する。

その種別は次のとおり

- イ 救助法による生業資金
- ロ 更生資金
- ハ 世帯更生資金
- ニ 母子福祉資金

第6節 被災者自立支援対策計画

1. 被災者に対する生活支援等

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うとともに、被災者に対し丁寧な制度周知を行い、それぞれの意向に沿った生活・住まいの再建支援を図る必要がある。また、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるとともに、地域支え合いセンターによる支援体制構築等により、1日も早く被災前の生活を取り戻すための支援を実施するものとする。

さらに、町は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。

2. 被災者に対する生活相談

町は、消費生活相談を総合支援窓口に取り込み、優先的に相談を実施するよう努める。

県及び町は、熊本行政評価事務所が行う被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設や特別行政相談所の開設といった特別行政相談活動に協力するものとする。

3. 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

なお、被害の調査等に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を参考とするものとする。

また、町は、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及び罹災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて、十分に住民に周知するものとする。

4. 被災者台帳の作成等

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

第7節 復興計画

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、山村構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。このため、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進めるものとする。

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規

模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

1. 「平成28年熊本地震」復興まちづくり計画

熊本地震からの創造的復興のため、国の社会資本総合整備交付金を活用し、平成29年度に「平成28年熊本地震」復興まちづくり計画を策定した。復興まちづくり計画に基づき、令和元年度に、小国町役場の耐震化を実施した。また、令和2年度において、上田多目的集会所、西里多目的集会所の耐震化及び旧万成・旧下城・旧蓬莱小学校体育館の照明等の落下防止対策を実施した。

○ 公共施設・避難所整備計画

No	施設名	建設	耐震化	トイレ 様式化	照明 固定	非常用 発電機	投光 機	避難所 看板	WiFi
1	小国町役場		○					○	○
2	小国ドーム					○	○	○	○
3	小国中学校体育館							○	
4	小国小学校体育館				○			○	
5	上田多目的集会所		○	○		○	○	○	
6	旧万成小学校体育館				○	○	○	○	○
7	旧万成小学校							○	○
8	旧北里小学校体育館					○	○	○	○
9	木魂館					○	○	○	
10	旧西里小学校			○		○	○	○	○
11	西里多目的集会所		○			○	○	○	○
12	旧下城小学校			○				○	○
13	旧下城小学校体育館			○	○	○	○	○	○
14	杖立防災センター	○				○	○	○	○
15	旧蓬莱小学校体育館			○	○	○	○	○	○
16	蓬莱保育園					○	○	○	
補助事業等									
社会資本整備総合交付金		○						○	
熊本地震復興基金			○		○	○	○		
緊急防災・減災事業債			○	○					

資 料 編

災害危険箇所河川の部 【第2章第4節2の(1)資料】

所轄	ランク	河川名	地先名	延長 (m)	予想される危険	対水防工法
阿 蘇	B	筑後川	小国町宮原下町～柏田	右岸 300 左岸 1,000	堤防高不足	積み土のう工
		〃	〃 上田広田～坂本	右岸 1,700 左岸 1,700	〃	〃
		〃	〃 下城 湯瀬	右岸 500	〃	〃
		樫木川	〃 北里尻江田	右岸 1,000 左岸 1,000	〃	〃
		〃	〃 上田蔵園～ 北里童子院	右岸 1,000 左岸 1,000	〃	〃
		〃	〃 下城 宇土	右岸 500 左岸 440	〃	〃
		小園川	〃 上田 小園	右岸 200 左岸 200	〃	〃
		北里川	〃 北里 奴留湯	右岸 4,000 左岸 4,000	〃	〃
		志賀瀬川	〃 宮原仁瀬～片田	右岸 3,780	〃	〃
		中原川	〃 黒渕戸角～神原	右岸 500 左岸 500	〃	木流し工 積み土のう工
		はげ川	〃 西里 鯛田	右岸 50 左岸 50	〃	積み土のう工
		蓬莱川	〃 黒渕蓬莱～山角	右岸 400 左岸 400	〃	〃
合 計		12ヶ所				

土石流危険溪流箇所 【第2章第4節2の(2)資料】

番 号	河川名 溪流名	位 置	長さ (km)	流域面積 (km ²)	人家 (戸)	公共施設等 (戸)	備考
424 I -001	筑後川 湯鶴川 1	下城杖立	3.125 (6.970)	2.821 (0.458)	6	旅館 2(2)	
424 I -003	筑後川 杖 立	〃	0.378 (1.031)	228 (0.228)	9	発電所 1	
424 I -004	筑後川 湯鶴川 2	〃	0.231 (0.231)	040 (0.040)	7	旅館 2 派出所 1(3)	

番 号	河川名 溪流名	位 置	長さ (km)	流域面積 (km ²)	人家 (戸)	公共施設等 (戸)	備考
424 I -005	筑後川 湯鶴川 3	下城杖立	0.232 (0.232)	027 (0.027)	6	N T T 1	
424 II -010	はげ川 岳の湯 1	西里岳湯	0.146 (0.284)	0.030 (0.021)	1 (1)	旅館 1(1)	
424 II -011	はげ川 はげ川 1	〃	0.220 (0.220)	057 (0.026)	〃	旅館 1(1)	
424 II -012	はげ川 岳湯 2	〃	0.249 (0.249)	0.038 (0.027)	6 (1)		
424 I -007	はげ川 はげ川 2	〃	0.337 (0.606)	0.064 (0.064)	5	旅館 1 ゆけむり茶屋 1	
424 I -012	北里川 新湯川	西里はげ 湯	0.331 (0.591)	067 (0.067)	1	旅館 2	
424 I -015	北里川 北里川	北里山川	3.942 (2.325)	5.859 (1.891)	9	公 1	
424 I -017	北里川 湯 本	北里湯本	0.424 (0.675)	0.135 (0.036)	9	公 1	
424 I -020	樺木川 上江古尾	上田 上江古尾	1.581 (2.919)	0.761 (0.275)	5	公 1	
424 I -022	中原川 古地川	黒渕神原	1.082 (1.749)	0.346 (0.103)	6		
424 II -034	蓬莱川 小薮 2	黒渕小薮	1.210 (4.995)	1.579 (0.225)	11	公 1	

番 号	河川名 溪流名	位 置	長さ (km)	流域面積 (km ²)	人家 (戸)	公共施設等 (戸)	備考
424Ⅱ-038	蓬萊川 本 村	黒渕本村	1.498 (2.780)	1.173 (0.254)	4	公 1	
424Ⅰ-025	蓬萊川 滴水川 1	黒渕上滴 水	0.230 (0.392)	0.047 (0.035)	5 (4)		
424Ⅰ-026	蓬萊川 滴水川 2	〃	0.395 (0.610)	0.099 (0.071)	8 (4)		
424Ⅰ-028	筑後川 フラン谷川	下城湯ノ 平	1.318 (2.425)	0.542 (0.204)	6	旅館 11	

崩壊土砂流出危険箇所 【第2章第4節2の(2)資料】

番号	位 置		直接保全対象施設			治山事業 進捗状況	地すべり 防止区域 指 定	保安林 の指定
	大字	字	人家 戸数	公共 施設	道 路			
1	下城	流 泉	28		町 道	概 成	無	有
2	〃	赤 鹿 A	1			一 部	〃	〃
3	〃	猪 投 A	18	1	国 道	〃	〃	〃
4	〃	栃 迫	4	1	〃	〃	〃	〃
5	〃	下 山	0	1	林 道	一 部	〃	〃
6	黒渕	山田川内	0	1	県 林	無	〃	無
7	〃	室 原	7		町 道	概 成	〃	有
8	〃	杉 平	0		国 道	無	〃	無
9	〃	犬 防 田	0		国 農	一 部	〃	有
10	〃	本 村	3		町 道	〃	〃	〃
11	〃	上 滴 水	13		〃	無	〃	無
12	〃	妙 見	15		町 林	概 成	〃	〃
13	西 里	立 平 A	1		町 道	未 成	〃	〃
14	〃	〃 B	3		〃	一 部	〃	有
15	〃	西 里	10	1	〃	〃	〃	〃
16	〃	田 尻	1		農 道	無	〃	無
17	〃	寺 の 迫	1		町 道	一 部	〃	〃

番号	位 置		直接保全対象施設			治山事業 進捗状況	地すべり 防止区域 指 定	保安林 の指定
	大字	字	人家 戸数	公共 施設	道 路			
18	西 里	山 亥 A	12		町 道	無	無	無
19	〃	〃 B	12		〃	〃	〃	〃
20	北 里	年 木	0		〃	概 成	〃	有
21	〃	産 ケ 谷	0		〃	一 部	〃	〃
22	上 田	仁田久保	8			無	〃	無
23	〃	寺 尾 野	5		〃	一 部	〃	有
24	〃	山内川野	5		〃	概 成	〃	〃
25	〃	豊 ケ 鼻	4		〃	〃	〃	〃
26	〃	横 野 A	3		〃	一 部	〃	〃
27	〃	忍 迫	41	1	国 町	〃	〃	〃
28	〃	江 古 尾	41	1	〃	無	〃	無
29	下 城	松 川	5		国 林	一 部	〃	〃
30	黒 渕	河 原 谷	5		県 林	無	〃	〃
31	〃	上初木野	5		県町林	一 部	〃	〃
32	〃	田 台	15		町 道	〃	〃	〃
33	西 里	耳 切	5		〃	〃	〃	〃
34	下 城	赤 鹿 B	6		林 道	〃	〃	〃
35	〃	宇 土 谷	10		町 道	〃	〃	〃
36	黒 渕	筒 井 迫	20		林 道	〃	〃	〃
37	〃	比 宇 檜			町 道	概 成	〃	〃
38	下 城	池 田 渕	28		国 道	一 部	〃	〃
39	〃	谷	2		町 道	概 成	〃	有
40	〃	猪 投 B	9		国 道	一 部	〃	〃
41	〃	田 の 尻	20		町 道	未 成	〃	〃
42	〃	川 平		1	林 道	一 部	〃	〃

地すべり危険箇所 【第2章第4節2の(2)資料】

(林野庁所管)

区 域 名	所 在 地	面 積 (ha)	指 定
名 原	阿蘇郡小国町大字上田	20. 0	

(国土交通省所管)

区 域 名	所 在 地	面 積 (ha)	指 定
寺 尾 野	阿蘇郡小国町大字上田	16. 6	○
はげの湯	〃 〃 大字西里	34. 3	○
室 原	〃 〃 大字黒渕	29. 6	○

急傾斜崩壊危険箇所 【第2章第4節2の(2)資料】

番号	地 区	大字	長さ (m)	高さ (m)	公共施設	数量 (m)	急傾斜地 指定年月日
I-17	向 鶴	下城	320	60	町道	300	S53. 7.13
I-7	池 鶴	〃	430	80	国道 町道	350 300	〃
II-68	菅 迫	西里	300	20	町道	80	〃
I-35	名 原	上田	150	30	〃	150	〃
I-51	関 田	宮原	440	30	国道 町道	160 200	〃
I-2	杖 立	下城	500	90	町道	800	S57. 9. 4
I-44	下 町	宮原	600	25	〃	740	〃
I-28	岳の湯	西里	600	80	町道	400	〃
I-5	築 瀬	下城	380	60	国道 町道	350 100	S62. 1.27
I-31	奴留湯	北里	240	25	町道	230	〃
I-21	尻江田	〃	250	30	県道 河川	200 100	〃
I-26	上広瀬	宮原	150	35	町道	130	〃
I-45	上 町	〃	160	20	〃	300	〃
I-41	新 橋	〃	500	20	国道 町道	150 300	S62. 9.17
I-49	殿 町	〃	250	30	町道	200	〃
I-42	倉 原	〃	285	30	〃	150	H15. 1.29
I-24	尾 園	〃	200	25	町道 水路	200 200	H21. 3.10

山腹崩壊危険箇所 【第2章第4節2の(3)資料】

番号	位 置		直接保安対象施設			治山事 業進捗 状 況	保安林 の指定	適用
	大 字	字(林班)	人家 戸数	公共 施設	道路			
1	下 城	杖 立 A	48		国道	概成	有	
2	〃	杖 立 B	33		町道	一部	〃	
3	〃	猪 投	12		国道	概成	〃	
4	〃	池 鶴	19	1	国道	一部	〃	
5	〃	本 村	7		町道	無	無	
6	西 里	岳 の 湯	12		〃	〃	有	
7	宮 原	関田の上	5		〃	一部	〃	
8	上 田	蔵 園	17		国町	無	無	
9	〃	坂 本	15		町道	〃	〃	

番号	位 置		直接保安対象施設			治山事業進捗状況	保安林の指定	適用
	大 字	字(林班)	人家戸数	公共施設	道路			
10	〃	荻 鶴	1		〃	一部	有	
11	黒 湊	上 滴水	13		〃	無	無	
12	〃	下 滴水	15		町林	概成	有	
13	下 城	松 川			〃	一部	〃	
14	〃	池 鶴	10	2	国町	無	〃	
15	上 田	広 田	9		国町農	〃	〃	
16	下 城	椿 の 戸	5	1	国町	一部	〃	
17	〃	蔵 迫 A	10	2	国道	無	〃	
18	〃	〃 B	10	2	〃	一部	無	
19	〃	向 鶴 A	2	1	町道	無	〃	
20	〃	〃 B	8	1	〃	一部	〃	
21	〃	北 河 内	10	1	〃	無	有	
22	〃	弓 田 A	35	2	町林	〃	無	
23	〃	〃 B	20		町道	〃	〃	
24	〃	二 俣	10	1	〃	概成	〃	
25	〃	切 通		1	〃	一部	〃	
26	西 里	下 明 里	19		〃	無	〃	
27	〃	上明里A	10	1	〃	〃	〃	
28	〃	〃 B	19	1	〃	一部	有	
29	黒 湊	蓬 菜	5	1	〃	無	無	
30	宮 原	広 瀬	20		県町	〃	〃	
31	〃	皿 山	31		国町	概成	〃	
32	黒 湊	天 鶴		1	県道	〃	〃	
33	下 城	尾 平	5	1	町道	〃	有	
34	宮 原	松 原	8		国県	一部	無	
35	下 城	下 築 瀬	9	2	〃	〃	〃	
36	上 田	江古尾	2		町道	無	〃	

道路危険箇所 【第2章第4節2の(4)資料】

(1) 一般国道

6箇所

振興局	路 線 名	区間名	箇 所 数	危険内容
阿 蘇	2 1 2 号	下城杖立～築瀬	5	落石・崩壊
〃	3 8 7 号	黒 湊	1	〃

(2) 主要地方道・一般県道 25箇所

振興局	路線名	区間名	箇所数	危険内容
阿 蘇	天瀬阿蘇線	杖立大橋～下笠ダム	15	落石・崩壊
〃	北里宮原線	北里岩の本	4	〃
〃	上野田黒淵線	黒淵手水野	6	〃

(3) 町道 6箇所

路線名	区間名	危険箇所延長 (m)	危険内容
町道弓田線	下城切通	200	落石・崩壊
町道北河内線	下城尾平	500	〃
町道田原線	下城蔵迫	500	落 石
町道対岸線	宮原片田～下城向鶴	1,000	〃
町道小原田寺尾野線	上田原～寺尾野	200	崩 土
町道切原切通線	宮原切原～下城切通	200	落石・崩土

浸水想定区域・土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設【第2章第1節3の(3)資料】

施設名	住 所	想定災害	施設種別
たんぽぽ	宮原 1530-2	浸水	共同生活住居
ステップワン	下城 3513-8	浸水	共同生活住居
小国公立病院	宮原 1743	浸水	病院
北里保育園	北里 2441-2	浸水	保育園
下城保育園	下城 3517	浸水	保育園
小国小学校	宮原 172-1	浸水	小学校
おぐに老人保健施設	宮原 1742-1	浸水	介護老人保健施設
宮原保育園	宮原 176-4	土砂災害	保育園
風 音	宮原 524-2	土砂災害	共同生活住居
わいた荘	北里 625-2-1	土砂災害	共同生活住居

小国町内危険箇所【第2章第4節2の（5）資料】

箇所名	位置				地形			オーバーハングの有無	地質		湧水等の有無	崩壊の有無	地被物の状況	人家	公共的建物		公共施設		がけ高と同距離以内のがけ下の家戸数	危険度 点数	急傾斜地崩壊危険区域の指定	前回調査の有無	要 施行箇所	進 行 状 況	環 境 対 策	
	郡	市	町	村	大字	小字	傾斜度		長さ	高さ					種類	表土の厚さ	種類	数								種類
杖立右岸	阿蘇		小国	下城	杖立	45	1,300	130	無	②	0.5	無	無	針広混交	138	宿泊所 発電所	61	国道 町村道 河川	1300 500 1300	138	A		有	他	未	国定普
〃 左岸	〃		〃	〃	〃	40	500	90	〃	〃	1.0	〃	〃	針葉樹	83	宿泊所 郵便局	211	町道 河川	800 500	83	A	57.9.4	〃	国	〃	〃
下田原	〃		〃	〃	下田原	35	150	40	〃	③	〃	〃	〃	竹林	6			町道	50	6	A		〃	単	〃	
築瀬	〃		〃	〃	築瀬	40	380	80	〃	〃	1.5	〃	〃	針葉樹	8	学 校 発電所 保育園	111	国道 町道	350 100	8	A	62.1.27	〃	単	概	
向鶴	〃		〃	〃	向鶴	45	320	60	〃	〃	1.0	有	有	〃	10			町道 河川	300 150	10	A	53.7.13	〃	国	〃	
池鶴	〃		〃	〃	池鶴	30	430	80	〃	〃	1.5	無	無	〃	17			国道 町道 河川	350 300 200	17	A	〃	〃	未		
弓田	〃		〃	〃	弓田	40	200	15	〃	〃	1.0	有	〃	草 地	10			町道	200	10	A		〃	〃	〃	
倉本	〃		〃	西里	倉本	35	300	40	〃	〃	〃	無	〃	〃	5	公民館	1	町道	320	5	B		〃	単	〃	
A 下明里	〃		〃	〃	下明里	30	150	35	〃	〃	1.5	〃	〃	針葉樹	7	学 校	1	町道	150	7	A		〃	〃	〃	
B 〃	〃		〃	〃	〃	35	230	50	〃	〃	〃	〃	〃	〃	5			町道	200	5	A		〃	〃	〃	
A 上明里	〃		〃	〃	上明里	30	180	20	〃	〃	〃	〃	〃	〃	8	神 社	1	町道	150	8	A		〃	〃	〃	
B 〃	〃		〃	〃	〃	40	160	30	〃	〃	〃	〃	〃	〃	6	公民館	1	町道	150	6	A		〃	〃		
鯛ノ田 A	〃		〃	〃	鯛ノ田	30	430	35	〃	②	〃	〃	〃	〃	6			町道	300	6	A		〃	国	〃	国定・普
鯛ノ田 B	〃		〃	〃	鯛ノ田	30	250	40	〃	〃	〃	〃	〃	〃	7			町道	250	7	A		〃	〃	〃	
中尾	〃		〃	〃	中尾	30	350	40	〃	③	〃	〃	〃	〃	7			町道	350	7	A		〃	単	〃	
はげの湯	〃		〃	〃	はげの湯	45	150	25	〃	〃	2.0	〃	〃	〃	6	宿泊所	3	町道	140	6	A		〃	他	〃	
岳ノ湯	〃		〃	〃	岳ノ湯	40	600	80	〃	〃	2.0	〃	〃	〃	27	宿泊所 町有建物	22	町道	400	27	A	57.9.4	〃	国	中4~	
所尾野	〃		〃	〃	所尾野	45	140	15	〃	〃	1.0	〃	〃	〃	6			町道	100	6	A		〃	〃	未	
菅迫	〃		〃	〃	菅迫	45	300	20	〃	〃	2.0	〃	有	〃	1			町道	80	1	A	53.7.13	〃	単	〃	
汐井川	〃		〃	北里	汐井川	45	200	30	〃		〃	〃	無	〃	8			町道	80	8	A		〃	〃	〃	
長田	〃		〃	〃	長田	45	240	30	〃	〃	1.0	〃	〃	針広混交	8			町道 河川	200 200	8	A		〃	〃	〃	

	位 置				地 形			オーバー ハングの 有無	地 質		湧水 等の 有無	崩壊 の有無	地被物の 状 況	人家	公共的建物		公共施設		がけ高と 同距離以 内のがけ 下の家戸数	危険度 点 数	急傾斜地 崩壊危険 区域の 指 定	前回 調査 の有無	要 施行 箇所	進 行 状 況	環 境 対 策
	郡 市	町 村	大 字	小 字	傾斜度	長 さ	高 さ		種 類	表土の 厚 さ					種 類	数	種 類	数							
田 代	阿 蘇	小 国	北 里	田 代	30	130	30	無	③	2.0	無	有	針 葉 樹	5			町道	80	5	A		有	単	未	
山 川	〃	〃	〃	山 川	35	380	25	〃	〃	1.5	〃	無	〃	8	宿泊所	6	町道 河川	320 300	8	A		〃	〃	〃	
奴留湯	〃	〃	〃	奴留湯	30	240	25	〃	〃	1.5	〃	〃	針広混交	12	公衆浴場	1	国道	230	12	A	62.1.27	〃	国	〃	
本 村	〃	〃	〃	本 村	40	200	25	〃	〃	0.5	〃	〃	針 葉 樹	2	小学校 官公署 保育園	1 1 1	国道 町道	200 200	2	A		〃	単	〃	
西 村	〃	〃	〃	西 村	30	150	40	〃	〃	1.5	〃	〃	〃	6			県道 町道	150 100	6	A		〃	〃	〃	
童子院	〃	〃	〃	童子院	50	230	30	〃	⑤	0.5	〃	〃	竹 林	8			町道	100	8	A		〃	〃	〃	
尻江田	〃	〃	〃	尻江田	45	250	30	〃	③	1.5	〃	〃	〃	6			県道 河川	200 100	6	A		〃	〃	〃	
市井野	〃	〃	下 城	市井野	35	280	30	〃	〃	1.5	〃	〃	針 葉 樹	7			町道	250	7	A		〃	〃	〃	
下滴水	〃	〃	黒 渕	下滴水	35	180	160	〃	〃	1.5	〃	〃	広 葉 樹	11			町道	150	11	A		〃	国	〃	
上滴水	〃	〃	〃	上滴水	30	200	30	〃	〃	1.5	〃	〃	針 葉 樹	11	公民館	1	町道	100	11	A		〃	〃	〃	
室原A	〃	〃	〃	室 原	40	250	150	〃	〃	1.5	〃	〃	〃	5			町道	150	5	A		〃	他	〃	
〃 B	〃	〃	〃	〃	40	250	55	〃	〃	0.5	〃	〃	〃	5			町道	200	5	A		〃	〃	〃	
手水野	〃	〃	〃	手水野	45	200	40	〃	〃	1.0	〃	〃	〃	12			県道	200	12	A		〃	国	〃	
黒 渕 本 村	〃	〃	〃	本 村	30	440	60	〃	〃	1.0	〃	〃	〃	7	寺	1	町道	300	7	A		〃	単	〃	
古 屋	〃	〃	〃	古 屋	30	250	20	〃	〃	1.5	〃	〃	〃	6			町道	150		A		〃	〃	〃	
東蓬菜	〃	〃	〃	東蓬菜	30	250	25	〃	〃	1.0	〃	〃	針広混交	10	小学校 保育園	1 1	町道	200	10	A		〃	国	〃	
尾 園	〃	〃	宮 原	尾 園	40	180	20	〃	〃	1.0	〃	有	〃	6	神社	1	町道	150	6	A		〃	単	〃	
下広瀬	〃	〃	〃	広 瀬	40	150	30	〃	〃	1.0	〃	無	針 葉 樹	19			町道	120	19	A		〃	国	〃	
上広瀬	〃	〃	〃	〃	45	150	35	〃	〃	0.5	〃	〃	針広混交	18			町道	130	18	A	62.1.27	〃	〃	〃	
新 橋	〃	〃	〃	新 橋	40	500	20	〃	〃	1.5	〃	〃	針 葉 樹	35			国道 町道	150 350	35	A	62.9.17	〃	〃	〃	
倉 園	〃	〃	上 田	倉 園	35	180	25	〃	〃	1.0	〃	〃	〃	6			国道 町道	100 150	6	A		〃	単	〃	
万成寺	〃	〃	〃	万成寺	35	220	25	〃	〃	1.0	〃	〃	針広混交	10			町道	200	10	A		〃	国	〃	

箇所名	位 置				地 形			オーバー ハングの 有無	地 質		湧水 等の 有無	崩壊 の有無	地被物の 状 況	人家	公共的建物		公共施設		がけ高と 同距離以 内のがけ 下の家戸数	危険度 点 数	急傾斜地 崩壊危険 区域の指 定	前回調 査の 有無	要 施行 箇所	進 行 状 況	環 境 対 策
	郡 市	町 村	大 字	小 字	傾斜度	長 さ	高 さ		種 類	表土の 厚 さ					種 類	数	種 類	数							
大 鶴	阿 蘇	小 国	上 田	大 鶴	45	170	45	無	②	1.0	無	無	針 葉 樹	5			町道 河川	150 150	5	A		有	単	未	
名原A	〃	〃	〃	名 原	45	150	30	〃	〃	1.0	〃	〃	草 地	8			町道	150	8	B		〃	〃	概	
寺尾野	〃	〃	〃	寺尾野	30	150	40	〃	③	1.5	〃	〃	針 葉 樹	5			町道	100	5	A		〃	他	未	
小南平	〃	〃	〃	小南平	35	230	30	〃	〃	1.0	〃	〃	〃	7			町道	190	7	A		〃	単	〃	
森 木	〃	〃	〃	森 木	35	260	30	〃	〃	1.0	〃	〃	〃	6			町道	230	6	A		〃	〃	〃	
下江古尾	〃	〃	〃	下江古尾	35	170	25	〃	〃	1.0	〃	〃	〃	6			町道	120	6	A		〃	〃	〃	
下 町	〃	〃	宮 原	下 町	45	600	25	〃	〃	1.0	〃	〃	針広混交	27	役 場 郵便局 寺	1 1 1	国道 町道	370 370	27	A	57.9.4	〃	国	中	
桜ヶ丘 住 宅	〃	〃	〃	桜ヶ丘	30	130	15	〃	〃	1.5	〃	〃	針 葉 樹	26			町道	50	26	A		〃	〃	未	
殿 町	〃	〃	〃	殿 町	35	250	30	〃	〃	1.5	〃	有	針 葉 樹	20	病 院 保育園	1 1	町道	200	20	A	62.9.17	〃	〃	〃	
関 田	〃	〃	〃	関 田	45	440	30	〃	〃	2.0	〃	無	竹 林	18	工 場	1	国道 町道	160 200	18	A	53.7.13	〃	〃	〃	
仁瀬上	〃	〃	〃	仁瀬上	35	240	30	〃	②	0.5	〃	〃	針 葉 樹	7	寺 神 社	1 1	町道	230	7	A		〃	単	〃	
古 地	〃	〃	黒 渕	古 地	30	200	30	〃	③	1.0	〃	〃	〃	5			町道	180	5	A		〃	〃	〃	
塩井川	〃	〃	北 里	塩井川	35	160	20	〃	〃	1.0	〃	〃	〃	8			町道	150	8	A		〃	〃	〃	
上 町	〃	〃	宮 原	上 町	45	160	20	〃	〃	1.0	〃	〃	〃	20			国道 町道	150 150	20	A	62.1.27	〃	国	〃	
倉 原	〃	〃	〃	倉 原	30	285	30	〃	〃	1.5	〃	〃	〃	23	病 院	1	町道	150	23	A	H15.1.29	〃	〃	中	
皿 山	〃	〃	〃	皿 山	45	150	20	〃	〃	1.5	〃	有	〃	10			国道	120	10	A		〃	〃	未	
松 原	〃	〃	〃	松 原	40	150	25	〃	〃	0.5	〃	無	針広混交	6	神 社	1	国道 町道	90 80	6	A		〃	単	〃	
入江下	〃	〃	〃	入 江	35	180	20	〃	〃	0.5	〃	〃	針 葉 樹	6			県道 河川	100 70	6	A		〃	〃	〃	
入江上	〃	〃	〃	入 江	40	130	30	〃	〃	0.5	〃	〃	〃	9			県道	130	9	A		〃	〃	〃	
名 原	〃	〃	上 田	名 原	45	130	30	〃	②	1.0	〃	〃	竹 林	7			町道	100	7	A		〃	〃	〃	
北 里 本 村	〃	〃	北 里	本 村	30	270	30	〃	③	1.0	〃	〃	針広混交	8	寺	1	県道	200	8	A		〃	〃	〃	
杉 平	〃	〃	黒 渕	杉 平	30	520	30	〃	〃	1.5	〃	〃	〃	10			国道 町道	500 200	10	A		〃	国	〃	

土石流危険溪流(Ⅰ)

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地		
					郡・市	町・村	字
1	06-424Ⅰ-001	筑後川	筑後川	湯鶴川1	阿蘇郡	小国町	杖立
2	06-424Ⅰ-002	筑後川	筑後川	湯鶴川4	阿蘇郡	小国町	杖立
3	06-424Ⅰ-003	筑後川	筑後川	杖立	阿蘇郡	小国町	杖立
4	06-424Ⅰ-004	筑後川	筑後川	湯鶴川2	阿蘇郡	小国町	杖立
5	06-424Ⅰ-005	筑後川	筑後川	湯鶴川3	阿蘇郡	小国町	杖立
6	06-424Ⅰ-006	筑後川	はげ川	中尾2	阿蘇郡	小国町	中尾
7	06-424Ⅰ-007	筑後川	はげ川	はげ川2	阿蘇郡	小国町	岳湯
8	06-424Ⅰ-008	筑後川	はげ川	上明里川1	阿蘇郡	小国町	上明里
9	06-424Ⅰ-009	筑後川	はげ川	上明里川2	阿蘇郡	小国町	上明里
10	06-424Ⅰ-010	筑後川	はげ川	上明里川3	阿蘇郡	小国町	上明里
11	06-424Ⅰ-011	筑後川	北里川	奴留湯川	阿蘇郡	小国町	奴留湯
12	06-424Ⅰ-012	筑後川	北里川	新湯川	阿蘇郡	小国町	はげ川
13	06-424Ⅰ-013	筑後川	北里川	はげ湯2	阿蘇郡	小国町	はげ湯
14	06-424Ⅰ-014	筑後川	北里川	はげ湯	阿蘇郡	小国町	はげ湯
15	06-424Ⅰ-015	筑後川	北里川	北里川	阿蘇郡	小国町	山川
16	06-424Ⅰ-016	筑後川	北里川	山川	阿蘇郡	小国町	山川
17	06-424Ⅰ-017	筑後川	北里川	湯本川	阿蘇郡	小国町	湯本
18	06-424Ⅰ-018	筑後川	小園川	名原川	阿蘇郡	小国町	名原
19	06-424Ⅰ-019	筑後川	小園川	万城寺	阿蘇郡	小国町	万城寺
20	06-424Ⅰ-020	筑後川	上田川	上江古尾	阿蘇郡	小国町	上江古尾
21	06-424Ⅰ-021	筑後川	志賀瀬川	関田	阿蘇郡	小国町	関田
22	06-424Ⅰ-022	筑後川	中原川	古地川	阿蘇郡	小国町	神原
23	06-424Ⅰ-023	筑後川	蓬来川	藪3	阿蘇郡	小国町	藪
24	06-424Ⅰ-024	筑後川	蓬来川	奥山2	阿蘇郡	小国町	奥山
25	06-424Ⅰ-025	筑後川	蓬来川	滴水川1	阿蘇郡	小国町	上滴水
26	06-424Ⅰ-026	筑後川	蓬来川	滴水2	阿蘇郡	小国町	上滴水
27	06-424Ⅰ-027	筑後川	筑後川	北河内1	阿蘇郡	小国町	北河内
28	06-424Ⅰ-028	筑後川	筑後川	フラン谷川	阿蘇郡	小国町	湯ノ平
29	06-424Ⅱ-001	筑後川	はげ川	杖立2	阿蘇郡	小国町	杖立
30	06-424Ⅱ-002	筑後川	はげ川	杖立3	阿蘇郡	小国町	杖立
31	06-424Ⅱ-003	筑後川	はげ川	田原1	阿蘇郡	小国町	田原
32	06-424Ⅱ-004	筑後川	はげ川	田原3	阿蘇郡	小国町	田原
33	06-424Ⅱ-005	筑後川	はげ川	田原川	阿蘇郡	小国町	田原

34	06-424Ⅱ-006	筑後川	はげ川	鯛田	阿蘇郡	小国町	鯛田
35	06-424Ⅱ-007	筑後川	はげ川	中尾1	阿蘇郡	小国町	中尾
36	06-424Ⅱ-008	筑後川	はげ川	中尾3	阿蘇郡	小国町	中尾
37	06-424Ⅱ-009	筑後川	はげ川	中尾4	阿蘇郡	小国町	中尾
38	06-424Ⅱ-010	筑後川	はげ川	岳湯1	阿蘇郡	小国町	岳湯
39	06-424Ⅱ-011	筑後川	はげ川	はげ川1	阿蘇郡	小国町	岳湯
40	06-424Ⅱ-012	筑後川	はげ川	岳湯2	阿蘇郡	小国町	岳湯
41	06-424Ⅱ-013	筑後川	はげ川	倉本川	阿蘇郡	小国町	倉本
42	06-424Ⅱ-014	筑後川	はげ川	下明里	阿蘇郡	小国町	下明里
43	06-424Ⅱ-015	筑後川	北里川	長田	阿蘇郡	小国町	長田
44	06-424Ⅱ-016	筑後川	北里川	桑鶴4	阿蘇郡	小国町	桑鶴
45	06-424Ⅱ-017	筑後川	北里川	桑鶴3	阿蘇郡	小国町	桑鶴
46	06-424Ⅱ-018	筑後川	北里川	桑鶴2	阿蘇郡	小国町	桑鶴
47	06-424Ⅱ-019	筑後川	北里川	桑鶴1	阿蘇郡	小国町	桑鶴
48	06-424Ⅱ-020	筑後川	筑後川	池鶴	阿蘇郡	小国町	池鶴
49	06-424Ⅱ-021	筑後川	小園川	寺尾野	阿蘇郡	小国町	寺尾野
50	06-424Ⅱ-022	筑後川	小園川	原1	阿蘇郡	小国町	原
51	06-424Ⅱ-023	筑後川	小園川	原2	阿蘇郡	小国町	原
52	06-424Ⅱ-024	筑後川	小園川	小南平	阿蘇郡	小国町	小南平
53	06-424Ⅱ-025	筑後川	縦木川	南平川	阿蘇郡	小国町	小南平
54	06-424Ⅱ-026	筑後川	縦木川	蔵園川	阿蘇郡	小国町	小南平
55	06-424Ⅱ-027	筑後川	筑後川	入江2	阿蘇郡	小国町	入江
56	06-424Ⅱ-028	筑後川	上田川	上田川	阿蘇郡	小国町	上田
57	06-424Ⅱ-029	筑後川	上田川	江古尾	阿蘇郡	小国町	江古尾
58	06-424Ⅱ-030	筑後川	筑後川	中河内	阿蘇郡	小国町	中河内
59	06-424Ⅱ-031	筑後川	中原川	古地	阿蘇郡	小国町	古地
60	06-424Ⅱ-032	筑後川	蓬来川	藪1	阿蘇郡	小国町	藪
61	06-424Ⅱ-033	筑後川	蓬来川	藪5	阿蘇郡	小国町	藪
62	06-424Ⅱ-034	筑後川	蓬来川	藪2	阿蘇郡	小国町	藪
63	06-424Ⅱ-035	筑後川	蓬来川	藪4	阿蘇郡	小国町	藪
64	06-424Ⅱ-036	筑後川	蓬来川	奥山	阿蘇郡	小国町	奥山
65	06-424Ⅱ-037	筑後川	蓬来川	本村2	阿蘇郡	小国町	本村
66	06-424Ⅱ-038	筑後川	蓬来川	本村	阿蘇郡	小国町	本村
67	06-424Ⅱ-039	筑後川	蓬来川	本村川	阿蘇郡	小国町	本村
68	06-424Ⅱ-040	筑後川	蓬来川	上滴水	阿蘇郡	小国町	上滴水
69	06-424Ⅱ-041	筑後川	蓬来川	下滴水	阿蘇郡	小国町	下滴水
70	06-424Ⅱ-042	筑後川	筑後川	北河内2	阿蘇郡	小国町	北河内
71	06-424Ⅱ-043	筑後川	津江川	田台北沢	阿蘇郡	小国町	室原
72	06-424Ⅱ-044	筑後川	津江川	田台南沢	阿蘇郡	小国町	室原

73	06-424Ⅱ-045	筑後川	津江川	室原	阿蘇郡	小国町	室原
74	06-424Ⅱ-046	筑後川	津江川	弥太郎谷1	阿蘇郡	小国町	杉平
75	06-424Ⅱ-047	筑後川	津江川	杉平	阿蘇郡	小国町	杉平
76	06-424Ⅱ-048	筑後川	津江川	弥太郎谷2	阿蘇郡	小国町	杉平
77	06-424Ⅱ-049	筑後川	津江川	上杉平川枝川	阿蘇郡	小国町	杉平
78	06-424Ⅱ-050	筑後川	津江川	杉平2	阿蘇郡	小国町	杉平
79	06-424Ⅱ-051	筑後川	津江川	山中	阿蘇郡	小国町	山中
80	06-424Ⅱ-052	筑後川	津江川	手水野	阿蘇郡	小国町	手水野

急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)

箇所番号		市町村コード	斜面区分	管理番号	箇所名	郡市	町村	大字	小字	延長(m)
1	I	424	I-	1	杖立(右岸)	阿蘇郡	小国町	下城	杖立	1200
2	I	424	I-	2	杖立(左岸)	阿蘇郡	小国町	下城	杖立	500
3	I	424	I-	3	田原	阿蘇郡	小国町	下城	田原	270
4	I	424	I-	4	下田原	阿蘇郡	小国町	下城	田原	180
5	I	424	I-	5	築瀬	阿蘇郡	小国町	下城	築瀬	370
6	I	424	I-	6	倉本	阿蘇郡	小国町	西里	倉本	290
7	I	424	I-	7	池鶴	阿蘇郡	小国町	下城	池鶴	280
8	I	424	I-	8	鯛の田2	阿蘇郡	小国町	西里	鯛の田	300
9	I	424	I-	9	下明里1	阿蘇郡	小国町	西里	下明里	180
10	I	424	I-	10	上明里	阿蘇郡	小国町	西里	上明里	190
11	I	424	I-	11	上明里1	阿蘇郡	小国町	西里	上明里	180
12	I	424	I-	12	上滴水	阿蘇郡	小国町	黒淵	上滴水	260
13	I	424	I-	13	黒淵本村	阿蘇郡	小国町	黒淵	本町	400
14	I	424	I-	14	古屋	阿蘇郡	小国町	黒淵	古屋	220
15	I	424	I-	15	杉平	阿蘇郡	小国町	黒淵	杉平	320
16	I	424	I-	16	西蓬来	阿蘇郡	小国町	黒淵	西蓬来	100
17	I	424	I-	17	向鶴	阿蘇郡	小国町	下城	向鶴	340
18	I	424	I-	18	弓田	阿蘇郡	小国町	下城	弓田	200
19	I	424	I-	19	下滴水	阿蘇郡	小国町	黒淵	下滴水	250
20	I	424	I-	20	市井野	阿蘇郡	小国町	下城	市井野	210
21	I	424	I-	21	尻江田	阿蘇郡	小国町	北里	尻江田	130
22	I	424	I-	22	西村	阿蘇郡	小国町	北里	西村	150
23	I	424	I-	23	東蓬来	阿蘇郡	小国町	黒淵	東蓬来	220

24	I	424	I -	24	尾園	阿蘇郡	小国町	黒淵	尾園	210
25	I	424	I -	25	下広瀬	阿蘇郡	小国町	宮原	広瀬	150
26	I	424	I -	26	上広瀬	阿蘇郡	小国町	宮原	広瀬	210
27	I	424	I -	27	所尾野	阿蘇郡	小国町	西里	所尾野	100
28	I	424	I -	28	岳ノ湯	阿蘇郡	小国町	西里	岳ノ湯	600
29	I	424	I -	29	北里本村	阿蘇郡	小国町	北里	本村	220
30	I	424	I -	30	本村	阿蘇郡	小国町	北里	本村	160
31	I	424	I -	31	奴留湯	阿蘇郡	小国町	北里	奴留湯	250
32	I	424	I -	32	汐井川	阿蘇郡	小国町	北里	汐井川	200
33	I	424	I -	33	山川	阿蘇郡	小国町	北里	山川	240
34	I	424	I -	34	童子院	阿蘇郡	小国町	北里	童子院	230
35	I	424	I -	35	名原1	阿蘇郡	小国町	上田	名原	220
36	I	424	I -	36	名原2	阿蘇郡	小国町	上田	名原	170
37	I	424	I -	37	倉園	阿蘇郡	小国町	上田	倉園	180
38	I	424	I -	38	はげの湯	阿蘇郡	小国町	西里	はげの湯	150
39	I	424	I -	39	手水野	阿蘇郡	小国町	黒淵	手水野	140
40	I	424	I -	40	古地	阿蘇郡	小国町	黒淵	古地	170
41	I	424	I -	41	新橋	阿蘇郡	小国町	宮原	新橋	430
42	I	424	I -	42	倉原	阿蘇郡	小国町	宮原	倉原	400
43	I	424	I -	43	宮原	阿蘇郡	小国町	宮原	宮原	230
44	I	424	I -	44	下町	阿蘇郡	小国町	宮原	下町	360
45	I	424	I -	45	上町	阿蘇郡	小国町	宮原	上町	210
46	I	424	I -	46	桜ヶ丘	阿蘇郡	小国町	宮原	桜ヶ丘	130
47	I	424	I -	47	皿山	阿蘇郡	小国町	宮原	皿山	170
48	I	424	I -	48	松原	阿蘇郡	小国町	宮原	松原	120
49	I	424	I -	49	殿町	阿蘇郡	小国町	宮原	殿町	350
50	I	424	I -	50	帯田 4	阿蘇郡	小国町	宮原	帯田	180
51	I	424	I -	51	関田	阿蘇郡	小国町	宮原	関田	360
52	I	424	I -	52	仁瀬上	阿蘇郡	小国町	宮原	仁瀬上	240
53	I	424	I -	53	万成寺	阿蘇郡	小国町	上田	万成寺	210
54	I	424	I -	54	森木	阿蘇郡	小国町	上田	森木	260
55	I	424	I -	55	小南平	阿蘇郡	小国町	上田	小南平	190
56	I	424	I -	56	長田	阿蘇郡	小国町	北里	長田	240
57	II	424	II -	1	下城 1	阿蘇郡	小国町	下城	下城	30
58	II	424	II -	2	下城 2	阿蘇郡	小国町	下城	下城	40
59	II	424	II -	3	田原 1	阿蘇郡	小国町	下城	田原	40
60	II	424	II -	4	田原 2	阿蘇郡	小国町	下城	田原	50
61	II	424	II -	5	秋原 1	阿蘇郡	小国町	下城	秋原	40
62	II	424	II -	6	秋原 2	阿蘇郡	小国町	下城	秋原	30

63	Ⅱ	424	Ⅱ－	7	秋原 3	阿蘇郡	小国町	下城	秋原	40
64	Ⅱ	424	Ⅱ－	8	築瀬 1	阿蘇郡	小国町	下城	築瀬	80
65	Ⅱ	424	Ⅱ－	9	二俣 1	阿蘇郡	小国町	下城	二俣	50
66	Ⅱ	424	Ⅱ－	10	二俣 2	阿蘇郡	小国町	下城	二俣	50
67	Ⅱ	424	Ⅱ－	11	倉本 1	阿蘇郡	小国町	下城	倉本	70
68	Ⅱ	424	Ⅱ－	12	倉本 2	阿蘇郡	小国町	下城	倉本	30
69	Ⅱ	424	Ⅱ－	13	中尾	阿蘇郡	小国町	西里	中尾	50
70	Ⅱ	424	Ⅱ－	14	鯛ノ田 1	阿蘇郡	小国町	西里	鯛ノ田	110
71	Ⅱ	424	Ⅱ－	15	鯛ノ田 2	阿蘇郡	小国町	西里	鯛ノ田	90
72	Ⅱ	424	Ⅱ－	16	七曲	阿蘇郡	小国町	西里	七曲	40
73	Ⅱ	424	Ⅱ－	17	芹原	阿蘇郡	小国町	西里	芹原	140
74	Ⅱ	424	Ⅱ－	18	下明里 1	阿蘇郡	小国町	西里	下明里	230
75	Ⅱ	424	Ⅱ－	19	上明里 1	阿蘇郡	小国町	西里	上明里	70
76	Ⅱ	424	Ⅱ－	20	上明里 2	阿蘇郡	小国町	西里	上明里	50
77	Ⅱ	424	Ⅱ－	21	上明里 3	阿蘇郡	小国町	西里	上明里	30
78	Ⅱ	424	Ⅱ－	22	戸井口	阿蘇郡	小国町	西里	戸井口	30
79	Ⅱ	424	Ⅱ－	23	室原 1	阿蘇郡	小国町	黒淵	室原	80
80	Ⅱ	424	Ⅱ－	24	室原 2	阿蘇郡	小国町	黒淵	室原	70
81	Ⅱ	424	Ⅱ－	25	黒淵本村	阿蘇郡	小国町	黒淵	黒淵本村	90
82	Ⅱ	424	Ⅱ－	26	西蓬萊	阿蘇郡	小国町	黒淵	西蓬萊	60
83	Ⅱ	424	Ⅱ－	27	池鶴	阿蘇郡	小国町	下城	池鶴	40
84	Ⅱ	424	Ⅱ－	28	弓田	阿蘇郡	小国町	下城	弓田	70
85	Ⅱ	424	Ⅱ－	29	本村 1	阿蘇郡	小国町	下城	本村	40
86	Ⅱ	424	Ⅱ－	30	本村 2	阿蘇郡	小国町	下城	本村	60
87	Ⅱ	424	Ⅱ－	31	坂下 1	阿蘇郡	小国町	下城	坂下	30
88	Ⅱ	424	Ⅱ－	32	坂下 2	阿蘇郡	小国町	下城	坂下	50
89	Ⅱ	424	Ⅱ－	33	西村	阿蘇郡	小国町	下城	西村	60
90	Ⅱ	424	Ⅱ－	34	土田 1	阿蘇郡	小国町	宮原	土田	30
91	Ⅱ	424	Ⅱ－	35	山角	阿蘇郡	小国町	黒淵	山角	80
92	Ⅱ	424	Ⅱ－	36	片田	阿蘇郡	小国町	宮原	片田	70
93	Ⅱ	424	Ⅱ－	37	城村	阿蘇郡	小国町	黒淵	城村	30
94	Ⅱ	424	Ⅱ－	38	堀田	阿蘇郡	小国町	北里	堀田	30
95	Ⅱ	424	Ⅱ－	39	明野	阿蘇郡	小国町	北里	明野	40
96	Ⅱ	424	Ⅱ－	40	田代 1	阿蘇郡	小国町	北里	田代	60
97	Ⅱ	424	Ⅱ－	41	長田	阿蘇郡	小国町	北里	長田	30
98	Ⅱ	424	Ⅱ－	42	奴留湯	阿蘇郡	小国町	北里	奴留湯	50
99	Ⅱ	424	Ⅱ－	43	汐井川	阿蘇郡	小国町	北里	汐井川	40
100	Ⅱ	424	Ⅱ－	44	倉園	阿蘇郡	小国町	上田	倉園	30
101	Ⅱ	424	Ⅱ－	45	小園	阿蘇郡	小国町	上田	小園	120

102	Ⅱ	424	Ⅱ－	46	大鶴	阿蘇郡	小国町	上田	大鶴	40
103	Ⅱ	424	Ⅱ－	47	手水野	阿蘇郡	小国町	黒淵	手水野	30
104	Ⅱ	424	Ⅱ－	48	奥山	阿蘇郡	小国町	黒淵	奥山	30
105	Ⅱ	424	Ⅱ－	49	手水野 2	阿蘇郡	小国町	黒淵	手水野	30
106	Ⅱ	424	Ⅱ－	50	帯田 1	阿蘇郡	小国町	宮原	帯田	40
107	Ⅱ	424	Ⅱ－	51	仁瀬	阿蘇郡	小国町	宮原	仁瀬	40
108	Ⅱ	424	Ⅱ－	52	木下	阿蘇郡	小国町	上田	木下	60
109	Ⅱ	424	Ⅱ－	53	小原田 1	阿蘇郡	小国町	上田	小原田	50
110	Ⅱ	424	Ⅱ－	54	小原田 2	阿蘇郡	小国町	上田	小原田	40
111	Ⅱ	424	Ⅱ－	55	小原田 3	阿蘇郡	小国町	上田	小原田	40
112	Ⅱ	424	Ⅱ－	56	下江古尾 1	阿蘇郡	小国町	上田	下江古尾	100
113	Ⅱ	424	Ⅱ－	57	上明里 4	阿蘇郡	小国町	西里	上明里	40
114	Ⅱ	424	Ⅱ－	58	築瀬 2	阿蘇郡	小国町	下城	築瀬	160
115	Ⅱ	424	Ⅱ－	59	向鶴	阿蘇郡	小国町	下城	向鶴	100
116	Ⅱ	424	Ⅱ－	60	鯛の田3	阿蘇郡	小国町	西里	鯛の田	140
117	Ⅱ	424	Ⅱ－	61	下明里2	阿蘇郡	小国町	西里	下明里	110
118	Ⅱ	424	Ⅱ－	62	室原 3	阿蘇郡	小国町	黒淵	室原	140
119	Ⅱ	424	Ⅱ－	63	室原 4	阿蘇郡	小国町	黒淵	室原	150
120	Ⅱ	424	Ⅱ－	64	北河内	阿蘇郡	小国町	下城	北河内	230
121	Ⅱ	424	Ⅱ－	65	下鶴	阿蘇郡	小国町	黒淵	下鶴	120
122	Ⅱ	424	Ⅱ－	66	土田2	阿蘇郡	小国町	宮原	土田	100
123	Ⅱ	424	Ⅱ－	67	田代2	阿蘇郡	小国町	北里	田代	100
124	Ⅱ	424	Ⅱ－	68	菅迫	阿蘇郡	小国町	西里	菅迫	200
125	Ⅱ	424	Ⅱ－	69	桑鶴	阿蘇郡	小国町	北里	桑鶴	60
126	Ⅱ	424	Ⅱ－	70	柿ノ木	阿蘇郡	小国町	黒淵	柿ノ木	40
127	Ⅱ	424	Ⅱ－	71	入江下	阿蘇郡	小国町	宮原	入江	90
128	Ⅱ	424	Ⅱ－	72	入江上	阿蘇郡	小国町	宮原	入江上	120
129	Ⅱ	424	Ⅱ－	73	入江	阿蘇郡	小国町	宮原	入江	70
130	Ⅱ	424	Ⅱ－	74	帯田 1	阿蘇郡	小国町	宮原	帯田	130
131	Ⅱ	424	Ⅱ－	75	帯田 2	阿蘇郡	小国町	宮原	帯田	70
132	Ⅱ	424	Ⅱ－	76	寺尾野	阿蘇郡	小国町	上田	寺尾野	70
133	Ⅱ	424	Ⅱ－	77	南平	阿蘇郡	小国町	上田	南平	190
134	Ⅱ	424	Ⅱ－	78	下江古尾2	阿蘇郡	小国町	上田	下江古尾	190
135	Ⅱ	424	Ⅱ－	79	塩井川	阿蘇郡	小国町	上田	塩井川	130
136	Ⅱ	424	Ⅱ－	80	広田	阿蘇郡	小国町	上田	広田	190

小国町災害点検危険箇所 【第2章第4節2の(5)資料】

◆令和7年5月調査

地域名	箇所数	危険要因								対策工事			巡回の必要性	
		道路	河川	急傾斜	山腹崩壊	地すべり	危険渓流	土砂流出	その他	着手中	未着手	完了	必要	不要
大字宮原	4	2	0	2	0	0	0	0	0	1	1	2	4	0
大字上田	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0
大字北里	8	0	4	4	0	0	0	0	0	0	5	3	5	3
大字西里	5	0	0	1	0	0	3	1	0	1	3	1	4	1
大字下城	11	2	1	4	0	0	4	1	0	0	2	9	11	0
大字黒渕	3	1	0	1	1	1	1	1	0	0	2	1	2	1
縦木川水系	6	0	5	0	4	0	0	5	1	2	3	1	6	0
合 計	38	5	9	12	6	1	8	8	1	4	16	17	33	5

番号	危険箇所		危険要因								予想される災害の種類 及び被害の状況	対策工事			巡回の必要性		備考
	大字	字	道路	河川	急傾斜	山腹崩壊	地すべり	危険渓流	土砂流出	その他		着手中	未着手	完了	必要	不要	
1-3	宮原	関田			○						急傾斜地崩壊	○			○		
1-4	宮原	仁瀬			○						急傾斜地崩壊			○	○		
1-5	宮原	深瀬	○								国道法面崩壊		○		○		
1-6	宮原	対岸線	○								町道の落石			○	○		
宮原地区 計			2	0	2	0	0	0	0	0		1	1	2	4	0	
2-1	上田	寺尾野				○					山腹崩壊			○	○		
上田地区 計			0	0	0	1	0	0	0	0		0	0	1	1	0	
3-1	北里	奴留湯			○						急傾斜地崩壊		○		○		
3-2	北里	本村			○						急傾斜地崩壊		○		○		
3-3	北里	長田			○						急傾斜地崩壊		○		○		
3-4	北里	田代			○						急傾斜地崩壊		○		○		
3-5	北里	山川		○							河川土砂流出		○		○		
3-6	北里	七日市		○							護岸決壊の恐れ			○		○	
3-7	北里	奴留湯		○							護岸決壊の恐れ			○		○	
3-9	北里	田代		○							護岸決壊の恐れ			○		○	
北里地区 計			0	4	4	0	0	0	0	0		0	5	3	5	3	

番号	危険箇所		危険要因								予想される災害の種類 及び被害の状況	対策工事			巡回の必要性		備考
	大字	字	道路	河川	急傾斜	山腹崩壊	地すべり	危険渓流	土砂流出	その他		着手中	未着手	完了	必要	不要	
4-1	西里	はげノ湯						○			土石流		○		○		
4-2	西里	岳湯2						○			土石流		○		○		
4-3	西里	中尾1						○			土石流	○			○		
4-6	西里	岳の湯			○						急傾斜地崩壊		○		○		
4-8	西里	中尾							○		土石流			○		○	
西里地区 計			0	0	1	0	0	3	1	0		1	3	1	4	1	
5-2	下城	東蔵迫2		○							スリットダムに流木堆積		○		○		
5-3	下城	杖立右岸			○						急傾斜地崩壊			○	○		
5-4	下城	杖立左岸			○						急傾斜地崩壊			○	○		
5-5	下城	杖立1						○			土石流			○	○		
5-6	下城	杖立2			○			○			土石流、急傾斜地崩壊			○	○		
5-7	下城	フラン谷						○			土石流			○	○		
5-8	下城	境ノ谷						○			土石流			○	○		
5-9	下城	切通	○								町道への落石		○		○		
5-10	下城	向鶴	○								町道への落石			○	○		
5-12	下城	観音岩							○		旧国道への落石			○	○		
5-13	下城	向鶴			○						急傾斜地崩壊			○	○		
下城地区 計			2	1	4	0	0	4	1	0		0	2	9	11	0	

番号	危険箇所		危険要因								予想される災害の種類 及び被害の状況	対策工事			巡回の必要性		備考
	大字	字	道路	河川	急傾斜	山腹崩壊	地すべり	危険渓流	土砂流出	その他		着手中	未着手	完了	必要	不要	
6-1	黒淵	室原 1					○		○		地すべりによる土砂流出		○		○		
6-2	黒淵	室原 2			○	○		○			山腹崩壊、土石		○		○		
6-5	黒淵	上滴水	○								町道への土砂流出			○		○	
黒淵地区 計			1	0	1	1	1	1	1	0		0	2	1	2	1	
7-1	上田	合志 2		○		○			○		土石流	○			○		
7-2	上田	童子院～星原		○					○		土石流・護岸決壊等		○		○		
7-3	上田	大鶴		○							河川護岸越流		○		○		
7-4	山内川野川	下流域		○		○			○	○	土石流・護岸決壊等	○			○		
7-5	山内川野川	上流域		○		○			○		土石流・護岸決壊等			○	○		
7-6	上田	湯田山(2)				○			○		山腹崩壊、土石流		○		○		
縦木川水系 計			0	5	0	4	0	0	5	1		2	3	1	6	0	

災害対応資機材【第2章第7節2の(1)資料】・水防資材【第2章第6節1の(1)資料】

番号	品名	数量	保管場所	備考
1	無線機	38 台	公用車・消防車両等	
2	小型ハンディ無線機	10 台	消防車両等	
3	ブルーシート	360 枚	土田倉庫	
4	災害対策本部旗	6 セット	土田倉庫	
5	軍手	330 組	土田倉庫	
6	水中ポンプ	2 台	自衛隊倉庫	
7	小型ポンプ	24 台	消防車両等	
8	一輪車	8 台	自衛隊倉庫	
9	テント	7 張	自衛隊倉庫	
10	担架	2 本	自衛隊倉庫	
11	水槽	4 槽	自衛隊倉庫	
12	デッキブラシ	11 本	自衛隊倉庫	
13	鉋	38 本	自衛隊倉庫	
14	斧	19 本	自衛隊倉庫・消防車両	
15	ハンマー	5 本	自衛隊倉庫・消防車両	
16	スコップ	42 本	自衛隊倉庫・消防車両	
17	鍬	42 本	自衛隊倉庫・消防車両	
18	鎌	43 本	自衛隊倉庫・消防車両	
19	かけや	40 本	自衛隊倉庫・消防車両	
20	箒	9 本	自衛隊倉庫・消防車両	
21	発電機	15 台	消防車両等	
22	投光機	11 台	消防車両等	
23	チェーンソー	4 台	消防車両等	
24	ガソリン携行缶	8 個	消防車両等	
25	コードリール	2 個	消防車両等	
26	ジェットシューター	64 個	消防車両等	
27	土嚢袋	800 枚	小国町役場	
28	吸水式土嚢	150 枚	小国町役場	
29	ブルーシート	90 枚	帯田旧寄宿舍他	3.6×5.4 40 枚 10×10 50 枚
30	ライフジャケット	34 枚	消防車両等	
32	飛び口	16 本	消防車両等	
33	のこぎり	5 本	消防車両等	
34	防護服	80 セット	帯田旧寄宿舍	
35	衛星携帯電話	2 台	小国町役場	

救助物資等備蓄品 【第2章第7節1の(1)資料】

番号	品 名	数 量	保管場所	備 考
1	マスクA	10000 枚	町民センター、帯田旧寄宿舍	
2	マスクB	1900 枚	おぐに町民センター	
3	手袋(ゴム)A	400 人分	土田倉庫	
4	手袋(ゴム)B	500 人分	土田倉庫	
5	石鹼	240 個	土田倉庫	
6	トイレットペーパー	20 ロール	土田倉庫	
7	タオル	300 枚	土田倉庫	
8	アルファ化米	3150 食	帯田旧寄宿舍	
9	飲料水 500ml	720 本	帯田旧寄宿舍	
10	飲料水 2000ml	576 本	帯田旧寄宿舍	
11	毛布	2,960 枚	旧小学校体育館他	
12	タオルケット	18 枚	小国町役場	
13	下着セット	18 組	小国町役場	
14	緊急セット	18 セット	土田倉庫	
15	おむつ	48 枚	土田倉庫	
16	飲料水サーバ	4 台	各小学校体育館等	
17	給水袋	8,000 枚	下城小学校	
18	炊飯袋	2,000 枚	土田倉庫	
19	キーパー	13 個	土田倉庫	
20	クーラーボックス	3 個	土田倉庫	
21	ポリタンクA	4 個	土田倉庫	
22	ポリタンクB	53 個	土田倉庫	
23	シート	66 枚	土田倉庫	
24	炊出しセット	2 セット	小国ドーム	120人(ご飯・汁物)対応型
25	救急セットB	6 セット	旧小学校体育館他	
26	ポリシート	19 枚	土田倉庫	
27	血圧計	4 台	土田倉庫	
28	シートブランケット	500 枚	小国ドーム	
29	簡易間仕切り	30 セット	小国ドーム	
31	ロール畳	26 本	小国ドーム	10m:10本、5m:16本
32	簡易トイレ	6 台	小国ドーム	テント付
33	ストーブ	6 台	土田倉庫	
34	避難用マット(20m)	15 本	小国ドーム	
35	パーティション	50 セット	帯田旧寄宿舍	
36	プライベートテント	2 セット	小国ドーム	
36	段ボールベッド	50 セット	帯田旧寄宿舍	

指定避難路

【第2章第12節1の(2)資料】

路 線 名	対 象 地 域	延長 (k m)	危険箇所の数	備 考
国道212号線	宮原・下城	10.6	5	
国道387号線	宮原・上田・北里・西里	19.2	1	
国道442号線	宮原・上田・黒渕	3.3		
県道小国停車場線	宮原	1.3		
県道宮原北里線	宮原・北里	3.9	4	
県道上野田黒渕線	黒渕	4.0	6	
町道上田西里線	上田・北里・西里	8.4		
町道西里田原線	西里・下城	9.2		
町道黒渕下城線	下城・黒渕	10.9		
町道万成寺線	上田	4.6		
町道北里倉本二俣線	北里・西里	4.8		
町道明里線	西里	3.5		
町道岳の湯線	西里	8.4		
町道はげ湯線	西里	1.2		
町道山川線	北里	2.1		
町道坂下宇土谷線	下城	4.4		
町道滝の上薄瀬線	下城	1.5		
町道殿町下広瀬線	宮原	0.4		
町道倉原松原線	宮原	2.5		
町道若宮片田戸角線	宮原	2.0		
町道新橋神原線	宮原	2.2		
町道総合庁舎線	宮原	0.06		
町道福坂関田線	宮原	0.9		
町道関田倉原線	宮原	1.4		
町道田迎線	宮原	0.3		

文 書 番 号
年 月 日

熊本県知事 様

小国町長 印

自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣方お願いいたします。

記

1. 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2. 派遣を希望する期間

年 月 日 (時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間

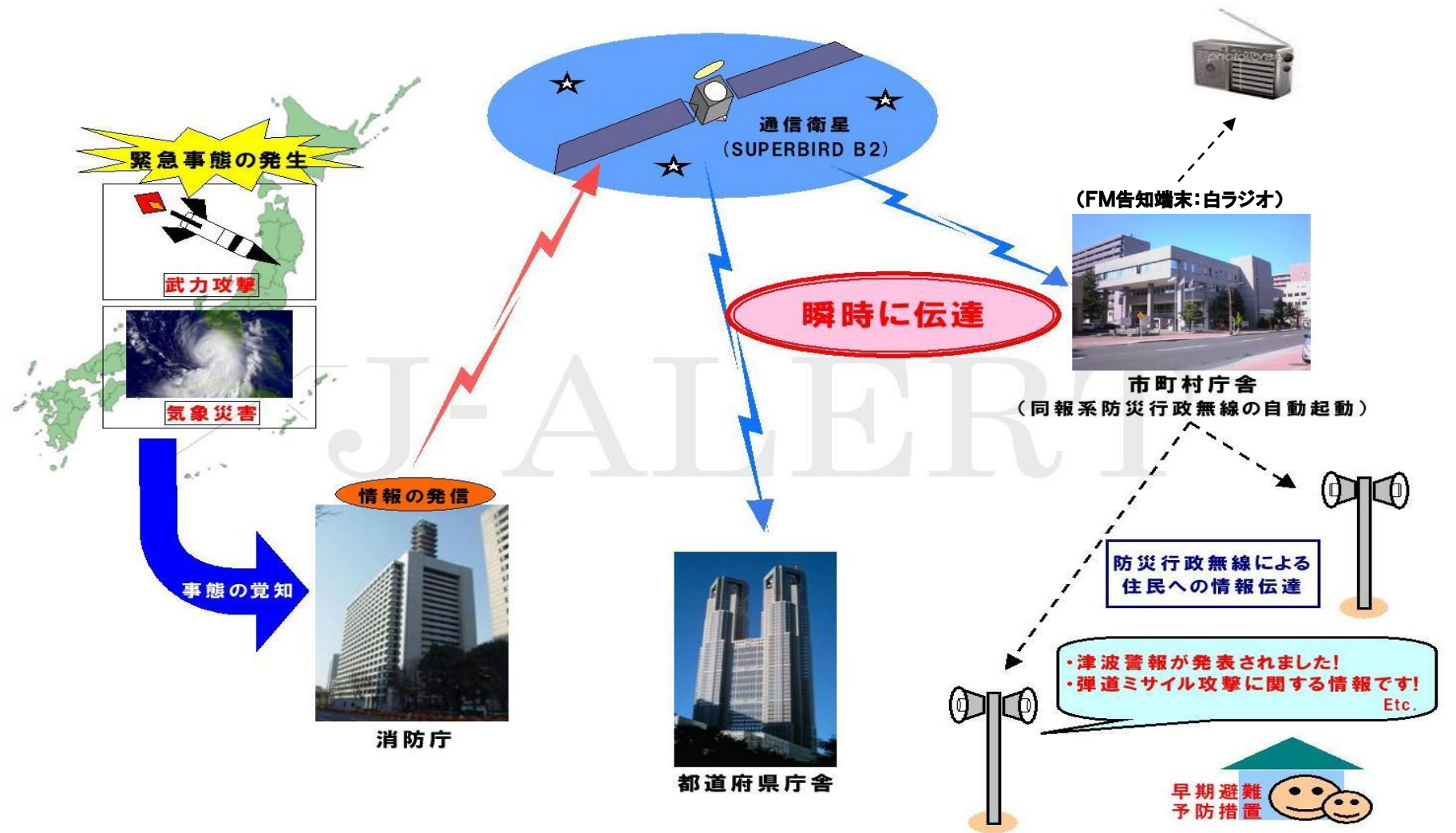
3. 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4. その他参考となるべき事項

J-ALERT(全国瞬時警報システム)の概要



○小国町災害待機要領

制 定：平成16年5月1日

最終改定：令和4年6月1日

この要領は、小国町職員の災害待機勤務体制及び手当に関する規則（平成16年小国町規則第18号）第2条の規定に基づき、職員の災害待機に関し必要な事項を次のとおり定める。

1. 災害待機の目的

- ・ 住民の生命、財産を守るため
- ・ 小国町地域防災計画に基づき災害の軽減を図り、速やかな災害待機の体制をとるため
- ・ 関係機関からの迅速な情報収集と関係機関への伝達

2. 災害待機の基準

- （1）気象台の発表する注意報及び警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪）が発令されたとき
- （2）小国町、南小国町管内で震度4以上の地震が発生したとき
- （3）河川水位が通報水位を超えたとき
- （4）町長又は統括（総務課長）が必要と認めたとき

3. 災害待機の配置

- ・ 宿日直が県、メディアからの情報や、当直室水位監視計等により待機判断基準を超えたと確認したときに、別表1のとおり災害待機班及び総務課防災対応当番等に連絡し配置する。（当該災害待機班に連絡が取れない場合は次の班に連絡する。）

4. 災害待機の主な業務

- （1）災害待機日誌（別表2）に出勤者名と登庁時間を記入する。
- （2）待機の場所は役場庁舎2階総務課とする。
- （3）気象状況（警報・注意報・降雨量など）、河川の水位等を常に確認する。
- （4）降雨量、水位、土砂災害情報のいずれかが通報値に達した場合は地元消防団、自主防災組織等に連絡を入れ同報無線、FM、電話、ファックス等により、注意を促す。その後、警戒値に達した場合は防災担当に連絡する。
- （5）災害の発生が予想される場合又は現体制で業務に対応できない場合は、総括に連絡をとり災害待機職員の増員を図るものとする。防災担当にも連絡する。
- （6）住民からの災害情報、被害状況、住民避難等の情報を指定の用紙に的確に記入し、速やかに対応する。
- （7）県、警察、消防、メディアへの災害情報提供を整理分析し、対応するとともに情報交換も行う。
- （8）待機の解除については、警報が解除になったときに雨量、水位情報を分析し決定することとし待機中情報伝達した機関(消防団、自主防災組織等)に解除連絡を入れることとする。
- （9）災害待機日誌、気象資料データを整理する。
- （10）その他町長又は総括から指示された事項。

5. 待機職員の心得

- ・ 職員は、日頃から防災計画の熟読、災害情報の判断及び情報の取得方法習得に努めるものとする。

別表 1 職員の配置体制表

区分	配 置 時 期	業 務 内 容	配 置 計 画	
			機 関 名	人 員
注 意 体 制	気象に関する注意報が1 以上発表され、総括が職員 の待機の必要があると認 めたとき	予警報の伝達、災 害情報及び被害 報告の収集伝達	宿日直	2名
警 戒 体 制	河川水位が通報水位を超 えたとき、又は災害に関す る警報が発令されたとき。	警報伝達、災害情 報及び被害報告 の収集伝達、その 他応急対策の実 施	宿日直	2名
			災害待機班	2名
			総務課防災対应当番	1名
			ただし、総括は情報等検討のうえそれぞれ必要 に応じた増員（班）とすることができる。 防災担当は常に状況を把握できる体制をとる	
	小国町、南小国町管内で震 度4の地震が発生したと き	災害情報及び被 害報告の収集伝 達、その他の応急 対策の実施	宿日直	2名
			課長級	全該当職員
			審議員・課長補佐級	全該当職員
			総務課	2名
			ただし、人員は必要に応じて各部署で増員する ことできる。	
警 戒 本 部 体 制	災害に関する警報が継続 し、災害発生のおそれがあ ると総括が認めたとき	警報伝達、災害情 報及び被害報告 の収集伝達、その 他応急対策の実 施	宿日直	2名
			課長級	全該当職員
			災害待機	2名
			総務課防災対应当番	2名
			だだし、人員は必要に応じ各部署で増員でき る。	
	小国町、南小国町管内で震 度5弱の地震が発生した とき	災害情報及び被 害報告の収集伝 達、その他応急対 策の実施	宿日直	2名
			課長級	全該当職員
			審議員・課長補佐級	全該当職員
			係長級	全該当職員
			総務課	4名
			ただし、人員は必要に応じて各部署で増員する ことできる。	

◎いずれの場合も職員は、自宅待機又は速やかに連絡の取れる体制をとり、呼集に応じられるよう努める。

別表2 災害待機日誌

別記様式(第5条関係)



(決裁欄)					

災 害 待 機 日 誌 令和 年 月 日

《発令》令和 年 月 日 時 分		《解除》令和 年 月 日 時 分			
勤 務 者 氏 名	印	登庁時間	退庁時間	勤務時間	手当額
	㊟	:	:	:	
	㊟	:	:	:	
	㊟	:	:	:	
	㊟	:	:	:	
	㊟	:	:	:	
	㊟	:	:	:	
	㊟	:	:	:	
令和 年 月 日 支払済		係	㊟	手当計	

気 象 等 情 報 等	受信時刻	発信者	内 容 (記 事)	備 考
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			